

OZU TOWN

第6次大津町振興総合計画

夢と希望がかなう
元気大津

2022 後期基本計画 2025



は じ め に



本町は、平成30年度から令和7年度までの8年間のまちづくり計画として「第6次大津町振興総合計画」を策定し、将来ビジョンとして「夢と希望がかなう元気大津」の実現に向けて、取り組んでおります。

近年は、全国的な災害の激甚化、急速に進む少子高齢化、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本町を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和6年（2024年）に予定されている半導体の受託生産世界最大手である台湾企業の菊陽町での工場稼働決定を契機に、交通インフラ整備や企業立地、住宅造成などに向けての動きが益々加速するものと思われます。また、令和5年（2023年）には熊本空港の新たなターミナルビルや東海大学臨空校舎の完成、南阿蘇鉄道のＪＲ肥後大津駅への乗り入れなど、本町の更なる活性化への追い風とも言えるさまざまな変化が起こり、その先には中九州横断道路やＪＲ豊肥本線からの空港アクセス鉄道の開通なども見込まれています。

こうした状況も踏まえ、前期4年間における取組成果と課題を検証するとともに、新たなまちづくりに向けた町民ニーズや外部環境の変化などを分析し、本町の恵まれた特性やこの好機を生かすために取り組むべき施策を掲げた後期基本計画を策定しました。

この後期基本計画は、課題解決と明るい未来の実現に向け、長期的、総合的観点に立って、今後の町政の進むべき方向性を明らかにしたもので、本町のあるべき未来像を見据えたうえで、今後4年間で取り組む施策を中心に策定しています。

また、平成27年（2015年）の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までに全世界で達成することを目指しているSDGs（持続可能な開発目標）の理念を、本町の課題を踏まえて新たに取り入れました。

計画遂行にあたっては、お一人おひとりが幸せを感じながら住み続けたいと思える町となるよう、未来像を共有しながら、町民の皆さまとの協働により取り組んでまいります。

結びに、本計画策定に当たりご尽力いただきました振興総合計画策定審議会委員の皆さまをはじめ、町民アンケート、中学生ヒアリングや町民懇談会などにおいて貴重なご意見をいただきました皆さま並びに関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。



令和4年3月
大津町長 金田 英樹

目次

～基本構想～

序章	総合計画の策定にあたって	
	1. 計画策定の背景	P. 2
	2. 計画の位置づけ	P. 2
	3. 計画の構成と特徴	P. 3
第1章	総合計画策定の前提	
	1. 大津町の現況と課題（将来展望における論点整理）	P. 4
第2章	基本構想	
	1. まちづくりの基本理念	P. 12
	2. 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢	P. 13
	3. まちの将来フレーム	P. 15
第3章	施策の大綱（政策分野別方針）	
	1. 施策の大綱の体系	P. 18
	2. 政策分野別基本方針	P. 19

～後期基本計画～

第1章	基本計画について	
	1. 基本計画の概要	P. 24
	2. 施策の体系	P. 26
1	産業	
	1－1 農林業の振興	P. 32
	1－2 工業の振興	P. 34
	1－3 商業の振興	P. 36
	1－4 観光の振興	P. 38
2	保健・福祉	
	2－1 健康・保健の充実	P. 42
	2－2 子ども・子育て支援の充実	P. 44
	2－3 高齢者福祉の充実	P. 46
	2－4 障がい者福祉の充実	P. 48
	2－5 地域福祉の充実	P. 50

3	教育・文化	
	3－1 家庭教育への支援	P. 54
	3－2 幼児教育・学校教育の充実	P. 56
	3－3 生涯学習・生涯スポーツの推進	P. 60
	3－4 地域の歴史・文化の継承と振興	P. 62
4	生活環境基盤	
	4－1 土地利用政策の推進	P. 66
	4－2 快適な住環境の確保	P. 68
	4－3 道路・交通ネットワークの充実	P. 70
	4－4 環境にやさしいまちづくり	P. 72
	4－5 交通安全・防犯対策の強化	P. 74
	4－6 消防・防災・救急体制の充実	P. 76
5	町民活動・町政運営	
	5－1 まちづくり参画と行政との連携	P. 80
	5－2 健全な行財政の運営	P. 82
	5－3 人権を尊重する地域社会の形成	P. 84
第2章	計画の推進	
	1. 計画の進行管理について	P. 86
	2. 評価体制について	P. 86

～参考資料～

1. 答申文	参 1
2. 策定体制と経緯	参 4
3. 大津町財政計画（令和4年～令和7年）	参 7
4. その他参考資料	参 8

基本構想

序 章 総合計画の策定にあたって

第1章 総合計画策定の前提

第2章 基本構想

第3章 施策の大綱（政策分野別方針）

序章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

◆ 大津町振興総合計画とは？

大津町振興総合計画とは、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。福祉、都市計画、環境といったすべての計画の羅針盤となる役割を持った計画となります。

（まちづくりを進めるみちしるべ）

◆ 第6次大津町振興総合計画の策定の趣旨

本町では、平成30年3月に「夢と希望がかなう 元気大津」を町の将来ビジョンに掲げた「第6次大津町振興総合計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画は、令和7年度（2025年度）を目標年次とする基本構想と、令和3年度（2021年度）を目標年次とする前期基本計画で構成しています。

今般、前期基本計画の計画期間が到来することから令和4年度（2022年度）を初年度に、目標年次を令和7年度（2025年度）とする後期基本計画を策定いたしました。

策定にあたっては、少子・高齢化社会に向けた総合的な取り組みや、行財政改革やDX（デジタル・トランスフォーメーション）による効率的・効果的な行政運営、住民生活の向上、菊陽町での半導体受託生産最大手である工場の稼働を契機とした情勢の変化、新型コロナウイルスによる新たな生活様式への対応等が求められる社会動向等を踏まえながら、大津町の発展と、将来を担（にな）う子どもたちを育（はぐく）み、未来に向けて次世代へ継承していくため、今後目指すべきまちづくりの方向性を示します。

2 計画の位置づけ

本計画は、大津町まちづくり基本条例第14条 総合計画を策定根拠とし、町政運営の総合的な指針と位置付けられる本町のまちづくりの最上位計画であり、各政策分野の個別計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方を的確に反映する必要があります。

本計画では、同条例で定めるまちづくりの基本原則にのっとり、行政として果たすべき役割の遂行と町民の権利を守る制度やより良いまちを作っていくための仕組みの二つのアプローチから政策・施策を推進していきます。

参考）大津町まちづくり基本条例（抜粋）

（総合計画）

第14条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければなりません。
2 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければなりません。

3 計画の構成と特徴

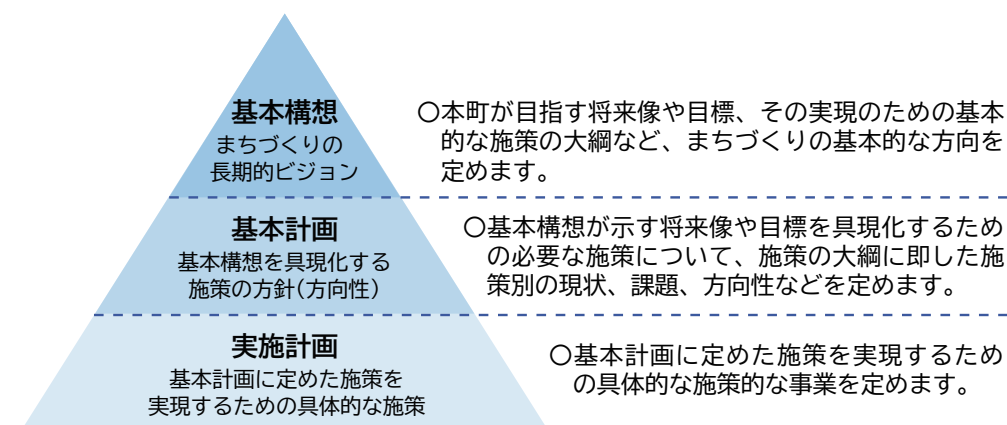
◆ 計画の基本構成

本計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』をもって構成します。

『基本構想』は、まちづくりの長期的なビジョンを示すものとして、本町が目指す将来像や目標、その実現のための基本的な施策の大綱など、まちづくりの基本的な方向を定めます。

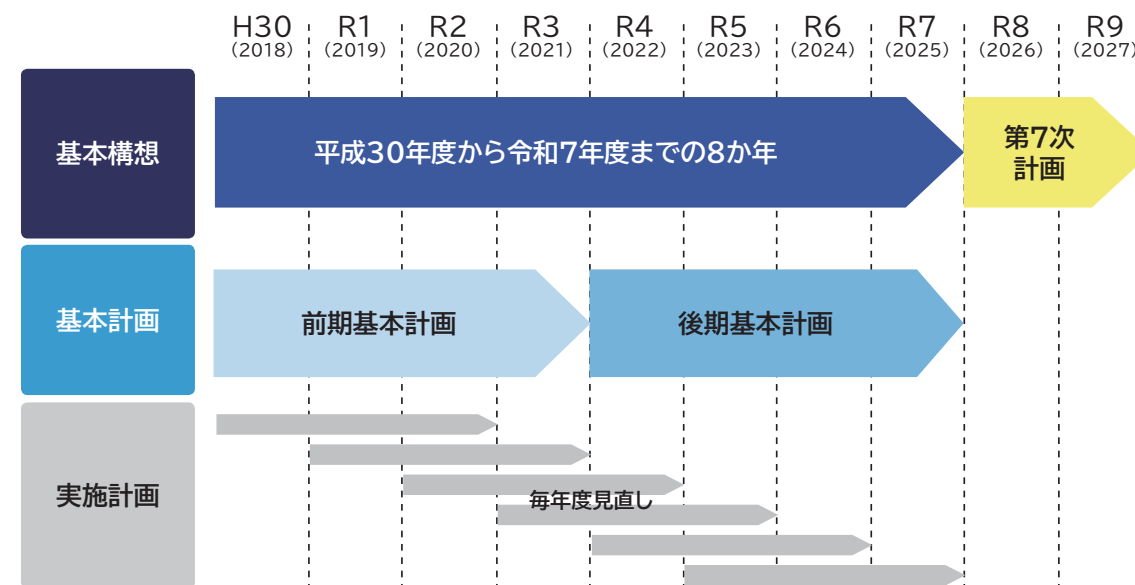
『基本計画』では、基本構想を具現化する施策の方針として、基本構想が示す将来像や目標を具現化するための必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状、課題、方向性などを定めます。

『実施計画』では、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な施策的な事業を定めます。



◆ 計画期間と見直し

本計画における、基本構想の計画は平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）までの8年間とします。また、基本計画は全体計画期間の前期4年間と後期4年間に分けます。実施計画は平成30年度（2018年度）を初年度として3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。



第1章 総合計画策定的前提

1 大津町の現況と課題（将来展望における論点整理）

◆ 将来訪れる、少子高齢・人口減少社会（総論）

◆◆ 現況 ◆◆

- 大津町の人口は、昭和50年（1975年）以降増加傾向で、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）による人口推計においても令和27年（2045年）まで増加することが予想されています。
- しかし、国、県においては、急激な少子高齢・人口減少社会に突入しており、地方創生の取り組みをはじめ、様々な対策が進められています。
- 大津町においても、令和27年（2045年）をピークに減少することが予想されており、地方都市を取り巻く人口減少における社会的影響は、将来起こる事象として、改善策、対応策を検討することが求められます。

◆◆ 課題 ◆◆

- 将来、大津町においても人口減少による生活サービスの縮小、税収減等による行政サービスの低下、空き家・空き店舗・空き工場・耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退が、生活利便性の低下や地域の魅力低下をもたらし、更なる人口減少を招くことが想定されます。このため、総合的な観点から人口減少・少子高齢対策に向けた取り組みが求められます。

◆ 少子高齢・人口減少社会への対応【人口構造、地域構造の変化】

① 人口構造の変化に向けた対応

◆◆ 現況 ◆◆

- 大津町では、これまでの産業集積の取り組みにより、就業のタイミングで大津町へ移動する人が多く、若い人の流入・定住が進んだ結果、子育て世代や子どもの数が増加するなど、着実に人口増加が進んできました。しかし、我が国全体の人口構造は大きく変化しており、若い世代の人口が大きく減少しています。
- 若い人の流入に加え、子ども医療費の助成、民間と連携した待機児童対策等により、国や県に比べ高い出生率となるなど、一定の効果が出ているといえます。しかし、アンケート調査結果（人口ビジョン）における独身者の「結婚希望率」は、全国平均に比べて低いことや、保育園や幼稚園の環境の満足度を高めていくには、更なる改善も求められます。

◆◆ 課題 ◆◆

- 大津町の活力を維持するためには、人口を維持・増加させることが必要です。それには、働く場の確保とともに、若い人が住みたい、住み続けたいと感じる取り組みが重要となります。このため、各種産業と連携した就業機会の維持・創出等による「社会増加（流入人口の増加）」の取り組みに加え、出生率を高める（将来を担う子どもの数を増やす、子育て世代を増やす）ような「自然増加」の取り組みが求められます。

② 地域格差の進行

◆◆ 現況 ◆◆

- 大津町の地域別の人口動向をみると、町中心地域では急激に人口が増加している一方で、南部、北部地域では人口減少が顕著な地域もあり、二極化が進んでいます。
- 人口減少が顕著な地域では、高齢化率も高く、高齢者だけの世帯も増加するなど、農業をはじめとした地域産業の維持や、祭りや地域コミュニティ等の維持が難しくなることも想定されます。
- 一方、市街地では若者の流入により、単身世帯や核家族世帯が増加し、地域サービス（待機児童対策等）が不足するなど、新たな地域コミュニティの形成における課題が生じています。

◆◆ 課題 ◆◆

- 人口減少、高齢化が進む中で、地域活動をはじめ安全・安心な地域環境を支えるコミュニティを維持していくため、地域力の向上、地域の人材育成に向けた取り組みが求められます。
- また、地域間で課題解決に向けた情報を共有し、連携して取り組むなど、これまでの行政区単位での活動に加え、地域連携による活動が重要となります。
- 都市・地域活動を支えるまちの形成の観点においても、医療、福祉、商業等の生活サービスを確保し、高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めて行くことが求められます。

◆ 少子高齢・人口減少社会への対応【町の構造（基盤）の変化】

① 高齢化社会への対応

◆◆ 現 況 ◆◆

- 大津町の高齢化率は、21.9%（令和2年（2020年））で、熊本県や全国平均に比べると低い状況です。しかし、国の動向と同じく増加傾向にあり、将来的には、地域によっては2人に1人が高齢者という社会が到来することが予測されます。
- また、高齢化が進むにつれ、医療給付費・介護給付費などの社会保障費の増加や、自立した生活が難しい認知症などの要介護高齢者・独居高齢者の数が増加しており、今後も増えることが想定されます。

◆◆ 課 題 ◆◆

- 健康寿命を延ばし、高齢者の生きがいづくりや社会参加できる取り組みをはじめ、将来も元気に過ごせる社会環境を整えていくことが求められます。
- また、介護が必要になったり、独居になった場合でも安心して暮らし続けるために、地域での支え合いが必要となります。

② 財政運営の見直し

◆◆ 現 況 ◆◆

- 過去10年における歳入の推移をみると、総額は増加傾向にありますが、地方税の割合は減少した一方で、地方交付税、国庫支出金を合わせた割合は増加しており、国への財源依存度が高くなっています。
- また、歳出の推移をみると、総額は増加傾向にあり、扶助費、維持補修費、投資的経費が大きく増加しています。更に今後、医療介護やインフラの維持・更新等に向けた費用も継続的に必要となります。
- 高度経済成長期から整備が進められた公共施設等について、今後は大規模改修、修繕、建て替えが発生するなど、大きな転換期を迎えています。このような中で、我が国の財政状況は危機的状況にあり、今後、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等により、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

◆◆ 課 題 ◆◆

- 限られた財源の中で、町民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、行政の役割や施策効果を見極め、施設の統廃合・複合化やニーズの低い事業の縮小などの見直しが必要となります。
- 大津町の持続発展に必要な戦略的投資は重点的に行うなど、事業の選択と集中が必要となります。

◆ 産業構造の変化

① 産業の活性化

◆◆ 現 況 ◆◆

- 一定規模の人口を維持していくためには、町民の働く場を増やすなど、産業の活性化を確保することが求められます。
- しかし、農業・林業の高齢化率は高く（高齢者が占める割合が6割）、将来、農業の生産性や農業を維持することが困難となることが予想されます。
- これまで工業団地整備をはじめ、様々な企業の集積を進めたことで、大津町の人口が増加し、活力が維持されてきました。また、令和6年（2024年）年に予定されている、菊陽町での半導体の受託生産世界最大手である工場の稼働を契機に、関連企業の立地が加速するものと思われます。一方で、社会情勢や産業構造の変化、新たな企業進出による人材不足などによる、既存企業への影響も懸念されます。また、周辺自治体との企業誘致の競争の激化も見込まれます。こうした状況も踏まえ、企業進出の受け皿となる工業用地を確保しながら新たな企業誘致を推進するとともに、企業の持続的な活動を支援していくことが求められます。
- 我が国の観光動向においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、観光資源の魅力を高めた地方創生の取り組みを推進しています。しかし、大津町においては、拠点となる観光資源の整備が進んでおらず、これまでにない（総合力としての）取り組みが重要となります。

◆◆ 課 題 ◆◆

- 既存の企業集積を活かしつつ、現在の企業機能の維持、関連企業の集積を推進するとともに、引き続き農工商併進の取り組みを展開し、特色ある地域資源や産業を磨き上げ、それらを効果的に結びつけて、地域で循環する経済の促進が求められます。
- また、産業の活性化に向けては、県や周辺市町村と連携しながら取り組んでいくことも重要です。
- 観光面では、JR肥後大津駅は「阿蘇くまもと空港駅」の愛称が付与され、空港ライナーが本格運用となりました。交通の要衝としての特性を活かし、阿蘇、熊本の観光資源と連携しながら、農業を活かしたコト消費（※）や食の発信をはじめ、大津町の魅力を発信し、観光交流の促進や外需を創出していくことが求められます。
- また、スポーツコンベンションについては、大津町運動公園（スポーツの森大津）に新設した人工芝コート（多目的広場）や熊本地震後に復旧した総合体育館を活用し、大会やスポーツキャンプの誘致を積極的に行い、大津町に滞在することによる経済効果を高めることが求められます。

※「コト消費」とは、商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向をいう。観光においては、日本及び各地域ならではの文化や自然等を体験・体感する消費をいう。他方、商品の所有や商品が持つ機能に価値を見出す消費傾向を「モノ消費」という。

◆ 持続可能な社会

① 安全・安心なまちづくり

◆◆ 現 況 ◆◆

- 九州北部豪雨災害や熊本地震等により、大津町でも町民の生活、暮らし、住家、ライフライン等において多くの被害が発生しました。また、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫、地震による被害等の発生を契機に、人々の防災に対する意識は急速に高まっています。
- 大津町でも、熊本地震の発生を踏まえ、平成29年（2017年）3月、熊本地震からの復旧・復興に関する方針を定めるとともに、震災で得た教訓を今後の『大津のまちづくり』に活かしていくための方向性を示す計画として、「大津町復旧・復興計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。今後も熊本地震の教訓を生かし、今後起こりうる災害への対応力を強化していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。感染症に罹患した場合に、本人の健康が脅かされるという影響はもとより、感染症の流行によって生業等の継続に困難が生じたり、人々が直接会い、集う機会が減少するといった、数々の社会的影響が生じています。

◆◆ 課 題 ◆◆

- ソフト・ハードの総合的な取り組みにより、災害に強く、安全・安心に生活できるまちづくりを進める必要があります。
- 家庭や地域、町、広域連携に基づく、まちの防災力を高める必要があります。
- ひとりひとりが自分を守る行動や、感染症をできる限り予防しまん延を防止する取り組みを進める必要があります。また、感染症の流行下にあっても町民の生活を守り、安全・安心を確保するとともに、町の将来ビジョンの実現に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

② 環境にやさしいまちづくり

◆◆ 現 況 ◆◆

- 我が国の二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は平成25年（2013年）をピークに近年減少傾向にはありますが、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ等の異常気象が生じるなど、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。
- 大津町においては、近年の発展に比例して増え続ける廃棄物への対応として、ごみの分別を推進しリサイクル・減量化に力をいれてきました。また、各家庭の太陽光発電設置を推進するなど、自然環境への負荷低減に向けた取り組みを進めてきたところです。
- 町では「環境の森」や「広葉樹の森」に植樹を進め、二酸化炭素の削減や地下水涵養にも取り組んできました。しかしながら、農林業の衰退や、開発地域の拡大等による自然環境の循環能力の低下が心配されています。

◆◆ 課 題 ◆◆

- 大津町は、豊かな自然に恵まれ、自然との共生によるまちづくりを大切にしてきました。この豊かな自然を次の世代に引き継いでいくとともに、環境にやさしいまちづくりのため、自然環境の保全や循環型社会の形成を進めて行く必要があります。

③ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

◆◆ 現 況 ◆◆

平成27年（2015年）年9月、国連サミットで「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。これは「誰一人取り残さない」をテーマに持続可能で多様性と包摂性（ほうせつせい）のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成されている国際目標です。

我が国政府においても、平成28年（2016年）5月に SDGs 推進本部を設置し、同年12月に実施指針を策定しており、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーや民間企業における活動が進んでおり、機運が醸成されつつあります。

大津町においても、地域農家と協力した地下水涵養や事業所におけるフレックスタイム制の導入など、民間レベルでの積極的な取組みが進んでいます。しかしながら、町全体での総合的な取組みには至っていないのが実情です。

◆◆ 課 題 ◆◆

- 誰一人取り残されことなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができる社会の実現に向け、ひとりひとりが「今、何に取り組んでいるのか」、「今後、何ができるのか」自ら考え取り組んでいくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 基本構想

1 まちづくりの基本理念

大津町総合計画の策定に当たっては、以下の基本理念に基づき定めて行きます。

① 大津町まちづくり基本条例に基づく理念の実現

- 大津町まちづくり基本条例に定める理念を踏まえ、町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任を持ってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りの持てる町 おおづ」の実現を目指します。

② 継続的なまちづくりの展開（第5次振興総合計画他）

- 大津町は、豊かな自然、人の英知、恵まれた交通の要所、長い歴史や文化など、数々の「宝の山」を育んできました。
- この「宝の山」をまちづくりの貴重な資源として活用し、将来にわたって大津町を発展させ、将来を担（にな）う子どもたちを育（はぐく）み、未来に向けて次世代へ継承していきます。
- また、町政の基調として進めてきた「農工商併進の活力あるまちづくり」を継続的に展開し、企業を維持・誘致し、産業を興し、豊かで活力あるまちづくりを進めて行きます。

③ 熊本地震からの復旧・復興

- 大津町復旧・復興計画を継承し、「住民生活・くらしの再建」、「社会基盤の復旧・経済の再生」「命を守る・災害に強いまちづくり」を柱として、熊本地震からの復旧・復興に向けた取り組みを進めて行きます。

2 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢

◆ 大津町の将来ビジョン

全国的に少子高齢化が進行し人口減少局面へ移行する中、地域活力の維持や効率的な行財政運営を進めるなど、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、今後のまちづくりにおいて、量的拡大志向から質的充実志向への転換を一層本格的なものとしていかなくてはなりません。

このような中で、経済再生と財政健全化を同時に実現していくとして、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化に向けて、地域の再生・振興に向けた取り組みが進められています。

大津町においても、先人たちの努力と英知により発展を続け、育まれてきた多くの伝統と文化を活かし、美しい自然と水とまちが共存する、真に豊かさを実感できるまちを創造するため、次の将来ビジョンを掲げます。

大津町の将来ビジョン

夢と希望がかなう 元気大津



～夢と希望がかなう～

大津町では政策的な企業誘致や住宅開発の結果、現在も人口は年々増加を続けており、県内においても、勢いがある元気な町として注目されています。特に、若い世代や子どもの人口も増加を続けており、将来を担う子どもたちの活躍が期待されます。そこで、私たちはこれからも、この素晴らしい大津町を発展させていくため、将来を担う子どもたちの夢と希望がかなうまちづくりを目指します。

本町では、これまで企業誘致による製造業や、豊かな水と大地より支えられた農業を中心に雇用が確保されてきました。これからも、従来の産業特性を生かすとともに、新たな企業の誘致や既存企業との連携による相乗効果、また観光や文化をはじめ様々な分野との連携を進め、地域が持つ資源や特性を活かし新たな雇用の創出を目指すなど、若者をはじめ働く人の夢や希望がかなうまちづくりを進めます。

～元気大津～

大津町を支えるのは、そこに住み・働く人々、そして町民が暮らす地域です。この「地域」は、暮らしている身近なコミュニティや一定の生活圏、そして町全域と多様な階層で構成されるものであり、「人」が輝き、「地域」が輝くことによって、大津町全体の元気が創られていくと考えます。

元気大津を実現していくためには、この「人」と「地域」の間における良好な関係性が重要となります。町民が互いを尊重し、支え合うことにより「人と人との絆」が築かれ、このまちで安心して暮らせる基盤が整います。また、町民が地域に関わりを持ち「人と地域の関係性」を築いていくことは、より良い地域の形成につながるだけでなく、地域への誇りと愛着を育み、地域の再生・振興につながっていくものと考えます。

さらに、大津町には豊かな自然環境や宿場町としての歴史的資源があります。また、空港からの最寄り駅で「阿蘇くまもと空港駅」の愛称がついたJR肥後大津駅や、新たに人工芝コートを整備した大津町運動公園（スポーツの森）など、新たな価値も生まれています。それぞれの独自性を生かしつつ、それぞれの資源が結びつくことで、全体として魅力の高いまちとして発展する元気大津が実現すると考えます。

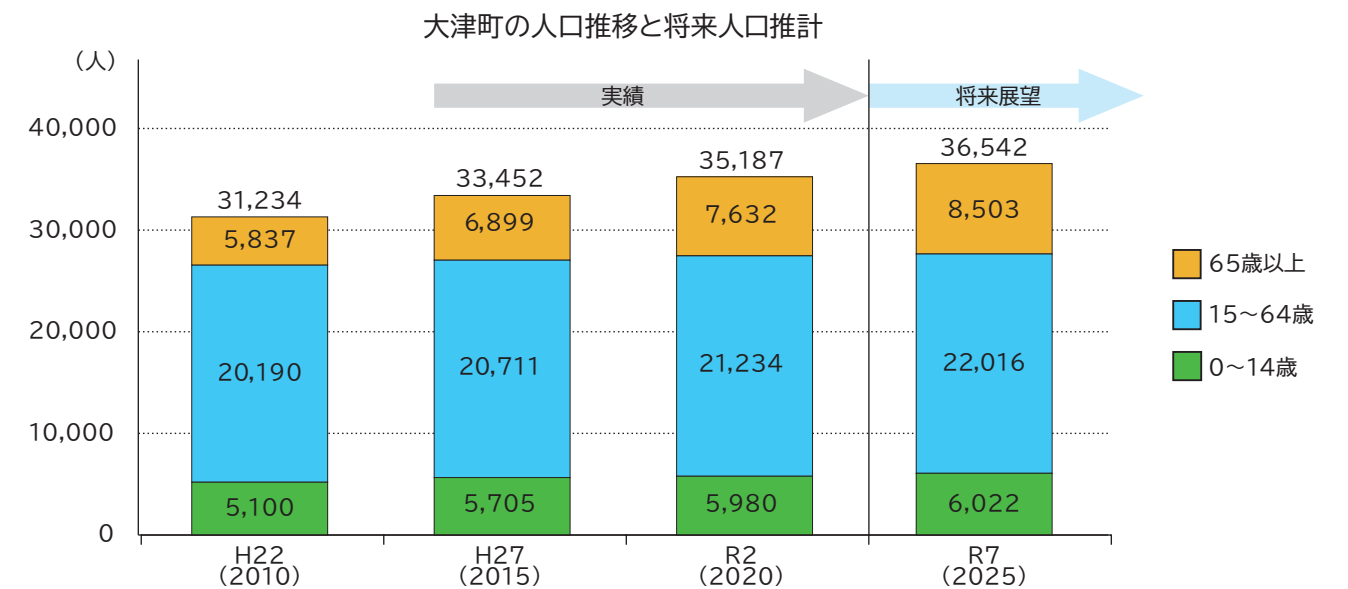


3 まちの将来フレーム

令和3年（2021年）現在の本町の人口は、約35,500人となり、昭和50年（1975年）以降増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成30年3月公表）においても、令和27年（2045年）までは増加傾向にあることが予想されています。

本計画は、令和7年（2025年）を目指した計画であり、計画期間内は、これまでの企業誘致や住宅開発による若者の定住が進んだことで、増加傾向が続くと考えます。

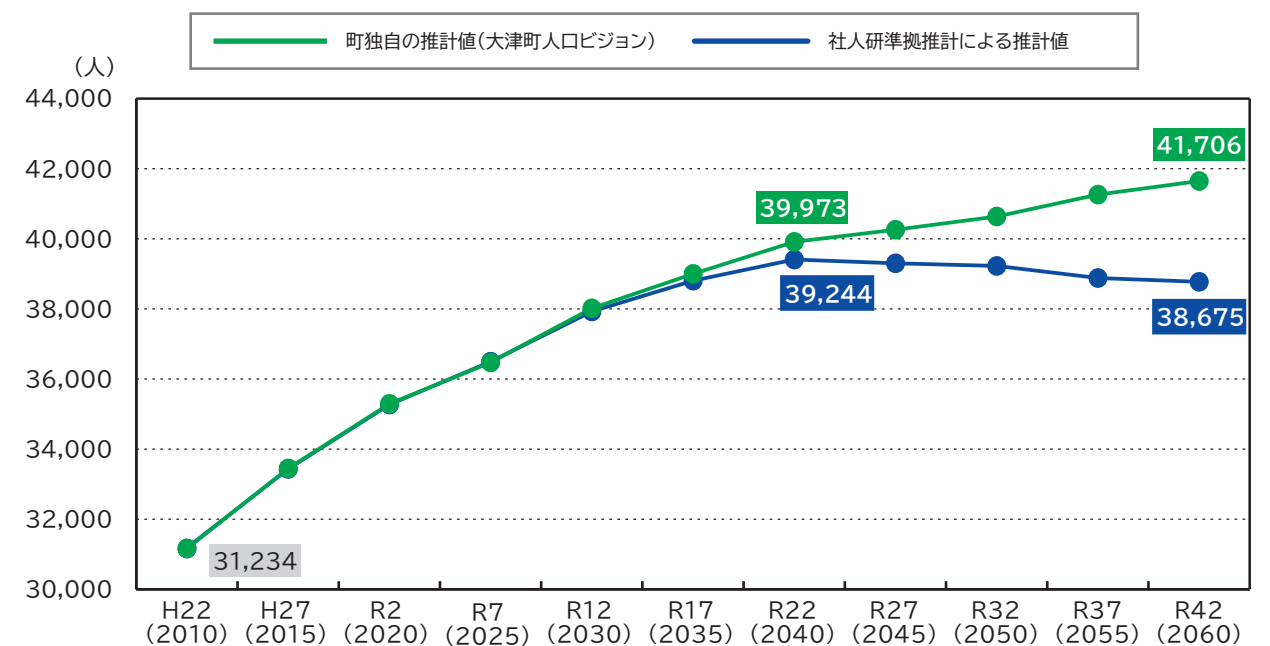
そして、「大津町人口ビジョン」（令和4年3月策定）による人口の将来展望を基に、目標年次の将来人口を、約**36,500人**と設定します。



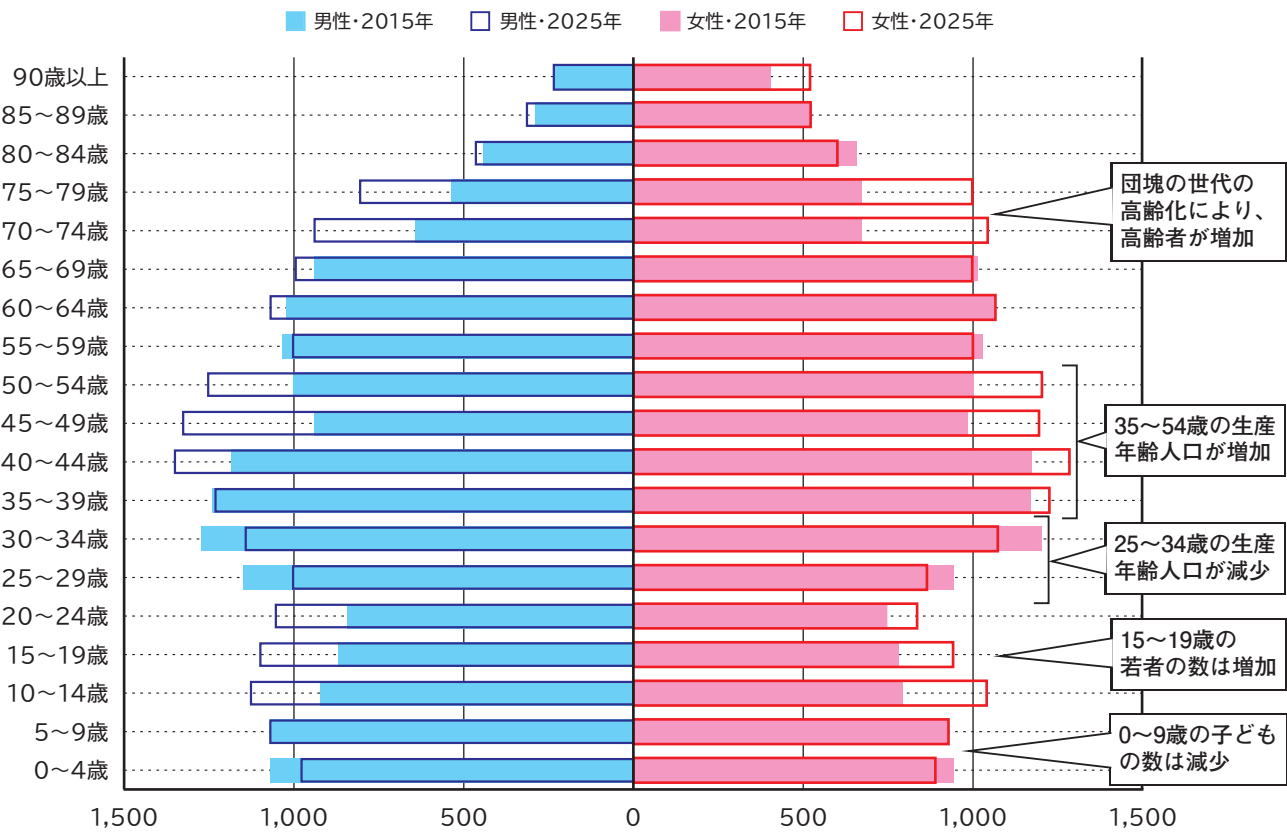
参考：「大津町人口ビジョン（令和4年3月策定）」における推計人口

※2060年の長期展望の中における将来人口の推移

なお、大津町人口ビジョンは、令和2年（2020年）の国勢調査を基準とした人口推計である。



◆ 人口ピラミッド（2015年と2025年の5歳階級別の人口構成の比較）



- 平成27年（2015年）の人口構成をみると、男女ともに25歳～44歳、0歳～9歳の人口が多くなっています。
- 推計の結果、令和7年（2025年）の人口構成をみると、25歳～34歳の人口が減少することが予想されています。本町の活力を維持するためには、新たな分野の企業誘致など若い世代が働きたいと思う魅力的な雇用を促進し、経済面だけでなく総合的な子育て支援等を充実させることが重要です。
- 全国的な流れと同様に、団塊の世代の高齢化が進むことから、行財政の健全化を図るためにも、高齢者福祉の充実だけでなく、高齢者をはじめ町民の健康づくりや地域で支える社会づくりが求められます。
- 地域で支える社会づくりのためにも、地域の人材を育て、地域力を育む取り組みが一層重要となります。

第3章 施策の大綱（政策分野別方針）

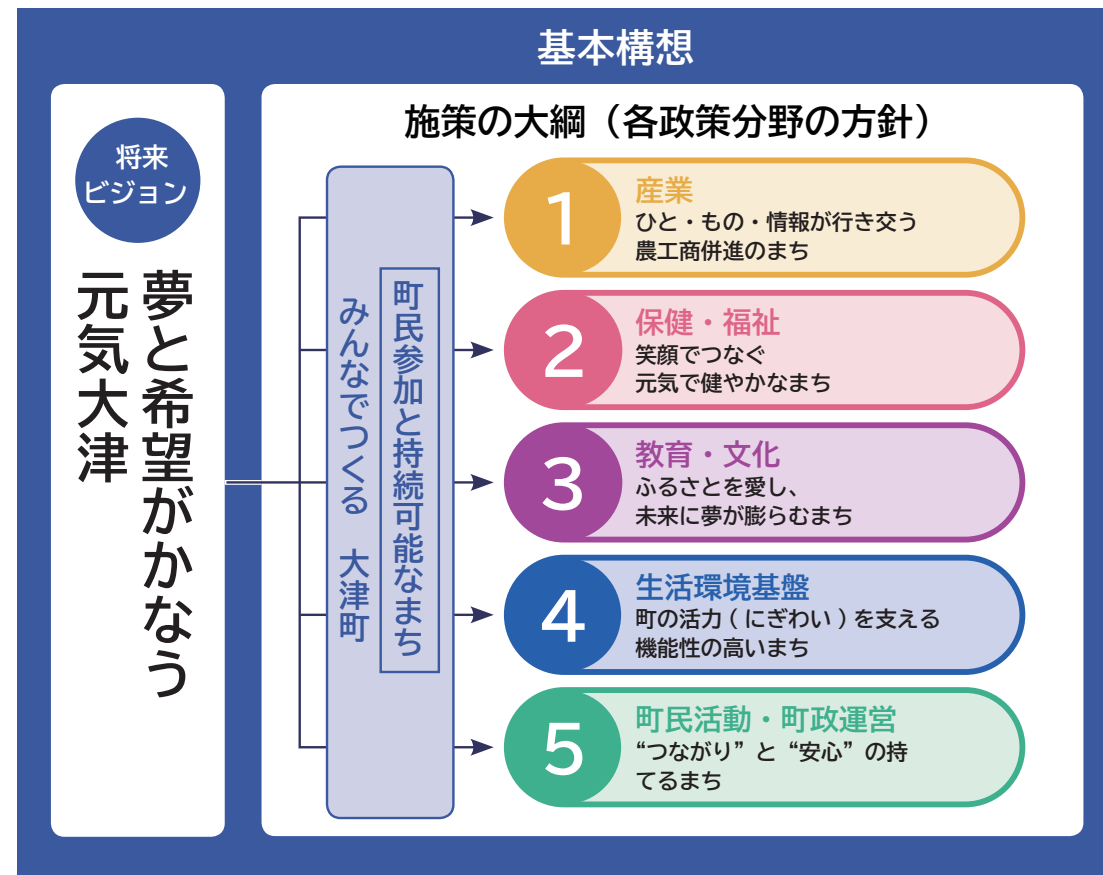
1 施策の大綱の体系

本章では、大津町の将来ビジョンの実現に向けた各政策分野の基本方針を、施策の大綱として示します。

本計画の施策の大綱は、全ての分野に横断的に関わる『町民参加と持続可能なまち』に係る方針と、『産業』『保健・福祉』『教育・文化』『生活環境基盤』『町民活動・町政運営』の政策分野に大別し整理します。

なお、基本計画では、5つの政策分野について、展開する施策の方針を整理します。『町民参加と持続可能なまち』については、すべての分野に係ることから、本章において基本的な方針の整理にとどめます。

<施策の大綱>



2 政策分野別基本方針

◆ すべての分野に横断的に関わる『町民参加持続可能なまち』の基本方針

『町民参加と持続可能なまち』 ～みんなでつくる 大津町～

「大津町まちづくり基本条例」により、町民と町が一体となってともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることを基本として、町民参画や、地域団体、NPO、事業者などとの協働を通して、町民主体のまちづくりを展開します。

多様な地域団体の連携により、「自助」・「共助」・「公助」に加え「近助」の取り組みが、地域を支え、地域を創る推進力となるような地域社会を構築します。

限られた地域資源を有効に使い、「住民と共に支えあう地域社会の実現」を目指し、住民の視点で行財政改革を進めます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、効率的で質の高い住民サービスの提供、将来を見据えた健全な財政運営、町域を越えた広域的な連携などを通して、創意と工夫に満ちた自主的・自立的なまちづくりを進めます。



◆ 基本計画へ展開する5つの政策分野の基本方針

1 『産業』 ～ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち～

農林業の振興と持続的な営農・営林に取り組むことを通して、雇用を維持し、地域経済を活性化します。

既存の工業基盤の整備と企業誘致の実績を活かし、県及び九州圏の産業を支える拠点として、これからも産学官の連携や農工商併進による地域資源を生かした産業の創出を推進します。また、社会経済環境の変化や地域ニーズを踏まえた企業誘致と雇用の促進を進めます。

「阿蘇くまもと空港駅」の愛称が付与されたJR肥後大津駅や、新たに人工芝コートを整備した大津町運動公園などの機能、そして町の豊かな自然環境や宿場町としての歴史的資源といった地域特性を活かし、国内外から多くの人々が訪れるまちを目指して商業や観光の振興を図ります。



2 『保健・福祉』 ～笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち～

町民がいつまでも“健康”で“楽しく”“安心”して暮らせる地域としていくため、地域福祉推進・地域包括ケアの理念に基づき、誰もが役割や生きがいを持ちながら、健やかに暮らせる環境と、人と人がお互いに支え合いながら、温もりと笑顔に満ちた地域社会の実現を目指した福祉のまちづくりに取り組みます。

障がい福祉においては障がいのある人が地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援の充実を図ります。

子育て支援では親が安心して出産・子育てができるような環境整備や子育て支援の充実を進めます。

高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすために福祉サービスの充実や地域で支え合う環境を整備します。

健康づくり、新型コロナウイルス感染症対策、病気の予防や医療機関との連携拡充などにより、保健・医療を充実します。



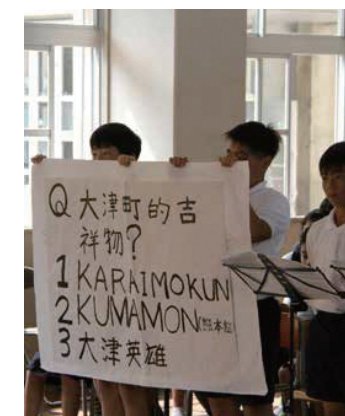
3 『教育・文化』 ～ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち～

「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く（ひらく）子どもの育成」を目指して、地域や家庭と学校・園が連携・協力して、子どもたちの夢の実現を支援します。

家庭教育を基盤とし、学校・園などとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、身の回りの人や出来事への興味・関心、豊かな感性などを育み、夢の芽生えを促します。

学校教育を通じて、子どもたちの個性を伸ばし、「豊かな心」「確かな学力」「健康・体力」などの基本的な資質や能力を育み、夢を育てます。

生涯を通じた学習やスポーツ活動を行うことのできる環境の整備、歴史や文化芸術を楽しむ機会の充実を図ることにより、生きがいと心の豊かさ、地域に対する愛着と誇りを持った人材づくりを推進します。



4 『生活環境基盤』 ～町の活力（にぎわい）を支える 機能性の高いまち～

社会経済状況の変化に対応し、町民の暮らしやまちの持続的な発展を支えるため、機能的・安定的な都市基盤整備や土地の有効的利活用を推進します。このため、長寿命化等に配慮した計画的なインフラの整備・維持や総合的な公共交通体系の構築の他、新たな産業の誘致や拠点整備を検討し、地域特性を生かした有効的な土地利用を推進します。

豊かな自然と多様な都市機能の集積が調和した、自然と共生したコンパクトな都市の実現に向けて、本町の豊かな水や緑の自然環境を守り環境にやさしいまちづくりを目指し、また都市拠点の整備や町民の暮らしを支える公共交通体系の充実を図ることで、高質で機能的な都市空間を形成します。

上下水道や生活道路など住民の日常生活を支える都市基盤や本町の産業を支える都市基盤について、これまで整備してきた社会資本の有効活用や戦略的かつ効果的な整備を推進し、快適な生活を支える都市基盤を創出します。

自然災害の危険から町民の生命と財産を守るため、危機管理体制や消防・救急体制の強化、地域防災力の向上の取り組みを進めます。



5

『町民活動・町政運営』 ～ “つながり” と “安心” の持てるまち～

「大津町まちづくり基本条例」における“町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めること”を基本に町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働・連携していくまちづくりを進めます。

町民が行政運営に参加できる場づくりや町民主体の活動を支援するなど、人が育ち・地域が活性化する環境づくりを進めます。

町の持続性を高めていくため、人口増加や少子高齢化から生じる社会保障費の増大など、財政への影響を見据え、持続可能な町政運営を進めます。

人権意識の高揚や男女共同参画を推進することにより、一人一人の人権が尊重される社会を築きます。



後期基本計画

第1章 基本計画について

【施策の体系】

1. 産業
2. 保健・福祉
3. 教育・文化
4. 生活環境基盤
5. 町民活動・町政運営

第2章 計画の推進

第1章 基本計画について

1 基本計画の概要

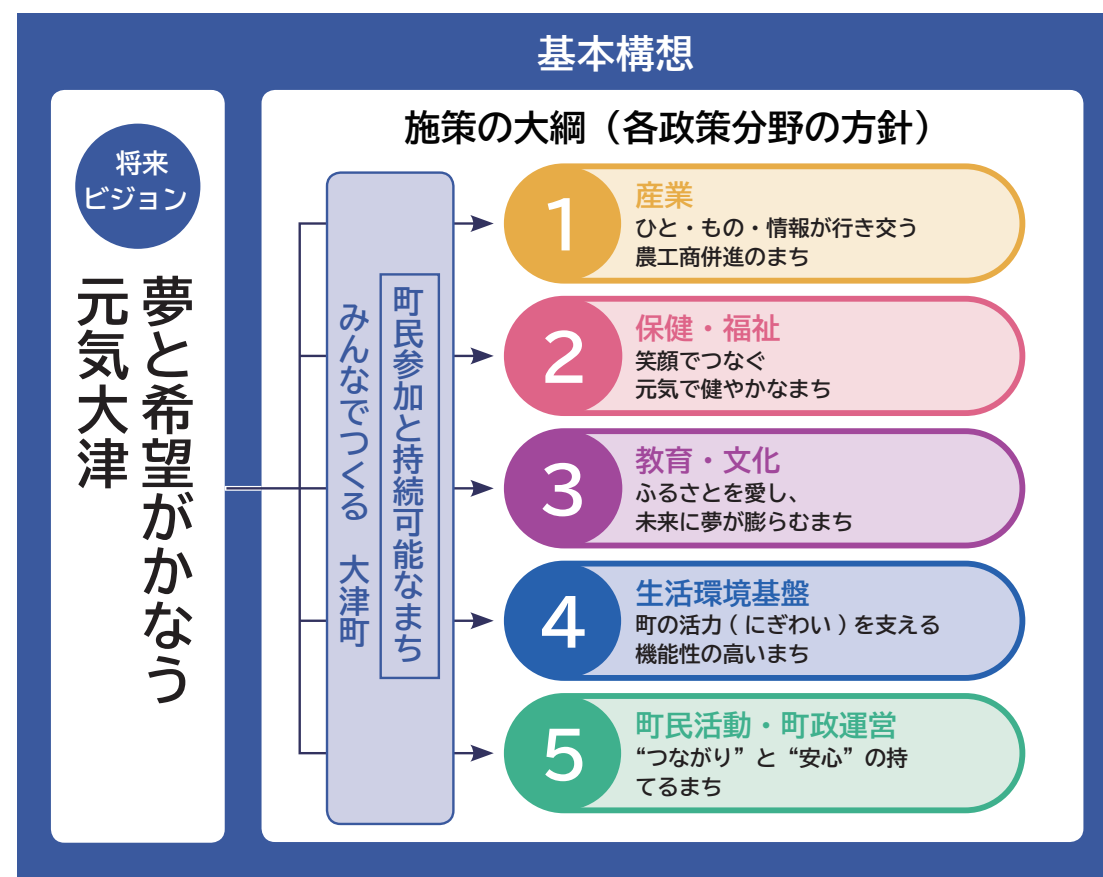
◆ はじめに

大津町振興総合計画とは、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画です。福祉、都市計画、環境といったすべての計画の基本となる羅針盤となる役割を持った計画となります。

『基本計画』は、基本構想が示す将来像や目標を具現化するため必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状、課題、方向性などを定めます。

具体的には、『基本構想』で定めた5つの政策分野について、政策分野毎の基本的方向と施策の体系を明らかにします。

<施策の大綱>



◆ 『町民参加と持続可能なまち ～みんなで作る大津町～』の実現に向けて

前述の通り基本計画では、基本構想で定めた5つの政策分野について、政策分野毎の基本的方向と施策の体系を明らかにしますが、これに加え、政策分野の基本的方向の達成に向けて、「町民」および「地域・団体・事業者」が実施する内容として『みんなの役割』を位置づけています。

この『みんなの役割』とは、基本構想で定めた施策の大綱の中で、すべての分野に横断的に関わる『町民参加と持続可能なまち』を展開するものであり、基本条例に定める協働のまちづくりを推進する取り組み内容となります。

今般、福祉、環境保全、地域活性化、まちづくり、文化・芸術、社会教育、人権の保障など、様々な分野において住民のニーズは複雑多様化しています。さらに、全国的に少子高齢化や財政のひっ迫が進むなか、将来ビジョンに掲げる“～夢と希望がかなう 元気大津～”の実現にあたっては、行政のみならず、町民、事業者などあらゆる主体が、適切な役割分担の下で参画し、ともに目標に向かって取り組むことが求められています。

また、町内の各地域においても人口減少あるいは新規住民の増加等に伴うコミュニティの変容による地域での支え合い体制の弱体化など、共助に関わる課題は深刻化しており、これらの改善に向けては地域社会の主役である町民の皆様の自発的な活動や、地域の様々な主体がそれぞれの特性や強みを活かした連携・協働の取り組みが不可欠です。

こうした背景を踏まえ、「町民」および「地域・団体・事業者」が取り組む内容として『みんなの役割』を位置づけ、町民の皆様との協働のもと、“～夢と希望がかなう 元気大津～”の実現を目指しています。



将来ビジョン

夢と希望がかなう

元気大津

基本方針

町民参加と持続可能なまち
～みんなでつくる 大津町～

施策の大綱

1 産業

ひと・もの・情報が
行き交う
農工商併進のまち

2 保健・福祉

笑顔でつなぐ
元気で健やかな
まち

3 教育・文化

ふるさとを愛し
未来に
夢が膨らむまち

4 生活環境基盤

町の活力(にぎわい)
を支える
機能性の高いまち

横断的施策

5 町民活動・町政運営

“つながり”と“安心”
の持てるまち

基本施策

1-1 農林業の振興

1-2 工業の振興

1-3 商業の振興

1-4 観光の振興

2-1 健康・保健の充実

2-2 子ども・子育て支援の充実

2-3 高齢者福祉の充実

2-4 障がい者福祉の充実

2-5 地域福祉の充実

3-1 家庭教育への支援

3-2 幼児教育・学校教育の充実

3-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

3-4 地域の歴史・文化の継承と振興

4-1 土地利用政策の推進

4-2 快適な住環境の確保

4-3 道路・交通ネットワークの充実

4-4 環境にやさしいまちづくり

4-5 交通安全・防犯対策の強化

4-6 消防・防災・救急体制の充実

5-1 まちづくり参画と行政との連携

5-2 健全な行財政の運営

5-3 人権を尊重する地域社会の形成

施策の方針

1-1-1 農地や農業用施設などの整備 1-1-2 多様な担い手の育成・仕組みづくり 1-1-3 農産物のブランド化と流通の促進
1-1-4 林業基盤の整備と適正な維持管理

1-2-1 企業誘致の推進 1-2-2 工業基盤の整備および維持管理 1-2-3 人材の確保

1-3-1 中心市街地の機能強化と周辺地域への誘導 1-3-2 地場産業の経営支援

1-4-1 観光資源の磨き上げおよびPR強化 1-4-2 滞在型・体験型観光の振興 1-4-3 スポーツコンベンションの推進

2-1-1 健康づくりの推進 2-1-2 保健予防の充実 2-1-3 地域医療との連携充実 2-1-4 健康保険制度の円滑な運営

2-2-1 子育て支援の充実 2-2-2 保育サービスの充実 2-2-3 子どもを安心して生み育てられる地域づくり

2-3-1 高齢者が活躍する場の充実 2-3-2 高齢者福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築
2-3-3 介護保険制度の円滑な運営

2-4-1 障がい者支援の総合的推進 2-4-2 自立・社会参加と地域共生社会の実現

2-5-1 包括的支援体制の構築 2-5-2 地域福祉意識の高揚

3-1-1 基本的生活習慣の形成・確立 3-1-2 親力・家庭教育力の向上 3-1-3 困難を抱える家庭への支援

3-2-1 幼児教育(就学前教育)の充実と学校教育との連携強化 3-2-2 確かな学力の育成 3-2-3 豊かな心・人間性の育成
3-2-4 健やかな体・健康の増進 3-2-5 国際社会を生きる力の育成 3-2-6 教育環境の整備・充実

3-3-1 生涯学習の充実 3-3-2 生涯学習環境の整備 3-3-3 スポーツ環境の基盤整備・活用
3-3-4 スポーツ活動の場および機会の提供

3-4-1 文化の継承・振興 3-4-2 文化財の保護・活用

4-1-1 計画的な土地利用の推進 4-1-2 南部・北部まちづくり計画の推進 4-1-3 新たな活力拠点の創出

4-2-1 公園の整備 4-2-2 下水道の持続的経営 4-2-3 良質な住環境の確保

4-3-1 総合的な道路網の形成 4-3-2 安全・安心な生活道路の形成 4-3-3 公共交通ネットワークの構築

4-4-1 潤い豊かな水と緑の保全 4-4-2 ライフサイクル全体を通じた資源循環の推進 4-4-3 生活環境の向上
4-4-4 温暖化対策の推進

4-5-1 地域防犯対策の強化 4-5-2 交通安全対策の推進 4-5-3 消費生活の安全強化

4-6-1 危機管理体制の充実 4-6-2 災害への対応力強化 4-6-3 災害に強い都市構造 4-6-4 消防・救急の推進
4-6-5 地域防災力の向上

5-1-1 町民と行政の連携推進に向けた情報発信 5-1-2 地域コミュニティの活性化支援

5-2-1 効率的・効果的な行財政の運営 5-2-2 職員の人材育成・人材確保 5-2-3 業務効率化とサービスの向上
5-2-4 広域行政の推進・多様な主体との連携

5-3-1 人権が尊重される地域づくり 5-3-2 男女共同参画の推進

◆ 計画書の見方

基本施策を記載しています

施策の大綱
5つの政策分野の方針

1

産業 ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち

1

農林業の振興
～持続的な営農体制の構築と森林の適切な維持管理～

基本施策分野における現状と課題を記載しています

■現状と課題

優良農地と農業用施設の維持管理が重要

- 農地の集積・集約化に取り組んでいますが、新たな耕作放棄地が発生している現状があり、その要因としては、高齢化や担い手不足などが挙げられます。
- 病害虫や有害鳥獣による農作物被害の増加が農業経営に影響を及ぼしています。
- 県内を含めて全国的に随時発生している家畜伝染病への備えや対策が必要です。
- 本町における農業用施設は老朽化が進んでおり維持を図ることが優先されますが、将来の施設更新に要する費用を圧縮することを念頭にいた長寿命化も課題となっています。

農業における担い手の確保と育成が必要

- 農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的な課題であり、本町においても同様です。高齢化する農業従事者については、作業負担の軽減をはじめとした支援機能の提供が期待されています。また、担い手不足の解消に向けては、多様な人材の参画と担い手育成をいかに進めるかが課題となっています。

差別化を図るブランド化と販路拡大が必要

- 本町は主要農産物である「からいも（甘藷）」をはじめとした農産物はもとより、酪農、肉用牛、養豚などの畜産業も盛んです。県外での消費拡大に向けた認知度向上と差別化を図り、本町の農畜産物全体について、流通の底上げを図る必要があります。
- 町内の農業者団体等と連携して地産地消を促すことで、本町の農畜産物を振興し、安定して生産できる支援を行う必要があります。

林業においても基盤整備と森林の維持管理が重要

- 地球温暖化防止や水源の涵養（かんよう）等、多面的な公益機能も有する本町の民有林面積は4,204haにのぼり、ヒノキ・スギを主体とした人工林が68%を占めています。しかし、国産木材価格は長年にわたって下落しています。さらに、農業同様、林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しているほか、所有者や境界が分からない森林が本町でも増加しており、森林整備や林内道路などの生産基盤の整備や森林の保全に対する町民の意識の醸成が求められます。
- このような中、令和元年には森林環境譲与税が創設されました。これは、国からの譲与を財源として自治体が森林整備・経営管理を推進していく制度です。本町においても森林環境譲与税（令和6年度から森林環境税）を活用した林業振興に資する有効な事業の検討・実施が求められています。

■関連する計画等

関連する計画等	□ 大津町農業振興地域整備計画 □ 大津町人・農地プラン □ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 □ 大津町森林整備計画
---------	--

■みんなの役割

町民	□ 地元の農畜産物や県産材の地産地消に努めましょう □ 農地の役割を意識し、保全に関する理解を深めましょう □ 環境学習等へ参加する等、環境を守る意識の向上に努めましょう
地域・団体・事業者	□ 消費者が求める安全・安心な農畜産物の提供と、安定した生産に努めましょう □ 森林の保全活動、県産材の地産地消、また森林体験学習等を積極的に実施しましょう



■SDGsとの連携



この分野の施策とSDGs 17の
ゴールとの関係を示しています

施策の方針を
記載しています

■施策の方針

1-1-1 農地や農業用施設などの整備

- 農地中間管理機構との連携および農地情報公開システムの活用による農地の集積・集約、耕作放棄地の解消
- 健全農地確保に向けた、県・近隣市町村、町内諸団体と連携した鳥獣・病害虫対策の強化
- 家畜伝染病予防に向けた防疫体制の強化
- 生産性向上に向けた、ほ場、水路、取水口、農道の基盤整備
- 水路を含む農業用施設の維持・長寿命化を支援
- 農地・農業用施設の被災への備えおよび速やかな復旧体制の構築

■目標指標

耕作放棄地の解消率

令和2年度	令和7年度
3.0%	8.5%

※耕作放棄地の解消率=遊休農地解消面積/耕作放棄地面積

担い手への農地の集積率

令和2年度	令和7年度
57.8%	66.7%

※担い手への農地の集積率=担い手の集積面積/耕地面積

1-1-2 多様な担い手の育成・仕組みづくり

- 新規就農者の確保と育成に向けた、農業法人の設立や機能強化支援による営農体制の確立
- 若い世代や女性の進出を促進するICTを活用したスマート農業や作業委託等の支援
- 農業の安定的な経営を支える総合的な支援（「人・農地プラン※」や「認定農業者制度※」の活用など）

※ 人・農地プランは、集落・地域において、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、将来における地域農業の在り方などを明確にするものです。

※ 認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

1-1-3 農産物のブランド化と流通の促進

- 町の農産物の知名度、品質向上によるブランドの確立、PRおよび新たな販路開拓の推進
- 主要農産物である「からいも（甘藷）」の6次産業化も視野に入れた更なる付加価値創出に向けた取り組みの推進
- 高品質な畜産物の生産に向けた優良牛の導入や生産基盤拡充等の補助事業の推進
- 地産地消の推進による安定した販路の開拓

■目標指標

農畜産物の販売促進会の開催数

令和2年度	令和7年度
0回	4回

1-1-4 林業基盤の整備と適正な維持管理

- 森林経営計画に基づく計画的な整備や維持管理
- 林業の持続的な経営体制の構築に向けた、国、県などと連携した木材需要の拡大支援、将来の担い手の確保・育成
- 森林整備や林内道路などの生産基盤の整備
- 森林の保全に対する町民意識の醸成

■目標指標

木材（素材）の生産量

令和2年度	令和7年度
2,034m ³	2,928m ³

再造林率

令和2年度	令和7年度
59%	80%

この施策の方針の
目標指標を記載しています

大綱 1

産業

ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち



産業 ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち

1

農林業の振興

～持続的な営農体制の構築と森林の適切な維持管理～

■現状と課題

優良農地と農業用施設の維持管理が重要

- 農地の集積・集約化に取り組んでいますが、新たな耕作放棄地が発生している現状があり、その要因としては、高齢化や担い手不足などが挙げられます。
- 病害虫や有害鳥獣による農作物被害の増加が農業経営に影響を及ぼしています。
- 県内を含めて全国的に随時発生している家畜伝染病への備えや対策が必要です。
- 本町における農業用施設は老朽化が進んでおり維持を図ることが優先されますが、将来の施設更新に要する費用を圧縮することを念頭においた長寿命化も課題となっています。

農業における担い手の確保と育成が必要

- 農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的な課題であり、本町においても同様です。高齢化する農業従事者については、作業負担の軽減をはじめとした支援機能の提供が期待されています。また、担い手不足の解消に向けては、多様な人材の参画と担い手育成をいかに進めるかが課題となっています。

差別化を図るブランド化と販路拡大が必要

- 本町は主要農産物である「からいも（甘藷）」をはじめとした農産物はもとより、酪農、肉用牛、養豚などの畜産業も盛んです。県外での消費拡大に向けた認知度向上と差別化を図り、本町の農畜産物全体について、流通の底上げを図る必要があります。
- 町内の農業者団体等と連携して地産地消を促すことで、本町の農畜産物を振興し、安定して生産できる支援を行う必要があります。

林業においても基盤整備と森林の維持管理が重要

- 地球温暖化防止や水源の涵養（かんよう）等、多面的な公益機能も有する本町の民有林面積は4,204haにのぼり、ヒノキ・スギを主体とした人工林が68%を占めています。しかし、国産木材価格は長期にわたって下落しています。さらに、農業同様、林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しているほか、所有者や境界が分からない森林が本町でも増加しており、森林整備や林内道路などの生産基盤の整備や森林の保全に対する町民の意識の醸成が求められます。
- このような中、令和元年には森林環境譲与税が創設されました。これは、国からの譲与を財源として自治体が森林整備・経営管理を推進していく制度です。本町においても森林環境譲与税(令和6年度から森林環境税)を活用した林業振興に資する有効な事業の検討・実施が求められています。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町農業振興地域整備計画
- 大津町人・農地プラン
- 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想
- 大津町森林整備計画



■みんなの役割

町民

- 地元の農畜産物や県産材の地産地消に努めましょう
- 農地の役割を意識し、保全に関する理解を深めましょう
- 環境学習等へ参加する等、環境を守る意識の向上に努めましょう

地域・団体・事業者

- 消費者が求める安全・安心な農畜産物の提供と、安定した生産に努めましょう
- 森林の保全活動、県産材の地産地消、また森林体験学習等を積極的に実施しましょう

■SDGsとの連携



■施策の方針

1-1-1 農地や農業用施設などの整備

- 農地中間管理機構との連携および農地情報公開システムの活用による農地の集積・集約、耕作放棄地の解消
- 健全農地確保に向けた、県・近隣市町村、町内諸団体と連携した鳥獣・病害虫対策の強化
- 家畜伝染病予防に向けた防疫体制の強化
- 生産性向上に向けた、ほ場、用水路、取水口、農道の基盤整備
- 水路を含む農業用施設の維持・長寿命化を支援
- 農地・農業用施設の被災への備えおよび速やかな復旧体制の構築

1-1-2 多様な担い手の育成・仕組みづくり

- 新規就農者の確保と育成に向けた、農業法人の設立や機能強化支援による営農体制の確立
- 若い世代や女性の進出を促進するICTを活用したスマート農業や作業委託等の支援
- 農業の安定的な経営を支える総合的な支援（「人・農地プラン※」や「認定農業者制度※」の活用など）

※ 人・農地プランは、集落・地域において、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、将来における地域農業の在り方などを明確にするものです。

※ 認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

1-1-3 農産物のブランド化と流通の促進

- 町の農産物の知名度、品質向上によるブランドの確立、PRおよび新たな販路開拓の推進
- 主要農産物である「からいも（甘藷）」の6次産業化も視野に入れた更なる付加価値創出に向けた取り組みの推進
- 高品質な畜産物の生産に向けた優良牛の導入や生産基盤拡充等の補助事業の推進
- 地産地消の推進による安定した販路の開拓

1-1-4 林業基盤の整備と適正な維持管理

- 森林経営計画に基づく計画的な整備や維持管理
- 林業の持続的な経営体制の構築に向けた、国、県などと連携した木材需要の拡大支援、将来の担い手の確保・育成
- 森林整備や林内道路などの生産基盤の整備
- 森林の保全に対する町民意識の醸成

■目標指標

耕作放棄地の解消率

令和2年度	令和7年度
3.0%	8.5%

※耕作放棄地の解消率=遊休農地解消面積/耕作放棄地面積

担い手への農地の集積率

令和2年度	令和7年度
57.8%	66.7%

※担い手への農地の集積率=担い手への集積面積/耕地面積

■目標指標

認定新規就農者数

令和2年度	令和7年度
7経営体	12経営体

認定農業者数

令和2年度	令和7年度
168経営体	178経営体

■目標指標

農畜産物の販売促進会の開催数

令和2年度	令和7年度
0回	4回

■目標指標

木材（素材）の生産量

令和2年度	令和7年度
2,034m ³	2,928m ³

再造林率

令和2年度	令和7年度
59%	80%

産業 ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち

2

工業の振興
～地域に根差す企業の振興～

■現状と課題

企業立地と社会の潮流

- 本町では、本田技研工業（株）熊本製作所をはじめ、室工業団地・熊本中核工業団地・南部工業団地等に多数の製造業が進出し、県内でも有数の産業拠点を形成しています。また、こうした企業の関連企業として多くの企業が立地し、本町の経済を支える大きな役割を果たしてきました。
- 一方、世界的な潮流としてのSDGsや脱炭素社会、DXの推進など、企業を取り巻く環境は、大きく変化しています。このような環境の変化に対応するとともに工業の更なる活性化を図るために、IT企業などの産業支援型企業をはじめ、多様な企業の立地を推進する必要があります。

工業基盤の促進

- 近隣の菊陽町で、半導体受託生産最大手の台湾企業が国内大手企業と共同で新工場を建設することが予定されており、多くの関連企業の立地が見込まれます。今後は、同社と取引関係にある企業を戦略的に誘致するなど、本町産業のさらなる活性化につなげることが期待されています。
- 他方、本町内の工業団地はすべて完売しており、企業誘致の受け皿となる土地が、現状では限定されています。企業誘致をさらに進めていくためには、開発可能な土地や道路、下水道などの基盤整備を進めるとともに、補助金等の優遇措置も継続・検討していく必要があります。
- 官民連携の枠組みであるPFI※を活用した新たな仕組みなども検討の俎上に載せながら、企業誘致に伴う行政負担軽減や迅速な基盤整備を図っていく必要があります。

人材確保の重要性

- 町近隣の半導体受託生産最大手の台湾企業の進出等を背景に、今後一層の働き手不足が懸念されています。産業の維持や更なる活性化を図るためには、人材の確保が必要不可欠です。
- 一方で、本町に立地する企業の魅力や仕事そのものに関する情報について、本町の学生をはじめとする若年層が実情を必ずしも知り得ていない実態があります。将来の働き手となりうる若年層に、そのことをより深く知ってもらい、地元就職の可能性を拡げるための取り組みが必要です。

※PFIとは公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町都市計画マスタープラン
- 大津町地域公共交通計画
- 大津町下水道事業等経営戦略



工業団地の集積

■みんなの役割

町民

- 大津町にどんな企業があるか、どういう資格や業務経験が求められるか、自分自身のキャリアを積極的に構築していきましょう

地域・団体・事業者

- 産官学連携の推進でDXや新たな付加価値創出に取り組みましょう
- SDGs等企業を取り巻く環境変化への対応を迅速に推進しましょう
- 企業インターンシップの活用や人材マッチングサイトへの登録、女性や高齢者の登用を積極的に図りましょう

■SDGsとの連携



■施策の方針

1-2-1 企業誘致の推進

- 立地奨励金をはじめとした諸制度および恵まれた交通アクセスや生活環境等の効果的な発信など、町のアドバンテージを生かした戦略的な企業誘致
- IT関連企業などの産業支援型企業の誘致による町内産業構造の多様化および地場企業との相乗効果による工業の活性化
- 熊本県や大津町企業連絡協議会※など関係機関との連携による誘致候補先企業への迅速かつ的確なプロモーションやセールス

※大津町企業連絡協議会は、大津町の企業で構成されている団体です。その目的は、各種の情報交換や交流活動を通じて大津町および企業との連携を強化して、企業の事業活動を側面から支援し、本協議会参加企業の発展と大津町企業のイメージアップを図ることにあり、日々、地域と共にがんばる活動を実施しています。

■目標指標

製造業関連企業新規立地協定数

令和2年度	令和4～7年度
1件	10件

I T 関連企業新規立地協定数

令和2年度	令和4～7年度
0件	8件

1-2-2 工業基盤の整備および維持管理

- 工業用水道の適切な維持管理および工業団地内のインフラ環境整備の推進
- PFI方式も含めた町独自の工場用地の確保に向けた用地の調査・分析
- 既存の民有地利活用や民間活力参入による新たな基盤整備を加速させる、産業道路などの環境整備の推進
- 関係法に基づく事業計画の制定等を踏まえ、県など関係機関との調整のもと、必要に応じた用途指定の調整や基盤整備の推進

■目標指標

土地情報紹介（収集）面積

令和2年度	令和7年度
32ha	35ha

1-2-3 人材の確保

- 大津町企業連絡協議会およびハローワーク、産業雇用安定センター、高校や大学等の教育機関との連携による地場企業と被雇用者を結ぶ取り組みの推進
- Iターン、Uターン等に向けた情報発信およびマッチングの推進
- 将来の働き手となる子どもたちが本町の企業や仕事そのものに関する情報の認知や興味関心を高める周知・啓発活動

■目標指標

高校新卒生の製造業関連町内就職率

令和2年度	令和7年度
16%	18%

高校新卒生の就職定着率

令和2年度	令和7年度
91%	95%

産業 ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち

3

商業の振興
～まちの賑わいと活力の創出～

SDGsとの連携



■現状と課題

求められる中心市街地の機能強化

- 世界かんがい施設遺産である上井手用水や、大津中央公園に設置された人気漫画「ワンピース」の「ソロ像」など、中心市街地にも町外からの注目を集めるスポットが増えてきています。その中心市街地を起点に、国指定の重要文化財である江藤家住宅や横綱不知火光右衛門の墓所といった観光資源へ町外からの観光客の流入をつなげていくことで、町内経済への波及も期待できる状況にあります。
- 空港と駅とを結ぶ空港ライナーの運行定着に加え、南阿蘇鉄道の乗り入れも控えており、肥後大津駅には交通の要衝としての機能強化がこれまで以上に求められています。肥後大津駅を中心とした駅周辺や旧街道沿いから、町内各所への人の流れを促す仕組みづくりが欠かせません。
- 町民アンケート調査によれば、「大津町から転居したい」と回答した町民のうち約4割が「買い物など日常生活に不便だから」とその理由を挙げており、とりわけ中心市街地から離れた北部地域に居住する町民が買い物の不便さを感じているようです。実際、町民アンケート調査では、衣服等の購入に際して、隣町の大型ショッピングモールまで出向いて買い物をしている実態が浮き彫りとなったほか、大型ショッピングモールの設置や中型スーパーの複数設置を望む町民の声が寄せられています。
- 企業誘致のみならず、阿蘇の玄関口として本町の機能向上を図るうえでは、中心市街地の商業サービスや町内外の組織間連携を底支えする「町の魅力」をいかに発信するかが問われています。

中小企業の後継者不足への対応

- 中小企業の後継者不足は全国的な問題として認識されており、これは本町においても同様です。今後、中小企業の経営者の高齢化が一層進展することから、事業承継を円滑に進めるための取り組みが期待されています。事業承継を検討する上で第三者や専門家への相談は不可欠とされており、経営者の相談窓口となっている大津町商工会の機能は従前にも増して重要視されています。
- コロナ禍での新たな生活様式への転換による環境変化を好機と捉え、新たなビジネスに挑戦する起業家などへの支援が今後求められます。
- 若者の間には、本町に所在する企業の魅力や仕事そのものに関する情報に、必ずしも接していない現状があるようです。今後は、本町が誇る地元企業の魅力などを子どもたちにいかに伝えていくかが重要となります。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 大津町人口ビジョン



道の駅大津

■みんなの役割

町民

- 大津町の商業の振興に向けて、地元の商業サービスをより良くするために、顧客としての意見を発信していきましょう
- 地元企業（事業所）や地域の仕事の魅力について、若者たちに伝えていきましょう

地域・団体・事業者

- 大津町に訪れた町外の方々や住民に対してニーズの高い商品・サービスを提供していきましょう
- 後継者不足に悩む経営者の方の相談に積極的に乗り、経験やネットワークを活かした事業承継のアドバイスをしましょう

■施策の方針

1-3-1 中心市街地の機能強化と周辺地域への誘導

- 肥後大津駅をはじめとする中心市街地から周辺地域への誘客につながる、大津町の観光資源と食（飲食店等）のコラボレーション等の施策を検討
- 自動車での移動が中心の本町住民の実態にあわせ、肥後大津駅や周辺の商業施設に車でアクセスしやすい環境の整備
- 買い物など日常生活の利便性向上を目指し、本町への大型ショッピングモールの誘致推進
- 企業誘致や商業・観光施設への誘客支援に向けた、シティプロモーションによる本町の魅力の外部向け情報発信の推進

■目標指標

商業振興に対する住民満足度※

令和2年度	令和7年度
20.3%	40.0%

※町民アンケート（満足・やや満足比率）

買い物に不便を感じている人の割合※

令和2年度	令和7年度
40.6%	35.0%

※町民アンケート移動理由にある買い物不便比率

1-3-2 地場産業の経営支援

- 中小企業経営者の後継者問題解決に向けた、地元金融機関や関係機関との連携による人材マッチング検討および大津町商工会の機能支援
- 新たな生活様式下で新ビジネスを模索する起業家支援に向けた、ITやICTを活用した事業間連携促進や既存事業の付加価値創出および新規ビジネス創出推進
- 将来の担い手かつ消費者である本町の若者や子どもたちへの地場企業への愛着等を養う周知啓発活動

■目標指標

町内事業承継に係る支援件数

令和2年度	令和7年度
5件	8件

大津町商工会調べ

町内新規ビジネス創出等の支援件数

令和2年度	令和7年度
81件	91件

大津町商工会調べ



阿蘇くまもと空港駅（肥後大津駅）



旧街道沿い（中心市街地）

産業 ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち

4

観光の振興

～地域特性（自然・宿場町）を活かした観光・交流の促進～

■現状と課題

抜群の交通アクセス環境を活かした観光戦略

- 阿蘇くまもと空港から町内の肥後大津駅までを結ぶ無料の空港ライナーが運行されている大津町には「空港の玄関口」として既に多くの人流があり、さらに今後は肥後大津駅への南阿蘇鉄道の乗り入れ計画が進行しているほか、空港アクセス鉄道の新設等も検討されています。
- また、令和5年春の開業に向けて建設が進められている新空港ターミナルビルでは保安検査を受けた先のエリアの店舗面積は約46倍に拡張され、アジアの玄関口として国際線も増便する予定です。今後は空港を中心とした益々の賑わいが期待されます。
- さらに、中九州横断道路の新設、町内IC設置により、自動車による往来も益々増加すると予測されます。
- 一方で、多くの人が行き交うものの、宿泊や飲食、買い物等による経済効果は限定的であり、また、県内の観光地と比較して本町の観光資源は埋もれているものも多く、通過する多くの人の町への立ち寄りや消費活動につなげることがあまりできていません。

観光都市としての立ち位置「大津モデル」の不在

- 近年、観光業は消費型観光から体験型観光への広がりが見られ、好アクセス環境にある大津町の立地は大きなアドバンテージですが、多くの誘客・集客につながる独自コンテンツの創出には至っていません。
- また、観光振興においては、年間1,500万人以上が訪れる阿蘇地域をはじめとした周辺環境を活かした広域の取り組みや近隣市町村との連携も模索中ですが、その余地はまだ多く残っています。
- 国指定重要文化財の江藤家住宅や第11代横綱不知火光右衛門の墓所、世界かんがい施設遺産の上井手用水など、誇れる歴史資源があるものの十分に活かしていません。
- 令和4年に設置された人気漫画「ワンピース」の「ゾロ像」は県や近隣市町村と連携した新たな誘客・集客が期待されます。

スポーツビジネス確立とその収益化、経済効果創出の必要性

- 本町の運動公園は、体育館のほか球技場、競技場、弓道場、多目的広場を併設し、多種多様なスポーツを楽しむことが可能な「スポーツの町・大津」を象徴する施設となっています。現在、サッカーやバドミントンなどを中心に様々な地区大会、全国大会が開催されていますが、コンベンション※や誘致活動の推進で、収益・経済効果創出面でも伸びしろが多分にあると考えられます。

※ ここでのコンベンションは、大会などの大きな催しのことを指し、その開催も含めたところの意になります。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 大津町都市計画マスタープラン
- 公共施設等総合管理計画
- 大津町個別施設計画
- 大津町地域公共交通計画

■みんなの役割

町民

- 大津町の新たな魅力を発見し、町内外へ広く伝えていきましょう
- 地域の歴史・文化資源を守り、関係者と連携し、新たな魅力創出に取り組みましょう

地域・団体・事業者

- 全国に向けたふるさと納税の商品や特産品の開発等その魅力を発信しましょう
- 全国へ向け「スポーツの町大津」ブランド確立や、近隣自治体や関係者と連携し「水」の魅力を活用した観光振興を実施していきましょう

■SDGsとの連携



■施策の方針

1-4-1 観光資源の磨き上げおよびP R強化

- 国内外の観光客が訪れる熊本の顔として、歴史文化、自然、街並み、産業、ポップカルチャーなどの多様な資源を活かした動線づくりおよび更なる魅力化
- 町の南部や北部への新たな人流創出に向けた、肥後大津駅周辺から町全体へ向けた賑わいづくり
- 誘客増と経済効果の最大化に向けた、民間企業との連携や民間人材の受け入れ、マーケティング手法の活用等の推進およびインターネットによる情報発信の強化
- 誘客のみに留まらず、ふるさと納税やE C※などにもつなげるための町のファンづくりと、I C Tを活用した広報戦略

※ EC (electronic commerce) とは、電子商取引のことで、インターネット通販やネットショップなどの総称

1-4-2 滞在型・体験型観光の振興

- 本町の他の観光資源への誘客・送客による町内での滞在・消費拡大へ向けた、道の駅大津やHSR九州等の民間企業との連携・協力体制の強化
- 好アクセス環境、阿蘇を望むまち、豊かな自然等を活かした、農山村生活、日本の伝統的な武道や文化体験、ヘルスツーリズム等の展開
- 広域周遊の確立に向けた、江藤家住宅、不知火光右衛門墓所、世界かんがい施設遺産および新設されたワンピースゾロ像などの目玉施設の活用強化
- 新たな展開に向けた各種団体や近隣市町村との連携およびより合理的な協力体制の構築推進

1-4-3 スポーツコンベンションの推進

- 施設の遊休時間を減らし、収益や経済効果の最大化を図ることに向けた、大型大会の誘致やスポーツキャンプ等の施設を活かしたスポーツコンベンションの推進
- 多種多様な関係者のネットワークを活かしたスポーツ合宿やキャンプの誘致
- 経済効果の最大化に向けた、町の農業、畜産業、商工業、宿泊業、飲食業等との連携体制の構築
- 施設の利便性向上と「町にお金を落とす仕組みづくり」に向けた、「スポーツの森駅」の新設や近隣への商業施設等の誘致の検討

■目標指標

観光情報動画・SNS発信数/アクセス数

令和2年度	令和7年度
203件/307千件	260件/400千件

観光協会総会資料

ふるさと納税寄附額・E C販売額※

令和2年度	令和7年度
624,457千円/年	800,000千円/年

※町および観光協会による合算

■目標指標

滞在人口率※

令和2年度	令和7年度
1.07	1.15

※滞在人口率 滞在人口÷当該自治体の人口
RESAS 毎年4月休日10時基準(15～80歳)

宿泊客数

令和2年度	令和7年度
174,439人	270,000人

■目標指標

肥後おおづスポーツ文化コミッション※によるスポーツ大会・合宿開催数

令和2年度	令和7年度
1件	5件

※ コミッションとは、コンベンション(大会などの催し、その開催)を推進していくための官民連携の組織の名称

観光入込客数

令和2年度	令和7年度
1,035,587人/年	1,600,000人/年

大綱 2

保健・福祉

笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち



健康・保健の充実
～町民の健康づくりと地域医療との連携拡充～

SDGsとの連携



■現状と課題

生涯を通じた健康づくりと生活改善の取り組みが必要

- 健康寿命を延ばすためには、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、日常生活の中で習慣化されるような取り組みが求められています。
- 町民が年齢を重ねても健康で生き生きと暮らすためには、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生活習慣や食生活を意識して取り組むことが重要です。

各種健診やワクチン接種などの予防の取り組みが重要

- 生涯を通じて健康的な生活を送れるようにするには、日常的な病気の予防や初期の段階で異常を発見することが重要であり、年代に応じた定期的な健診や結果に基づく指導が必要です。
- 感染症の予防には、一人ひとりの手洗いやマスクの着用など自分を守る行動が重要です。新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防接種は、感染症の発症や重症化を予防することができ、社会へのまん延を防ぐことにもつながります。予防接種の正しい理解と意義について理解を促す取り組みが必要です。
- こころの健康は、いきいきと自分らしく生活するために必要不可欠です。こころの休養の確保など、こころの健康を支援する取り組みが求められています。

安心して暮らせる地域医療体制の構築が不可欠

- 住み慣れた地域で町民誰もが必要とする医療を安心して受けられるためには、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない医療体制づくりが求められています。町民が利用しやすい地域医療として、休日・夜間の診療など暮らしに必要な医療を将来にわたって提供できる体制を整えることが重要です。

健康保険制度の安定的な財政運営を継続するために、より一層の保健事業の推進が必要

- 国民健康保険は、65歳以上の被保険者数の増加や医療技術の高度化、生活習慣病の増加に伴い、1人あたりの医療費が増加傾向にあります。特定健診を広く推進し、被保険者の健康の保持や生活習慣病の早期発見・早期治療につなげる必要があります。
- 後期高齢者医療制度においても、高齢者の増加が見込まれ、医療費の増加も懸念されます。高齢者の健康づくりや介護予防事業と連携しながら継続した保健事業と切れ目のない支援が求められます。
- 経済的な不安を緩和して早期の治療を推進することで子どもたちの命と健康を確実に守るため、こども医療費の対象年齢を満18歳まで拡大しました。今後は持続可能な取り組みとするために適切な受診に向けた啓発も必要です。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町健康づくり推進計画
- 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)および第3期特定健康診査等実施計画

■みんなの役割

町民

- 自分にあった健康づくり、食育に取り組むとともに、継続した健康診査の受診や生活習慣の見直しに努めましょう
- 地域と連携し、健康づくりやこころの健康に努めましょう
- 適切な病院受診を心がけましょう
- 手洗いなど基本的な感染予防対策を実践しましょう

地域・団体・事業者

- 従業員の健康づくりや過重労働の防止など、健康に配慮した職場づくりに努めましょう
- 従業員へ手洗いを呼びかけるなど、感染予防対策を実践しましょう



7～8か月児健診の様子

■施策の方針

2-1-1 健康づくりの推進

- 無関心層にまで届く健康アプリを活用した健康づくり事業の実施
- 日々の生活習慣としての運動の定着と裾野の拡大に向けたノウハウとブランド力のある民間企業と連携した健康運動事業の実施
- 生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けた、ライフステージに応じた食育指導や健康教室等の推進

■目標指標

運動習慣の割合（国保特定健診）

令和2年度	令和7年度
45.7%	50.0%

2-1-2 保健予防の充実

- 子どもの成長発達の基盤となる生活リズムに重点を置いた乳幼児健診等保健指導の実施
- 特定健診やがん等各種検診受診率の向上に向けた、電子申請による健診等申込の体制整備
- 健診結果等を活用した、保健師や管理栄養士による電話や訪問による保健指導等の強化
- 生活習慣病の重症化予防および食事や運動などの生活習慣の改善に向けた特定保健指導の推進
- 感染症の発生およびまん延の防止に向けた、各種予防接種や予防啓発活動
- 「こころの健康」についての啓発や相談しやすい体制の整備

■目標指標

特定健診受診率

令和2年度	令和7年度
36.2%	60.0%

朝食を毎日食べる幼児（3歳児健診）

令和2年度	令和7年度
93.5%	100.0%

2-1-3 地域医療との連携充実

- 近隣の市町と連携した菊池圏域の医療機関による休日・夜間の診療体制の維持
- 救急医療に関する町民への適切な情報提供に基づく救急医療機関の適正利用の推進

■目標指標

休日・夜間診療体制の整備度

令和2年度	令和7年度
100.0%	100.0%

2-1-4 健康保険制度の円滑な運営

- 被保険者の健康維持による1人あたりの医療費の伸びが緩やかで持続可能な国民健康保険制度の運営
- 個人負担の公平化や医療費の分析に基づく健康課題の見える化、重症化予防のための保健事業の実施
- 将来にわたり医療給付を提供できる適正な後期高齢者医療制度の運営
- 高齢者への切れ目のない支援に向けた、高齢者の保健事業および介護予防事業等の実施
- こども医療費助成制度の持続的な実施に向けた適切な受診啓発の推進

■目標指標

1人あたり保険給付費（国民健康保険）

令和2年度	令和7年度
311,866円	330,000円

参考：「熊本県国民健康保険運営方針（医療費の動向と将来の見通し）」およびH28～R2の町国保保険給付費実績の伸び率による推計額：332,658円

SDGsとの連携



■現状と課題

子育て支援の制度充実と周知が急務

- 令和3年に町が実施した「結婚・妊娠・子育てに関する意識調査」によると、子育てに関して家計に関連する意見が最も多く、経済的な問題が浮き彫りとなりました。
- 子育て家庭に対する各種支援制度・機能があるものの周知が不足しており、必要な方に必要な情報やサービスを届け、利用してもらえる仕組みづくりが必要です。
- ひとり親家庭については、育児に関する悩みなどを一人で抱え込みがち傾向が見られ、支援につながることができない家庭に寄り添う必要があります。

高い保育所入所率と保育人材の不足

- 本町の就学前児童数は減少傾向にあり、保育所待機児童数は令和3年4月現在でゼロとなりましたが、保育所入所率は112.9%（令和3年12月現在）と依然として定員を超えています。また、今後更なる産業集積等に伴う人口増加により就学前児童数も再度増加に転じる可能性があります。
- 共働き世帯などの増加によって0歳～2歳までの保育ニーズ割合は年々増加しています。さらに生活様式の多様化により保育ニーズにも多様化がみられます。
- 平成30年度保育士アンケート調査から、69.6%の保育士がやりがいを感じている一方で、収入や有給休暇取得の満足度が低く、処遇改善等は図られているものの収入や休みの取りづらさに課題がみられます。また福祉分野で保育士の雇用ニーズは高く、人材確保が一層難しくなっています。
- 町内保育園等のICT導入を進め、保護者とのコミュニケーション円滑化と効率化に寄与しました。保育の質的向上および人材不足への対応に向けて、今後もICTを活用した情報発信・サービスの充実に取り組む必要があります。
- 公立保育所・幼稚園3園は、町内の教育・保育の質的向上に積極的に取り組んでいます。しかし、施設は老朽化が進んでおり、修繕や大規模改修が必要です。また、保育ニーズの変化から幼稚園の入園者数は年々減少しており、定員割れの状況です。

地域で育てる仕組みづくりが急務

- 本町には就職や結婚を機に転入する世帯も多く、相談相手や支援者がいない現状も見られ、悩みごとを共有できる交流の場等が求められています。また、行政や保育機関だけでなく、地域で子育てを見守り支えることが期待されています。また、全国的にも増加傾向にある虐待やネグレクトを未然に防ぐ仕組みが必要です。
- 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、令和3年10月、子育て・健診センター1階に子育て世代包括支援センターを開設しました。今後、より気軽に利用いただける周知や仕組みが必要です。

■関連する計画等

関連する計画等

□ 大津町子ども・子育て支援事業計画

■みんなの役割

町民

- 保護者だけでなく地域住民と共に協力し子育てに取り組みましょう
- 熊本県・大津町の多種多様な子育て支援制度を知りましょう
- ひとりで抱え込まず、相談窓口気軽に相談しましょう

地域・団体・事業者

- 子育て世帯が働きやすい制度・仕組みづくりに努めましょう
- 子育て世代が様々な制度を利用しやすいよう、職場全体での子育てに対する理解を進め推奨しましょう



子育て・健診センター内に設置された子育て世代包括支援センター

■施策の方針

2-2-1 子育て支援の充実

- 18歳までの子ども医療費の無償化、多子世帯への保育料軽減（各種要件あり）の継続
- ICTやインターネット等も活用した多様かつ分かりやすい情報発信・サービス周知
- 多様な困りごとへの総合的支援に向けた、相談窓口の機能強化および相談内容に応じた各種関係機関への適切な連携

■目標指標

児童福祉・子育て支援の満足度

令和2年度	令和7年度
34.7%	50.0%

2-2-2 保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに備える、延長保育や一時預かり、休日保育、障がい児保育などの多様なサービスの充実および医療的ケアを要する子どもや家庭を支援できる体制整備
- 保育の質と量の維持向上に向けた、待機児童ゼロの維持および入所率の適正化
- 保育人材の確保に向けた就労状況・賃金等の処遇改善の推進
- 公立園の在り方（意義・役割）を踏まえた「公立保育等再編基本方針」に基づく再編および公立認定こども園設置に向けた協議



■目標指標

保育所の待機児童数

令和2年度	令和7年度
11人	0人

人の話を最後まで聞く年長児の割合

令和2年度	令和7年度
78.6%	90.0%

2-2-3 子どもを安心して生み育てられる地域づくり

- 切れ目ない支援に向けた、関係機関の連携強化
- 支援の地域格差解消に向けた保育園への相談窓口設置
- 保護者同士の交流の場となる地域子育て支援拠点事業の充実
- 児童虐待の予防や早期発見、適切な支援に向けた子ども家庭総合支援拠点の設置
- 地域で子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター事業」の充実
- 病児・病後児保育・学童保育等の働きながら安心して子育てできる環境の更なる充実

■目標指標

ファミリーサポート利用件数

令和2年度	令和7年度
1,173件	2,000件

高齢者福祉の充実

～高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らせる環境づくり～

SDGsとの連携



現状と課題

増加する高齢者と社会参画

- 本町の高齢化率は令和2年時点で21.9%と、全国と比べて低くなっていますが、北部・南部地域のほとんどが町の高齢化率より大幅に高く、地域によって差が生じています。地域の担い手不足や地域組織団体（例：老人クラブなど）の衰退も進行していく可能性があることから、企業や社会福祉法人等とも連携を図りながら、高齢者の社会参画につなげていく必要があります。
- 高齢者が生きがいを持って活躍することは、健康保持や社会とのつながりを維持することだけでなく、地域（社会）からの孤立化・孤独化を防止し、希薄化していくコミュニティを存続させていくことにもつながります。また、『就労』を通して活躍の場を創出していくことも、地域の担い手不足対策として期待されています。

高齢者を取り巻く住まい・医療・介護・予防・生活支援の不足

- 早い段階から健康づくりを含めた介護予防に取り組み、自分らしく自立した生活を継続していくことが、健康寿命の延伸につながります。そのため、企業や介護事業所等の関係機関と連携し、高齢者の健康づくり・介護予防に関する啓発や活動の場の提供が必要です。
- 本町における認知症高齢者数も年々増加の一途をたどり、認知症に対応した医療・介護サービスの提供体制の充実を図ることが急務です。地域・関係団体等と一体となって、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指す「共生」「予防」の推進が求められています。
- 本町の高齢者のみの世帯（単身および夫婦のみ）は全国と比べて低い傾向にありますが、少子高齢化とともに、今後は増加が見込まれます。そのため、多様な支援需要に行政だけで対応することが難しくなっていくことから、地域での支え合い・見守り等の仕組みづくりを充実させていくことが重要となります。
- 複雑化・多様化する高齢者の課題に対し、包括的かつ適切な支援の強化が求められています。

介護保険制度の課題-「介護度の重度化抑制」と「人材確保」

- 高齢者数の増加とともに、要介護認定者も増加しています。しかし、介護度別にみると、重度認定者より、要介護1～要支援者の軽度認定者が増加しています。サービスの効果検証を行い、介護度がより軽度化していく自立支援型のサービス提供を推進していくことが重要です。
- 今後、ますます介護保険のニーズは増大していく一方で、介護職員の離職などにより受け皿となる医療・介護・福祉・保健に関連した人材確保が難しくなることが予測されます。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 大津町高齢者福祉計画および介護保険事業計画
- 大津町地域公共交通計画



いきいき百歳体操を実施。心も身体も元気に！（通いの場「真木元気塾」）

みんなの役割

町民	□ 地域の行事やスポーツ活動、通いの場、老人クラブ等へ積極的に参加し、自らの健康づくり等に努めましょう □ シルバー人材センターやボランティア団体等に参加し、地域の担い手として、経験や能力を活かした活動に取り組みしましょう □ 認知症への正しい理解を深めるとともに、地域の高齢者に対する見守りや声掛けを行いましょう
地域・団体・事業者	□ 住居や交通網・道路のバリアフリー対策や「高齢者等見守りネットワーク」への積極的参加等、高齢者に優しいまちづくりを進めましょう □ 就労を通じた高齢者の社会参画に向け、高齢者を積極的に雇用しましょう

施策の方針

2-3-1 高齢者が活躍する場の充実

- シルバー人材センターの新規会員数拡大・利用促進および「就労的活動支援コーディネーター」との連携強化による雇用創出の活性化
- 老人クラブへの新規加入者獲得や担い手確保の推進
- ボランティアやまちづくり団体等の各種コミュニティとのマッチング



介護アシスタントが、特技や能力を活かしレクリエーション活動をサポート

目標指標

シルバー人材センター新規加入会員数

令和2年度	令和7年度
45人	60人

シルバー人材センター就業率※

令和2年度	令和7年度
76.8%	80.0%

※シルバー人材センター就業率
＝シルバー人材センター就業者数/シルバー人材センター登録者数

2-3-2 高齢者福祉サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- ノウハウのある企業等と連携した効果的な予防事業の実施および啓発強化による健康づくりのすそ野拡大
- 身近な地域での健康づくり活動の継続に向けた、地域人材の育成と活躍の場の提供支援
- 高齢者や介護する家族への生活支援等サービス（食・移動・見守り等）の充実および民間連携による生活支援を含めた多様な「高齢者等見守りネットワーク」の拡充
- 認知症の早期発見・早期ケアおよび認知症の人や介護者を支える体制整備
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる、住まい・医療・介護・予防・生活支援の地域内での一体的な提供体制の推進
- 専門員の配置を含めた総合相談機能の充実

目標指標

介護予防に取り組む「通いの場」の数※

令和2年度	令和7年度
19件	30件

高齢者等見守りネットワーク協力団体登録数

令和2年度	令和7年度
22団体	32団体

※「通いの場」とは地域の住民同士で公民館等に集まり、体操やレクリエーション活動を行う健康づくり・介護予防の場です



見守りネットワークロゴマーク
企業の建物や車に貼っています

2-3-3 介護保険制度の円滑な運営

- 利用者の生活・身体機能の維持を尊重した自立支援型のケアマネジメントの推進
- 重度化を防ぎ、被保険者とその家族の生活の質を維持・向上させる、適正な介護保険制度の運営
- 介護ロボット等のICT導入支援や介護アシスタントの養成・施設等とのマッチング
- 今後増加が見込まれる外国人労働者の確保に向けた取り組みの推進

目標指標

新規要介護認定者の平均年齢

令和2年度	令和7年度
82.8歳	84歳

障がい者福祉の充実
～みんなが笑顔の福祉のまちづくり～

SDGsとの連携



現状と課題

障がい福祉サービスの利用増と相談内容の複雑化・複合化

- 障がい者福祉サービス、障がい児福祉サービスの公費負担額は、この5年間（平成29年～令和3年）でそれぞれ1億円以上の伸びを示しています。だれもが人生のどこかの時点で障がいを抱える可能性がある中、今後のサービス（質・量）について調査・分析を行いながら、整備する必要があります。
- さらに近年、「発達障がい」と診断される国民が増加しています。あらゆる世代で対応が求められる課題ですが、特に子どもの発達障がいについては、早期発見・早期対応が必要であり、その体制づくりや支援策の重要性が高まっています。
- 一方で、自分自身または身近な家族が障がいにより生活に支障を来すことになった場合、どのようなサービスをどう利用すべきか、相談できる場所や各機関とのマッチングが必要です。令和3年7月に設置した「ふくしの相談窓口」のさらなる周知と機能強化が求められます。
- 障がい福祉に関する相談内容を分析すると、相談者本人だけでなく、本人を支える家族の諸問題（経済困窮、就労、虐待を想起される事象等）が密接に絡んでおり、それを1つひとつ解きほぐしながら支援していくことが必要な事例が増えており、その体制整備が急務となっています。

就労支援や社会参画の推進が必要

- 障がい福祉の最終目的は、障がいのある人が、親亡き後を見据え、住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら自立した生活ができる体制づくりです。令和3年実施のまちづくり町民アンケートでの「障がい福祉の充実度への満足感」について「どちらともいえない」が62.8%、障がいのある人への支援についての質問に対し、「支援をしたいが何をすればよいかわからない（その余裕がない）」との回答が47.9%でした。平成25年制定の障害者差別解消法の理念の啓発を通じて、だれもが障がいに理解をもち、支え合える環境づくりが必要です。
- 「自立した生活」を過ごせるようにするには、社会参画、特に就労し自ら収入を得られるよう、日常生活での自立訓練を通じて、就労機会の提供、一般就労につながるよう、支援していくことが求められます。また、同アンケート結果では「今行っていないが、今後行いたい活動」として「パソコン教室や料理教室など技術を身に着ける活動」や「絵画や書道、音楽、ダンスなどのサークルまたは教室」があげられており、そうした場の提供が期待されています。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 大津町障がい者基本計画
- 大津町障がい福祉計画・大津町障がい児福祉計画



福祉施設での避難訓練の様子

みんなの役割

町民

- 地域社会の一員である障がいのある人やその障がいについて理解を深めましょう
- 地域生活の中で、障がいのある人の生活を支援し、ともに支え合う「地域共生社会」の実現を推進しましょう

地域・団体・事業者

- 地域福祉が実施する福祉活動やボランティアへ積極的に参加しましょう
- 障がいのある人やその障がいについて理解を深め、就労や居住の場や情報を提供し、地域生活に溶け込めるよう支援を行いましょう

施策の方針

2-4-1 障がい者支援の総合的推進

- 事業所整備や既存事業も含めた質的向上に向けた、緻密な実態調査に基づく次期障がい福祉計画（令和6年から6年間）の策定
- 発達障がいの早期発見に向けた、健診時の子育て世代包括支援センターや学校・保育園・幼稚園・学童保育等での巡回相談の実施
- 適切な療育へ早期につなげるための放課後等デイサービスなどの療育機関との体制整備
- サービスにつなげるための「ふくしの相談窓口」のさらなる周知と機能強化
- 複合化・複雑化した困難な相談内容に対する、各種関係機関との連携や相談に対応する専門職の増加等による体制整備と伴走型支援

目標指標

障がい児福祉サービスの利用決定
人数に対する実利用人数の割合

令和2年度	令和7年度
92.6%	95.0%

※利用決定を受けた人がサービス内容の情報を得て、必要なサービス受給につながることを目的とした指標

障がい福祉への関心度

令和2年度	令和7年度
69.5%	75.0%

2-4-2 自立・社会参加と地域共生社会の実現

- 地域住民が地域での生活の中で障がい者を支援し、ともに支え合う地域共生社会の実現に向けた、地域や企業、関係機関と連携した多様な雇用や就労環境整備、居住環境整備の支援および啓発活動の実施
- 障がいのある人の生活基盤の確保や働くことによる生きがいにつながる就労継続支援事業の充実および一般就労への移行支援
- いきいきと自分らしく充実した生活の実現に向けた趣味や文化・学習活動等への参加の場の提供と情報発信

目標指標

就労継続支援事業の新規
利用者数(A型、B型)

令和2年度	令和7年度
18人/年	20人/年

福祉サービス利用後の
一般就労移行者数

令和2年度	令和7年度
4人/年	5人/年

※生活訓練を通じて就労し、収入を得て自立した生活につながることを目的とした指標



出典：厚生労働省ホームページ

地域福祉の充実
～みんなが笑顔の福祉のまちづくり～

SDGsとの連携



■現状と課題

多様な福祉課題の早期解決に欠かせない関係機関の連携強化

- 近年、住民からの相談は、個々の部署や相談員が属性ごと（高齢・障がい・生活困窮・ヤングケアラー等）の課題だけに対応しても、相談者の悩み全体を解決できない状況が増えています。
- 国も、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫により実施することが必要として、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。
- 大津町においても、相談者に寄り添った、伴走型支援を構築するために令和3年7月より「ふくしの相談窓口」を設置し、相談を受けた後に各関係者の支援の役割を明確化しながら支援の方向性を見つけ対応していく体制を構築しました。今後はより住民が相談しやすく、内部連携しやすい体制整備に向けて随時見直ししていく必要があります。
- また、行政だけでなく、より町民に身近な地域での支援機能の強化・連携も必要であり、様々な活動に取り組む団体や個人がより活動しやすい環境整備に取り組むことが求められています。

地域で支え、支え合う意識の醸成とコミュニティ活動への支援が必要

- 平成28年の熊本地震の経験により、地域住民同士の支え合いの重要性が再認識されました。
- 令和3年の町民アンケート調査では、「地域での人と人のかかわり」について、「隣近所の人との付き合いは大切にしたい」との回答が約62.3%と最も多く寄せられ、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行きたい」との回答が約18.3%にのぼるなど、8割以上の方が地域における人と人のかかわりあいを大切にしている様子がわかります。
- 一方、同アンケート調査における「地域福祉の充実（地域全体での支え合い）に対する満足度」に関しては、「どちらともいえない」「やや不満」「不満」との回答が約7割以上を占めており、地域住民の思いをどう現実反映させていくかが課題と言えます。
- 国は、災害時にだれひとり取り残さない体制づくりとして、災害時避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画、さらには地区避難計画の策定を推進しています。町としても地域福祉の一環として、地域の防災力向上の観点から、地域の見守りやコミュニケーションの向上を推進し、地域共生社会を実現していくことが急務と言えます。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 大津町高齢者福祉および介護保険事業計画
- 大津町障がい者基本計画
- 大津町障がい福祉・障害児福祉計画 等



地域での座談会の様子

■みんなの役割

町民

- 地域福祉に関心を持ち、各種研修や講座に参加しましょう
- 福祉活動やボランティアへ積極的に参加しましょう
- 社会福祉協議会、教育機関、住民等と連携しながら地域の福祉活動やボランティア活動を推進しましょう

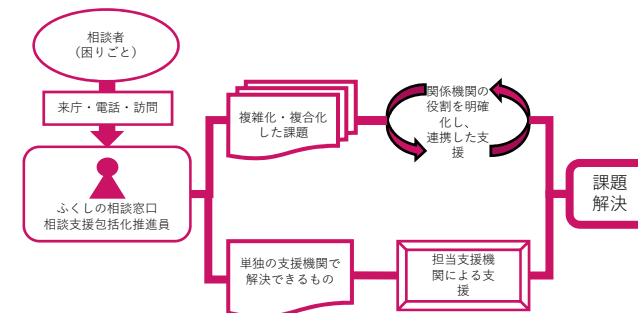
地域・団体・事業者

- 事業所間の連携を強化しましょう
- 支援が必要と思われる人を確認したら、ふくしの相談窓口や社会福祉協議会等へ情報を提供しましょう
- 福祉に関する専門技術をお持ちの方は、地域へ還元していきましょう

■施策の方針

2-5-1 包括的支援体制の構築

- 複合的かつ複雑化した内容の相談解決に向けた「ふくしの相談窓口」を起点とした役場関連部局および各支援機関が連携して対応できる仕組み・体制づくり
- 各支援機関同士のスムーズな連携に向けたコーディネート役（相談支援包括化推進員）の資質向上および各支援機関の役割明確化
- 課題解決の迅速化に向けた、個別の相談事例の分析を通じた事例別支援方法の一般施策化
- 民生・児童委員や関係団体の活動支援による地域に密着した各種福祉活動の活発化



2-5-2 地域福祉意識の高揚

- 熊本地震での経験・教訓を活かした、平時でも地域での支え合いが実現できる仕組みの共有化・改善
- 地域福祉活動を実施する地区の増加および地域課題を地域住民同士が議論・解決できる体制構築に向け、町社会福祉協議会と連携し、地元区長、民生委員、地域福祉推進委員その他地域住民参加による地域福祉の実践支援
- 避難行動要支援者の事情に配慮した支援に向けた情報活用の同意推進および災害時の迅速な避難行動につながる受援・支援体制の強化と避難後の適切なケアにつながる体制づくり
- 高齢者・子育て世帯・障がい者等、孤立を生まない地域福祉に向けた啓発

■目標指標

「地域福祉の充実」に対する満足度

令和2年度	令和7年度
20.3%	40.0%

小地域福祉活動推進地区数

令和2年度	令和7年度
18カ所	27カ所

災害時避難行動要支援者名簿
記載情報の提供同意者割合

令和2年度	令和7年度
26.5%	55.0%

※令和2年度の要支援者名簿対象者数は2,816人

大綱 3

教育・文化

ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち



家庭教育への支援
～教育の基盤となる生活環境の実現～

SDGsとの連携



施策の方針

3-1-1 基本的生活習慣の形成・確立

- 未来を担う子どもたちが、良識と社会性を身につけ、自らの未来を切り拓くことができる、学校・家庭・地域が連携した「地域とともにある学校づくり」の推進
- 各家庭における基本的生活習慣の形成・確立に向けた「三つの約束」の一層の推進・定着と、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
- ICT利用環境の変化に対応できる子どもたちの育成および家庭内におけるインターネット環境を取り巻く課題の解決
- 家庭内で親子が実践できる「携帯・スマホの利用ルール」づくりの推進

目標指標

「三つの約束」の実践状況評価※

令和2年度	令和7年度
2.95	3.20

※「三つの約束」の実践状況評価=「大津町学校教育ビジョン」における共通実践事項の実施状況等評価（4段階）

携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている中学3年生の割合※

令和2年度	令和7年度
17.5%	50.0%

※ 携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている中学3年生の割合=きちんと守っていると回答した生徒数/中学3年生の生徒数

3-1-2 親力・家庭教育力の向上

- 子どもの育みを保護者同士が相互に支えあうための交流機会の創出
- 乳幼児期から学齢期につながる切れ目のない支援としての「大津町幼小接続期カリキュラム」の一層の推進
- PTAをはじめとする関係機関との連携による「家庭教育力」の向上
- 社会生活において重要とされる非認知スキルの向上策の推進
- 幼児教育の質の向上および幼保小中の連携強化

目標指標

くまもと「親の学び」プログラム
進行役養成講座受講者数※

令和2年度	令和7年度
24人	30人

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったため、直前（令和元年度）の受講者数を記入

3-1-3 困難を抱える家庭への支援

- 各種奨学金等、保護者の経済的負担軽減制度など、すべての子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備と、制度の認知理解度を高める情報提供
- 要保護・準要保護児童生徒の世帯への継続的な支援

目標指標

住民税非課税世帯の就学援助申請率
（申請世帯数/非課税世帯数※）

令和2年度※	令和7年度
71%	75%

※ 申請世帯数/非課税世帯数=就学援助の申請を行った住民税非課税世帯数/小中学生のいる住民税非課税世帯数
※ 令和3年度から住民税非課税世帯を調査し、対象者へ案内を出すこととしたため、令和3年度の数値を記載

現状と課題

子どもの生活習慣や家庭環境の変化

- 本町では大津町学校教育ビジョンに基づき、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を共通目標におき、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓(ひら)く子どもの育成」を目指し、地域や家庭と連携した学校教育の実践を推進しています。他方、小中学校における「大津町三つの約束（あいさつをする、時間を守る、人の話を聞く）」の定着率は下落傾向となっており、子どもの基本的生活習慣の確立には、いまだ改善すべき余地があります。
- 文部科学省は、Society 5.0時代を生きる子どもたちに相応しい学びの場を提供するため、全ての児童生徒に向けたICT環境整備を推進しています。本町においても1人1台端末（タブレットパソコン）を導入し、子どもたちの学びを保障できる環境は整ったと言えますが、一方で、インターネットやSNSの長時間利用や有害な情報、トラブルなどから子どもたちを守る情報モラルの育成等も重要な課題です。
- また、これからの社会で重要性を増すといわれる非認知能力（自制心、自尊心、社交性等）の向上策を推進する必要があります。

町ぐるみの教育の推進と連携の必要性

- 本町は、熊本県の研究推進地域に選ばれ、乳幼児期から学齢期につながる切れ目のないカリキュラムを実践しています。一方で、全国的な傾向として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもへの関わりが分からず孤立感を募らせている保護者も増加しており、特に転入者の多い本町においてはその傾向が強いと言えます。こうした中、子どもの教育の第一義的な責任を有するのは家庭であるとの前提のもと、家庭教育の支援に加え、保護者、関係機関、学校・園等との連携がこれまで以上に求められています。
- 乳幼児期は生きる力や人間形成の基礎を培う重要な時期であり、文部科学省も「教育改革の優先課題としての幼児教育」を取り上げています。本町でも、家庭教育を基盤として、学校・園等とともに、幼児教育の質的向上と幼保小の円滑な接続に向けた取り組みが求められています。

家庭の経済基盤の支援が重要

- 令和3年に町が実施した「結婚・妊娠・子育てに関する意識調査」によると、子育てに関して家計に関連する意見が最も多く、さらに国民生活基礎調査においては本町の相対的貧困層におけるひとり親世帯の割合は67.7%（熊本県平均は43.8%）であり、経済的な問題が浮き彫りとなりました。こうしたことから、家庭教育を一層充実させるうえでは、制度拡充や周知の徹底なども含めた家庭における経済基盤の支援が重要であることがわかります。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町学校教育ビジョン
- 大津町学校教育情報化推進計画



大津町教育委員会・大津町幼保小中連携推進協議会「育ちのステップ」

みんなの役割

町民

- 保護者だけでなく、地域のみんなで協力し子育てに取り組みましょう
- 熊本県・大津町の多種多様な子育て支援・教育制度を知りましょう
- 子育ては家庭で抱え込まず、行政の相談窓口気軽に相談しましょう

地域・団体・事業者

- フレックス制やテレワーク制の導入、企業内保育所等子育て世帯が働きやすい制度・仕組みづくりに取り組みましょう
- 子育て世代が公的な制度を利用しやすくなるよう、職場全体で子育てに対する理解を進め、従業員における制度の利用を推奨しましょう

SDGsとの連携



現状と課題

幼児期からの切れ目ない育ちの支援強化が必要

- 「遊びや生活を中心とする幼児教育」と「学習を中心とする小学校教育」とでは、教育の内容や方法が異なるためスムーズに適応できない児童がいる実態があり、改善が求められています。

確かな学力を支える判断力や表現力等の習得が必要

- 文部科学省は、我が国の子どもたちは国際的に成績は上位にあるものの、判断力や表現力、学習習慣が十分でないことや学習意欲の低さなどの課題があるとしています。
- これからの社会は、情報を主体的に選択する力やICTを活用する力、自ら考え表現する能力を身につける必要があります。

心の活力低下に対する支援が必要

- 全国的な課題として、現代の子どもたちは、生命尊重の精神、自己肯定感の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされています。
- 不登校への対応として、いじめや学校への行きづらさを抱える子どもの早期発見と早期支援に取り組む必要があります。

子どもたちの体力は低下傾向、食の大切さを伝える指導も必要

- 感染症対策から、運動機会の提供が十分でない実態があり、令和3年度の菊池管内における小学生の体力は男女ともに県の平均を下回る結果となっています。
- 学習指導要領では、子どもたちの健康な生活基盤を培う「食」に関する指導も必要とされています。

将来につながる学校での学びが必要

- 子どもたちの自立に必要な資質・能力の育成とともに、次代を担う主権者としての自覚を育てることが求められています。
- グローバル社会で活躍する人材の育成を図るためには、郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実させる必要があります。

学校現場では教職員の働き方改革と施設整備が急務

- 虐待や貧困などによる相談の増加や、支援を必要とする子どもへの対応などで、教職員の長時間労働が課題となっており、多様な切り口による改善が必要になっています。
- 学校施設においては、児童生徒の増加対応と老朽化した施設の安全対策が求められています。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町学校教育ビジョン
- 大津町学校教育情報化推進計画
- 教職員の業務改善に向けた取組方針
- 大津町いじめ防止基本方針



みんなの役割

町民

- 読み聞かせボランティア等の学校支援に努めましょう
- 学習ボランティア活動（地域で学ぶ機会）を推進しましょう
- 家庭や地域が学校・園と協力し、子どもたちの個性を伸ばし豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体などの生きる力の育成を行いましょう

地域・団体・事業者

- 自らの未来を拓き、社会に貢献できる人材育成のための、キャリア教育の推進に協力しましょう
- 地産地消の推進に向けて、地元食材の安定供給に努めましょう

施策の方針

3-2-1 幼児教育（就学前教育）の充実と学校教育との連携強化

- 幼児教育アドバイザーの活用や研修会等の実施による、幼稚園、保育所、認定こども園等における質の高い幼児教育の提供
- 幼児期の学び・育ちを基礎として、小学校での学校生活に円滑に移行することに向けた、幼児期と児童期の「学び」をつなぐ「大津町幼小接続期カリキュラム※」の活用
- 保護者の育ちの支援に向けた「親の学び」プログラムの実施

※カリキュラム：一定の教育の目的にあわせて教育内容と学習支援を総合的に計画したもの。

3-2-2 確かな学力の育成

- ICTを最大限活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実および「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 「町学力調査」に基づく、町・学校・子どもの課題分析と課題克服に向けた学習内容の個別最適化
- 家庭と連携した家庭学習の充実
- 自然災害等でも途切れることのない学びを保障することに向けたICT環境の適切な維持と活用

3-2-3 豊かな心・人間性の育成

- 道徳的実践力や人権感覚の育成に向けた道徳教育や人権教育の充実
- 地域への愛着や郷土愛の醸成に向けた体験活動や地域での学びの機会の充実
- 子どもと家庭の支援体制向上および不登校やいじめ等の多様な相談に対応できる体制整備に向けた教育支援センターや臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用

3-2-4 健やかな体・健康の増進

- 体育学習の充実や社会体育と連携したスポーツ環境の充実による体力向上と健康の増進
- 学校給食を通じた健康の保持と食の大切さを教える食育指導の充実
- 地元産食材の活用とその良さを学ぶ機会の確保
- 給食を衛生的、安定的に供給するための給食センターの適正管理

目標指標

「親の学び」プログラムを活用した
保育所、幼稚園、認定こども園等の割合

令和2年度	令和7年度
17.6 %	50.0 %

目標指標

大津町学力調査正答率（小学校）

令和2年度	令和7年度
93.5	全国値以上

大津町学力調査正答率（中学校）

令和2年度	令和7年度
97.2	全国値以上

※小学校は、3年生から6年生における国語と算数、中学校は、全学年における国語、数学、社会、理科、英語の全国の平均正答率を100としたときの大津町の平均正答率

目標指標

不登校児童生徒が教職員だけでなく
関係機関から支援を受けている割合

令和2年度	令和7年度
82.1 %	100 %

目標指標

食育指導の実施
（給食センターの学校訪問指導）

令和2年度	令和7年度
1 回	24 回

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施回数が大幅に減少している

SDGsとの連携



3-2-5 国際社会を生きる力の育成

- 英語力や国際感覚の向上に向けた外国語講師の派遣や英検受験および国際交流の機会提供
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育および自ら将来を考える力の育成
- 郷土への誇りや愛着、時代の担い手意識を育む、伝統と文化を学ぶ地域学習やジュニアリーダー夢議会の開催をはじめとした主権者教育の充実

目標指標

中学3年生で英検3級以上を取得または相当する力を持つ生徒の割合

令和2年度	令和7年度
37.2%	46.0%

中学1年生および2年生で英語の勉強が好きな生徒の割合

令和2年度	令和7年度
58.0%	75.0%

3-2-6 教育環境の整備・充実

- 教職員が本来の業務に専念できる環境整備に向けた業務の効率化と業務の見直し
- 地域住民の声と力を積極的に生かした、地域と一体となった特色ある学校づくり（コミュニティ・スクールの推進）
- 個別指導の充実を図る学習支援指導員や学校支援員の配置などの支援環境整備
- 施設の経年劣化や児童生徒数の増加等に対応した計画的な施設整備

目標指標

勤務時間外における在校等の時間が45時間以内の教職員の割合（小学校教職員）

令和2年度	令和7年度
64.5%	70.0%

勤務時間外における在校等の時間が45時間以内の教職員の割合（中学校教職員）

令和2年度	令和7年度
49.1%	60.0%

SDGsとの連携



■現状と課題

多様な世代への学習機会提供と地域との連携が必要

- 本町の生涯学習環境については、公民館講座を中心に100を超える講座を提供しており、町民の多様化するニーズに応えてきました。一方で、講座の参加者には世代間の偏りが見られます。
- 町民の学びの場の1つである図書館は、地域の情報拠点として様々な知識や情報等を保存・提供するとともに、教養、調査研究、レクリエーション等に資するという重要な役割があります。今後、さらなる内容の充実と利便性の向上による利用の拡大が期待されています。
- 子どもたちの豊かな学びと育ちを推進するためには、行政と学校だけでなく子どもに身近な地域との連携が不可欠です。

地域の拠点の利活用と整備が課題

- 本町北部地域の生涯学習施設である野外活動等研修センターは令和2年に、矢護川コミュニティセンターは令和3年に内部の改修を完了して快適な利用空間となり、地域からも今後のさらなる有効活用が期待されています。一方、生涯学習センターは築40年近く経過し、大規模改修が必要となっています。

スポーツ活動を支える人材育成と施設整備・活用が必要

- 本町は、長年スポーツ活動の支援を続けており、近年は町出身者の東京オリンピックでの活躍や、大津高校の全国高校サッカー選手権での準優勝など躍進しています。スポーツ振興の気運が高まっており、今後もスポーツ活動支援を継続的に町民にも広げていくことが期待されています。
- 本町では、天然芝のサッカー場を備える運動公園や総合体育館、武道館などの充実したスポーツ施設を有している一方で、維持管理費が財政負担となっている側面もあります。施設稼働にも余力があるため、今後はさらなる有効活用を図るとともに、老朽化した施設のより効率的な機能維持や改修に取り組む必要があります。

あらゆる世代に応じたスポーツの機会提供が必要

- 令和3年度に実施された町民アンケートでは、「週1回（30分）以上の運動やスポーツの有無」について、「いいえ」が50.2%を占めており、今後、気軽にスポーツに取り組める機会の提供と継続できる環境づくりが求められています。
- 小学校運動部活動の社会体育移行は完了し、移行後の学童スポーツクラブは好評を得ています。一方で指導者不足やコロナ禍の利用制限などの課題も生じており、今後の中学校部活動の段階的な地域移行についても、これらの点を踏まえた対応が必要です。

■関連する計画等

関連する計画等

- 公共施設等総合管理計画
- 大津町個別施設計画
- 大津町学校教育ビジョン
- 大津町子ども読書活動推進計画



フィンランド発祥「モルック」第1回町民大会

■みんなの役割

町民

- 参加者や講師として生涯学習活動へ積極的に参画し、習得した知識・技術を仕事や地域活動・ボランティアに活かしましょう
- 町民自らが健康や身体づくりなどウォーキングをはじめとするスポーツに取り組みましょう
- 地域のスポーツ活動等の開催支援に努め、子どもたちがスポーツや身体を動かす機会を創りましょう

地域・団体・事業者

- 従業員の健康づくりや事業者・団体内スポーツチームの設立、地域スポーツクラブなどの設立や推進を支援しましょう
- 講師として生涯学習活動への参加を推進し、地域に貢献しましょう

■施策の方針

3-3-1 生涯学習の充実

- 住民ニーズを捉えた多様で魅力ある生涯学習講座等の開催およびSNS等も活用した多様な世代の参加促進と地域人材の後継者育成
- 図書館の魅力化による利用促進に向けた各種イベント・講座の開催や資料の充実
- 地域学校協働活動推進員や学校と共に進める地域の特色を生かした活動、子どもの居場所づくりの推進（地域と共にある学校づくり）

■目標指標

公民館講座(教室)参加者数

令和2年度	令和7年度
3,016人	3,500人

地域学校協働活動の実施件数

令和2年度	令和7年度
20件	35件

3-3-2 生涯学習環境の整備

- 地域との協働と積極的な情報発信による地域施設の利活用の推進および生涯学習や地域コミュニティの拠り所である集会所等への支援
- 老朽化が進むとともに大きな事業費が必要となる生涯学習センターの改修に向けた効率的な整備運用の本格検討

■目標指標

生涯学習施設の利用者数※

令和2年度	令和7年度
25,994人	28,000人

※生涯学習施設＝生涯学習センター、オックスプラザ、野外活動等研修センター、矢護川コミュニティセンター

3-3-3 スポーツ環境の基盤整備・活用

- 幅広い町民のスポーツ活動を支援推進する指導者の人材育成および支援
- 個別施設計画に基づいたスポーツ施設の計画的な改修および効率的・効果的な施設運営に向けた指定管理も含めた運用検討・改善
- スポーツコミッション等との情報共有・連携による効率的・合理的なスポーツ大会・合宿等の誘致
- 商業・観光分野との連携強化による、施設利用者がもたらす町の経済効果の創出・最大化

■目標指標

運動公園利用者数※

対象	令和2年度	令和7年度
町内	82,592人	130,000人
町外	34,190人	70,000人

※運動公園利用者数＝総合体育館、多目的グラウンド、球技場、競技場、弓道場の利用者数

3-3-4 スポーツ活動の場および機会の提供

- 個人のライフステージに応じた運動教室の開催やモルック、ウォーキング等の生涯スポーツの推進など、個人・団体でも参加できる多様な機会の提供や支援
- 中学校部活動の令和5年度以降の段階的な地域移行を見据えた指導者確保および新しい生活様式を取り入れた活動の推進

■目標指標

町民のスポーツ実施率※

令和2年度	令和7年度
51.0%	65.0%

※町民のスポーツ実施率＝1週間に1回（30分）以上の運動をした20歳以上の町民数/20歳以上の町民数

SDGsとの連携



施策の方針

3-4-1 文化の継承・振興

- 町内の文化財や伝統行事を正しく知り・守り・語ることの出来る人材の育成および若年層の歴史文化保全活動への参画推進
- 町民の文化活動の促進に向けた、図書館や生涯学習センター、歴史文化伝承館における町の歴史文化・伝統に関するイベントや学習機会の創出
- 町の歴史文化の発信拠点としての歴史文化伝承館の展示内容の充実
- 幅広い町民層に対して分かりやすく訴求力のある情報発信



小学生の見学状況

3-4-2 文化財の保護・活用

- 町民自らが文化財保護活動に参画できる取り組みの推進
- 町民や地域の保有する「隠れた文化財」の掘り起こし
- 学芸員を中心とした町内の文化財の調査・収集
- 「江藤家住宅」をはじめとした名所・拠点となる歴史文化資源を生かす、観光協会等とも連携した多様な情報発信とプロモーション
- 町の歴史文化学習を通じた郷土への理解や誇り、地域愛の醸成
- 総合学習や地域学校協働活動など、学校教育と連携した歴史文化の継承



梅の造花



大津町歴史文化伝承館

現状と課題

文化継承を担う活動への参画や支援が求められています

- 地域の過疎化や文化団体メンバーの高齢化が進んでいます。今後は、本町の次代を担う若者や子どもたちも、町の歴史や文化に親しみながら、こうした活動に参加できるような裾野を広げる取り組みを推進するとともに、本町の大切な文化継承活動そのものを支援することが求められています。
- 町民の文化活動を促進するためにも、日ごろ町民が情報収集や情報交換の拠点として利用する「図書館」や「生涯学習センター」を有効に活用することが期待されています。
- 「歴史文化伝承館」の利用率が低い状況にあり、町の歴史を学ぶ場や町文化財等の情報発信に関する取り組みを進めることで、町民利用率を引き上げることが期待されています。
- 小中学校の総合学習や地域学校協働活動を通し、地元で育った子どもが将来、地域文化の継承の担い手となるように、地域に根差した人材育成が期待されています。

文化財や伝統行事の保護、町外への周知・啓発活動が期待されています

- 古い歴史を抱える本町には、考古学的・歴史的価値を有する文化財も多く存在しますが、木製文化財をはじめとした一部の文化財は、修繕などの維持管理費がかさむ傾向にあり、後世に受け継ぎ適切に保存するうえでの懸念事項となっています。
- 令和4年度に修復が完了する国指定重要文化財の「江藤家住宅」については、町の象徴的な文化財の一つとしての有効活用が期待されています。
- 本町には、「江藤家住宅」や「第11代横綱不知火光右衛門の墓所」「世界かんがい施設遺産の上井手用水」等の歴史文化的資源や「大林牛舞い」「梅の造花」等の伝統も多く存在していますが、これらの本町が誇る「宝」の有効活用も期待されています。
- 町の有形無形の文化財や伝統行事の中には町内外において周知が十分ではないものも多く、情報提供の工夫が必要です。



参勤交代絵図



国重要文化財 江藤家住宅

関連する計画等

関連する計画等

□ 大津町学校教育ビジョン

みんなの役割

町民

- 文化活動の学習・体験活動に積極的に参加しましょう
- 大津町の伝統文化や文化財を知り、次世代のために大切に保存・継承しましょう

地域・団体・事業者

- 大津町の文化を保全・振興する住民活動に、町民・地域と取り組むとともに、こうした活動を支援しましょう

大綱 4

生活環境基盤

町の活力(にぎわい)を支える機能性の高いまち



土地利用政策の推進
～機能性の高い都市空間の形成～

SDGsとの連携



現状と課題

大津町の自然を生かした計画的な土地利用

- 本町は、阿蘇の麓として白川等の豊かな水資源や田園地帯、さらには美しい森林が広がるなど、恵まれた自然景観を有しており、これらの自然環境は町の重要な資産です。
- 町では平成31年3月に大津町都市計画マスタープランを策定し、20年後の将来を見据えたまちの将来像を設定し、実現のため推進してきました。令和3年度には上位計画である大津都市計画区域マスタープランを熊本県が策定することから、県の方針との整合を図る必要があります。
- 他方、用途地域外においては工業地や住宅地等の開発が見られます。また、山林の開発によるソーラーパネルの多数の設置などによる土石流など新たな災害リスクが生まれる状況にもなっています。

南部地域と北部地域の賑わいの創出

- 中部を中心とした新興住宅地において人口が増加している一方で、主に南部・北部の集落地においては人口減少や高齢化が進行しており、地域間での賑わいに差異が生じています。
- 北部地域には、「矢護川コミュニティセンター」や「野外活動等研修センター」など、交流拠点となる施設が存在するものの老朽化が進み、安心・安全な利用に支障をきたしつつあります。
- 南部地域には、江藤家住宅や岩戸神社等の名所・旧跡があるものの、観光客を呼び込み賑わいを創出するためには、周辺整備などによる新たな付加価値を創出していく必要があります。

さらなる発展に向けた新たな開発

- 本町は近隣の半導体受託生産最大手の台湾企業の工場建設に伴う、企業集積や物流拠点および従業員等の生活拠点の受け皿として期待されています。また、さらなる生活圏域内人口の増加に伴い、以前から求められていた大型商業施設の進出および町の発展に期待が高まっています。
- また、今後予定されている新熊本空港ビルの完成や南阿蘇鉄道の肥後大津駅への乗り入れ、さらには県での議論が進んでいる空港アクセス鉄道の開通を睨んだ肥後大津駅の周辺開発やスポーツの森駅（仮称）を中心とした新たなエリア開発が期待されています。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津都市計画区域マスタープラン
- 大津町都市計画マスタープラン
- 大津町農業振興地域整備計画
- 大津町森林整備計画

みんなの役割

町民

- 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に参加しましょう
- 地域の情報について、人々や行政への情報提供に努めましょう

地域・団体・事業者

- 景観や周辺に配慮した建物の整備や人々との調整に努めましょう
- 地域や行政が実施するまちづくりへ積極的に参画しましょう

施策の方針

4-1-1 計画的な土地利用の推進

- 広大な森林、白川、矢護川等の豊かな水と、流域に広がる田園風景などの自然景観と調和したまちづくりの推進
- 都市基盤の未整備地区や用途地域外での開発が進む地区の計画的な土地利用の推進
- 本町都市計画マスタープランと上位計画である熊本県策定の大津都市計画区域マスタープランとの整合
- 都市の機能集約、公共交通ネットワーク構築に向けた立地適正化計画の策定

目標指標

用途地域※指定区域内の開発面積割合

令和2年度	令和7年度
54.8%	57.0%

※用途地域：計画的なまちづくりをするために用途を制限した地域のこと、その地域にどんな建物を建てられるかを定めたもの

4-1-2 南部・北部まちづくり計画の推進

- 自然環境や歴史・文化等の観光資源を活かした中心市街地との地域格差解消に向けた道路網や拠点等の整備検討
- 江藤家住宅や岩戸神社等を生かした賑わいを生む町並みと動線づくり（南部）
- 「矢護川コミュニティセンター」および「野外活動等研修センター」の改修等による地域の交流拠点づくり（北部）

4-1-3 新たな活力拠点の創出

- インフラ整備と一体となった工業団地、物流団地および宅地開発の推進
- 肥後大津駅周辺における回遊可能性のある賑わいを生む空間整備および空港ライナーからの誘客促進
- スポーツの森駅（仮称）を中心とした新たなエリア開発の検討

目標指標

空港ライナーの利用者数/年

令和2年度	令和7年度
42,696人	130,000人

※令和元年度実績：118,845人

SDGsとの連携



現状と課題

子育て世代に魅力的な多様な公園づくりへの期待

- 本町では、子どもたちの健全な育ちや保護者間の交流にも有用とされる大型遊具の設置された公園が需要に比べて少ない状況にあり、アンケート等からも充実を求める声が多く挙がっています。
- 公園は子どもの遊び場や町民の憩いの場として町の魅力的な基盤ともなる重要なものですが、維持管理には大きなコストを要しています。健全な園地に欠かせない明るさや見通しの確保、植栽管理をはじめ、安全性や景観を考慮した適正かつ効率的な維持管理が求められています。

下水道の効率的な整備と維持管理

- 下水道事業については、自然環境保全と快適な住環境を目指し、下水道管の面的整備や浄化センター建設などを行いながら適切な維持管理を実施してきました。今後も人口増に伴う住宅地開発や企業等の進出・増強も予想されるため、さらなる面的整備や処理施設の拡充、老朽化施設の改築、更新への対応が求められます。
- 下水道事業は令和2年度から企業会計に移行し、これまで以上に経営状況、財務状況が明確となりました。持続可能な下水道経営のために、使用料収入の確保と計画的な整備、効率的な改築・更新に取り組むことが求められます。
- 農業集落排水事業については設備投資は一段落しているものの、収支改善に向けたさらなる効率的な維持管理が求められます。
- 公共下水道・農業集落排水事業計画外の地域については、自然・生活環境改善に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や新設が求められます。

住宅事情の改善への期待

- 大津町では、築30年以上の公的施設の58%を公営住宅等が占めており、老朽化および経年劣化に伴う修繕件数が増加傾向にあります。他方、子育て世代の入居が多かった建設当初から、高齢世帯の入居や単身での入居希望が増加しており、時代の変化に合わせた施設の維持・管理が求められています。
- 公営住宅等の複数の公共施設では、毎年多額の維持管理費用が発生しており、建設から撤去までのライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みが必要です。
- 町内でも増加傾向にある空き家の解消に向けて、空き家バンク制度を設立して対策を推進していますが、認知度や登録数が十分とは言えない状況にあり、効果的な施策が期待されています。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町下水道事業等経営戦略
- 大津町公営住宅等長寿命化計画
- 大津町空家等対策計画

みんなの役割

町民

- 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に参加しましょう
- 地域の情報について、人々や行政への情報提供に努めましょう

地域・団体・事業者

- 景観や周辺に配慮した建物の整備や人々との調整に努めましょう
- 地域や行政が実施するまちづくりへ積極的に参画しましょう

施策の方針

4-2-1 公園の整備

- 機能向上を通じたさらなる魅力化と幅広い層の利用推進に向けた、ユニバーサルデザインによる大型複合遊具新設や休憩施設の改修
- さらなる魅力化と費用効率化に向けた、公園施設長寿命化計画に基づく地域住民等とも連携した効率的な維持・管理の推進

目標指標

公園に対する町民満足度

令和2年度	令和7年度
38.4%	40.0%

※町民アンケート調査（満足+やや満足）

4-2-2 下水道の持続的経営

- 今後予測される人口増等に伴う施設的能力強化および公共下水道事業の整備計画区域における未整備地区の整備
- 老朽化する施設の適正維持に向けたストックマネジメント調査や点検および改築・更新
- 下水道事業経営健全化に向けた使用料の体系見直し
- 農業集落排水処理施設の維持管理費削減に向けた統廃合等による施設合理化の検討
- 公共下水道・農業集落排水事業計画区域外の地域に設置される住宅用合併処理浄化槽への設置補助

目標指標

汚水処理人口普及率

令和2年度	令和7年度
95.6%	98.0%

4-2-3 良質な住環境の確保

- 持続可能で良質な公営住宅運用に向けた公営住宅等長寿命化計画に基づく更新の実施
- 需給実態の変化を踏まえた建替や団地の統廃合および公営住宅跡地活用の検討
- 空き家の発生抑制に向けた町ホームページやリーフレット等を活用した情報提供・意識啓発
- 空き家の利活用促進に向けた「空き家バンク制度」の活用および除却への支援

目標指標

公営住宅入居率

令和2年度	令和7年度
83.0%	85.0%

空き家バンク登録数

令和2年度	令和7年度
2件	10件

生活環境基盤 町の活力(にぎわい)を支える機能性の高いまち

3

道路・交通ネットワークの充実
～まちのにぎわいを支える交通環境の充実～

■現状と課題

既存道路のアクセス改善と新道路の整備

- 大津町は町の南北のアクセスが良好とは言えない状況にあり、恒常的に主要幹線道路における交通渋滞も発生しています。さらには菊陽町への半導体受託生産最大手の台湾企業の進出による一層の渋滞が予見されるため、通行可能量を増加させるための抜本的な取り組みが期待されています。
- 空港にアクセスする際、現在は滑走路下のトンネルを通過するルートしか利用できません。また、中九州横断道路は高規格幹線道路と同様の役割を担う重要な地域高規格道路であり、渋滞しがちな市街地の迂回路とも位置付けられることから、物流促進および観光客流入を念頭にいた対策が求められています。

住民が利用しやすい生活道路・橋梁の整備・補修

- 町内の一部道路については、道幅が狭い、消えかかった道路上の白線が目立つなどの実態もあり、往来に危険や支障をきたしている現状もあります。また、三吉原北出口線の渋滞が慢性的に発生しており対策が必要です。
- 本町の中心市街地は、J R豊肥線で南北に分断されており、町中心地全体の交通・連絡・連携機能強化を図るうえでの課題となっています。
- 町内の主要橋梁には老朽化した健全度の低いものもあり、早急な対策が必要です。
- 耕作に必要な枝線の農道については、大型化の傾向にある農業機械の通行困難なものが一定程度存在しており、耕作放棄地を生む要因ともなっています。

高齢化の進展も見据えた新たな交通サービスの提供

- 公共交通に関する法律の改正により（令和2年11月）、自治体では「地域公共交通計画※」の策定が努力義務化され、早期の策定が望まれています。
- 町中心部は公共施設や病院、商店が散在しており、歩行が困難な人にとって、徒歩での移動が厳しい状況にあります。
- 北部・南部の一部の地域の高齢化率は40%を超えており、高齢者の運転免許返納などの問題も含めて、公共交通のあり方を検討する必要があります。
- J R、路線バスや乗合タクシーなど公共交通の維持存続のためには、事業運営が健全なことが基本であり、一定の利用者確保が重要です。
- 肥後大津駅については南阿蘇鉄道の乗り入れが計画されるとともに、豊肥本線からの空港アクセス鉄道新設など検討されており、交通の要衝としての重要性が増しています。

※町民の暮らしを支える移動手段を確保するための町独自の計画

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町地域公共交通計画
- 公共施設等総合管理計画

■みんなの役割

町民

- 身近な道路の清掃活動などを行い、維持管理に努めましょう
- 公共交通機関の積極的な利用に努めましょう

地域・団体・事業者

- 交通事業者ごとに地域公共交通環境充実のためのサービス向上に努めましょう

■SDGsとの連携



■施策の方針

4-3-1 総合的な道路網の形成

- 町民生活向上、経済・社会活動、地域間の交流等を支える渋滞緩和、災害時機能も企図した道路網整備
- 中九州横断道路の大津熊本部分（大津～合志）の早期事業化や国道443号の早期4車線化に向けた国等への働きかけ
- 物流や観光面でも重要なインフラとなる阿蘇くまもと空港への新道路整備の検討

■目標指標

道路網の充実についての満足度

令和2年度	令和7年度
19.5%	40.0%

※町民アンケート調査（満足＋やや満足）

4-3-2 安全・安心な生活道路の形成

- 歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路標示の更新、道路の拡幅等の生活道路の計画的整備
- 町中心部と南北をつなぐ新設ルートの検討と駅周辺への交通アクセスの容易化
- 町道および橋梁等の長寿命化に向けた補助事業を活用した着実かつ持続可能な道路メンテナンス
- 地域の生活道路としての位置付けや耕作放棄地対策も念頭にいた農道等の作業道整備

■目標指標

町道舗装率

令和2年度	令和7年度
98.3%	99.0%

橋梁補修工事の進捗率

令和2年度	令和7年度
81.6%	98.6%

4-3-3 公共交通ネットワークの構築

- 町民の快適な生活につながる地域公共交通計画の策定
- 北部・南部と町中心部を結ぶ乗合タクシーの利便性向上と中心市街地を回遊する新たな移動手段の導入
- 公共交通の必要性や利用促進に向けた広報紙、パンフレット、SNSなどによるプッシュ型の情報発信
- 空港ライナーを含めた肥後大津駅を中心とした公共交通機能強化の検討

■目標指標

乗合タクシーの利用者

令和2年度	令和7年度
10,225人/年	13,145人/年

乗合タクシーの乗合率

令和2年度	令和7年度
1.5人	2.0人

生活環境基盤 町の活力(にぎわい)を支える機能性の高いまち

4

環境にやさしいまちづくり
～持続可能な社会の構築～

■現状と課題

適切な森林管理と河川・地下水の水質保全

- 森林資源や水資源が豊富な大津町ですが、宅地造成や大規模開発などにより自然環境が変貌しつつあるのも事実です。開発が進む中でも大津の水と緑に囲まれた環境を保全し、良好な森林土壌と水質保全に努めることが求められています。
- 大津町の豊富な水量と安全な水質は、安定した生活や社会活動を行うための大事な源となっています。これからの産業の発展や都市化に伴う開発においても、安定した水量と水質を維持しなければなりません。

家庭用ごみ量の削減と資源ごみの適切な分別

- 近年、環境に関する意識の向上もありごみの分別問題の解決に向けたごみの一層の削減とリサイクル率の向上が求められています。特にプラスチックごみでは、容器包装プラスチックは資源ごみとして回収され、それ以外のプラスチックごみは新環境工場で焼却されることによって熱回収による発電を行い、施設の熱エネルギーとして再利用されています。しかし、ごみの排出量を抑制・削減するための努力は欠かせません。
- 「ビン・カン」等の資源物は、子ども会や自治会などで廃品回収活動を実施していますが、高齢化や住民同士のつながりの希薄化などにより、参加者や活動回数は減少傾向にあります。

環境保全の促進と住民のマナー意識への啓発

- 大津町では年に2回、地域住民や町内企業が協働した地域の環境保全と地域づくりの一環として、町内一斉の環境美化活動を実施しています。しかしながら、高齢化や人手不足によって活動の維持が難しくなりつつある地域も増えています。
- ペットの糞害、公害（騒音、振動、悪臭）や不法投棄、地主の不在による土地の荒廃など多種多様な相談が寄せられています。

脱炭素社会実現に向けた取り組みとメガソーラーを取り巻く諸課題

- 政府は「2050年をめどに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする」脱炭素社会を目指すとしており、本町においても脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進が期待されています。
- 異常気象の一因とみられる地球温暖化の急速な進行を防ぐことは喫緊の課題であり、当町においても行政、事業者、町民が連携しながら脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。
- 町北部の山林を中心に、民間事業者によるメガソーラー（大規模太陽光発電施設）の建設が相次ぎ、災害や山を追われた獣被害リスクを懸念する声が挙がっています。

■関連する計画等

関連する計画等

- 大津町一般廃棄物処理実施計画
- 大津町地球温暖化対策実行計画
- 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

■みんなの役割

町民

- 水と緑を大切にし、次世代へつなぐ取り組みを推進しましょう
- 家庭ごみの減量と分別に努め、環境負荷の軽減に協力しましょう
- 周囲への気配りや、マナー・モラルの向上に努めましょう

地域・団体・事業者

- 各種環境法令等の遵守と環境保全協定の締結・遵守に努めましょう
- 環境に配慮した事業活動の推進と廃棄物の減量に努めましょう
- 事業ごみの分別とリサイクル率の向上に努めましょう

■SDGsとの連携



■施策の方針

4-4-1 潤い豊かな水と緑の保全

- 豊かな水資源を守る「水源涵養機能」を保持するための森林管理
- 河川の水質保全に向けた水質調査および町民との情報共有
- 地下水の涵養※を目的にした田畑への湛水事業の促進や、家庭用雨水貯留タンクへの補助などの県や関係機関と連携した水量維持と水質保全

※涵養とは水が土に染み込んで時間をかけて地下水が溜まること

■目標指標

家庭用雨水「浸透ます」および
家庭用雨水貯留タンクの設置数

令和2年度	令和7年度
5基/年	8基/年

4-4-2 ライフサイクル全体を通じた資源循環の推進

- 家庭内での適切なゴミ分別の啓発・推進による家庭用ごみの排出量削減
- 町内事業所に対するゴミ処理責任の原則や分別の徹底にかかる普及啓発
- 環境美化と地域づくりに向けた、資源物の集団回収に対する団体への助成

■目標指標

家庭ごみ1人あたり排出量

令和2年度	令和7年度
207.8Kg/年	204.0Kg/年

4-4-3 生活環境の向上

- 地域環境の改善に向けた地域で取り組む美化作業等の推進
- 狂犬病予防接種の徹底および犬や猫等の飼い主マナー向上等への啓発
- 公害の防止や不法投棄撲滅に向けた、美化活動やモラルの向上への啓発

■目標指標

狂犬病ワクチン接種率

令和2年度	令和7年度
68.8%	80.0%

4-4-4 温暖化対策の推進

- 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー設備の普及および町内公共設備の省エネルギー製品の導入の推進
- メガソーラー設置における関連施設の安心・安全な運用を推進するための行政・事業者・地元住民と一体となった災害防止への取り組みや情報共有および環境リスクの抑制

※FIT：固定価格買取制度（FIT制度）
再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

■目標指標

FIT※太陽光（10kw未満）
導入件数

令和2年度	令和7年度
1,762件	2,000件

※出典：再生可能エネルギー電子申請
固定買取制度情報公開用ウェブサイト

SDGsとの連携



現状と課題

防犯意識を高める工夫が必要

- 令和3年度の熊本県警の「発生市町村別の犯罪率」調査によれば、本町の1,000人当たりの犯罪発生率は2.627と5年前に比べ減少しています（平成28年12月は3.027）。ただし、高齢化や空き家の発生による犯罪リスクの増加、地域コミュニティや地域のつながりの希薄化による地域防犯力の低下が懸念されるとともに、登下校時における子どもたちへの声掛けやつきまといについては増加も懸念されます。

本町の交通事故および交通トラブル状況

- 近年、全国的に子どもの集団登校の列に自動車が出っ込み、子どもが犠牲となる交通事故が絶えず、令和3年度の町民アンケートにおいても「交通ルール順守の徹底」などを問題意識として挙げる方が増加しています。
- 本町の事故件数は令和2年は70件と減少しているものの（平成29年は120件）、高齢者ドライバーの事故は増加傾向にあり、喫緊の課題となっています。
- また、住宅地の開発と人口増加を背景に、渋滞しがちな幹線道路を避けて生活道路を通行する一般車両が増加したため、裏道での交通トラブルや交通マナーに対する苦情が相次いでいます。
- 通勤・通学時間帯の主要幹線道路や工業団地周辺での交通事故の発生状況など、熊本県警「交通事故発生状況ダッシュボード（過去3年間に発生した人身事故の「発生件数・場所」「事故内容」「事故分類」等を地図上に表示）」の情報発信を含む、高齢者や子どもたちへの交通安全教育や啓発が問われています。

本町の消費者問題・犯罪と予防策の限界

- 近年、振り込み詐欺や還付金詐欺などの「電話で『お金』詐欺」（熊本県警の10分類）やインターネットを利用した詐欺など、手口が多様化・巧妙化しており、特に高齢者の被害が多発する傾向にあります。
- また、新たな消費者問題や悪質商法が発生しており、被害者が速やかに相談できる体制づくりが求められています。
- 全国的に核家族世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、犯罪被害に気づきにくい状況や支援を求める人が身近にいない状況では深刻な被害に至るケースも少なくありません。周囲の目配りが必要です。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町交通安全計画
- 大津町地域公共交通計画
- 大津町通学路交通安全プログラム



みんなの役割

町民	□ 地域における防犯パトロールへの参加など、お互いに協力して安心・安全なまちづくりに取り組みましょう □ 交通ルールや交通マナーをしっかりと守り、誰もが安心して生活できる地域づくりに取り組みましょう
地域・団体・事業者	□ 地域・団体・事業者間の情報共有を進め、対策を強化することで安心・安全なまちづくりに取り組みましょう □ 業務中の交通ルールや交通マナーの順守を徹底しましょう

施策の方針

4-5-1 地域防犯対策の強化

- 警察や関係機関・団体と連携した、犯罪や事故に関する積極的な情報収集・提供
- 居住環境の安全確保と維持管理の効率化に向けた町内全域街灯・防犯灯のLED化
- 防犯意識の高揚に向けた防犯教育や啓発活動、および空き家や不審者対策に向けた地域ぐるみの防犯パトロールの継続・強化等による地域防犯力強化

目標指標

町内の犯罪発生件数
(街頭犯罪・侵入犯罪等重点罪種の認知件数)

令和2年	令和7年
43件	30件

4-5-2 交通安全対策の推進

- 警察、交通安全協会、学校、地域等と連携した全国交通安全運動への参加等交通安全施策の推進
- 高齢者ドライバーへの安全運転の啓発、および安心して免許を返納できる環境整備
- 地区や交通委員と連携した町内道路危険個所の総点検（消えかけの白線や交通安全標識、カーブミラー等）、および維持・充実化
- 大津町交通安全計画をベースとした町民全体への交通安全教育や啓発の徹底

目標指標

町内の交通事故発生件数
(人身交通事故数)

令和2年	令和7年
70件	50件

町内の交通事故死亡者数

令和2年	令和7年
1名	0名

4-5-3 消費生活の安全強化

- 多様化・巧妙化する詐欺等の消費者犯罪に対応した事案発生情報の発信や注意喚起、および消費者詐欺に対する啓発
- 被害者が速やかに相談できる体制づくりに向けた関係機関との連携強化、および3町村が連携した消費生活相談窓口（相談員）の設置を推進
- 詐欺などの消費者犯罪を未然に防止するための普段から近所とのコミュニケーション強化および地域ぐるみの積極的な防犯活動に向けた、住民同士の声掛けや相談しあえる環境整備

目標指標

消費生活相談件数
(参考資料として目標指数を設定)

令和2年度	令和7年度
83件	75件

SDGsとの連携



現状と課題

具体的かつ実践的な危機管理体制が必要

- 熊本地震を経験し、危機管理の重要性を再認識しました。新庁舎を町の防災拠点とし、災害発生に備えた具体的な行動計画の策定や、職員の危機管理能力を向上させる取り組みが必要です。また、地域および各種団体と連携し、町ぐるみでの危機管理体制の構築が求められています。
- 災害時には誰ひとり取り残さない避難や救助に取り組む必要があります。日頃から地域の中で支援が必要な人の把握や役割分担などについて備えておくことが大切です。

自然災害時に備えた情報発信や細やかな配慮が急務

- 自然災害に備え、町としても各地の特徴や危険個所の把握、段階的改善を進めるとともに、町の「ハザードマップ」などを通じた住民との意識共有を平時から行うことが大切です。また、地域の実情に合わせ、安心して避難できる避難所の整備が必要です。
- 防災行政無線の整備に合わせて、高齢者などの実情に合わせた災害関連情報の適切かつ確実な発信・周知が求められています。

インフラ基盤に潜む脆弱性

- 公共施設等の耐震化は対策が進み、本町の住宅の耐震化率は国の目標設定（95%）を上回っています（令和2年度96.7%）が、空き家対策を含めた防災・減災対策が喫緊の課題となっています。
- 近年集中豪雨が頻繁に発生し、本町では河川、土砂災害の発生リスクが高まっています。

火災などの自然災害から地域を守る消防・救急体制の充実

- 宅地開発や人口の増加で、住宅の密集化が進んでいます。また、山林が広がる地域では、火災の大規模化が懸念されており、消火活動に必要な消防水利や消防設備等の充実が必要です。
- 地域の安心・安全を守る要となる消防団も団員の減少が続いています。また、日中は地域から離れて働く団員も増加しており、将来の地域防災を担う団員の確保や育成が急務となっています。

「支え・支えられる」地域防災力の向上

- 地域での「自助」「共助」を念頭に、自主防災組織・防災士・消防団などが連携し、平時から防災活動に取り組むことが期待されている一方、人材不足や活動の維持などに課題を抱えている地域もみられます。

関連する計画等

- | | |
|---------|--|
| 関連する計画等 | <ul style="list-style-type: none"> □ 大津町都市計画マスタープラン □ 大津町安全安心まちづくり基本方針・推進計画 □ 大津町地域防災計画 □ 大津町災害時避難行動要支援者支援計画 □ 大津町国土強靱化地域計画 |
|---------|--|

みんなの役割

町民	□ 「自らの安全は自ら守る」「共に助け合う」という自助・共助の精神に基づき地域の安全・安心を高めていきましょう □ 自主防災組織の形成や災害時に援護が必要な方を皆で支援しましょう
地域・団体・事業者	□ 地域と一体になって地域の安全・安心を高めていきましょう □ 災害時に有用なBCP（事業継続計画）作成や防災訓練に取組みましょう □ 食料のほか生活関連物資を事業所に十分に備蓄しましょう

施策の方針

4-6-1 危機管理体制の充実

- 職員および住民の判断力と行動力を養うための地域での実践的な参加型防災訓練の実施
- 民間の力を活用した幅広く実効性の高い危機管理体制を確立するための民間事業者との「災害時応援協定」の締結
- 自力避難が困難な「避難行動要支援者」の把握と支援体制の強化

目標指標

災害時応援協定締結件数

令和2年度	令和7年度
19件	25件

4-6-2 災害への対応力強化

- 町内危険個所の正確な把握と計画的・段階的な改善
- ハザードマップ等を用いた平時からの啓発、および防災行政無線、公式LINE等を活用した迅速な情報提供、および防災行政無線の難聴地域解消
- 河川の水位予測システムや災害情報システムなどを活用した災害時の対応力強化
- 災害時の迅速な避難所開設、および感染症対策を含めた避難所の安全性や環境向上

目標指標

備蓄食料の確保

令和2年度	令和7年度
24,000食	60,000食

4-6-3 災害に強い都市構造

- 家屋や事業所の耐震診断・耐震化の推進、および老朽化した空き家の調査・対策の推進
- 下水道事業と連携した雨水排水施設の整備、および河川や調整池等の浚渫※等の豪雨を見越した防災・減災機能の強化

※浚渫：河川、調整池等の底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事

目標指標

住宅耐震化率（%）

令和2年度	令和7年度
96.7%	97.2%

大津町建築物耐震改修促進計画調べ

4-6-4 消防・救急の推進

- 各機関との連携強化による消防と救急救命体制の充実
- 消防施設の適切な維持管理や計画的な機器更新による機能の充実・強化
- 消防団の負担軽減と団員確保に向けた支援、および消防力の維持向上に向けた団と協働した体制整備

目標指標

機能別消防団員制度の導入

令和2年度	令和7年度
未実施	実施

4-6-5 地域防災力の向上

- 「大津町防災士連絡協議会」との連携による「自主防災組織」の設立と機能強化、および地域防災リーダーの育成に向けた地域での取り組み支援

目標指標

自主防災組織組織率※
自主防災組織防災訓練実施率※

令和2年度	令和7年度
組織率 65% 訓練実施率 37%	組織率 80% 訓練実施率 75%

※自主防災組織組織率＝組織した行政区の数/全行政区数
※自主防災組織防災訓練実施率＝訓練した組織の数/全組織数

大綱 5

町民活動・町政運営

“つながり”と“安心”の持てるまち



まちづくり参画と行政との連携
～人がつながる 人が見えるまち～

SDGsとの連携



施策の方針

5-1-1 町民と行政の連携推進に向けた情報発信

- まちづくりに関する情報の積極的な公開および事業の計画、実施、評価に至る過程の「見える化」の推進
- 様々な世代や行政への無関心層にも届く多様な媒体・手法による分かりやすい情報発信、まちづくりへの参加促進策
- 町民の声を生かすためのアンケート調査やパブリックコメント、町民懇談会の実施、および回答者・参加者増加に向けた内容・発信の改善
- 各分野での課題解決や新たな価値創出に向けた「包括連携協定」や「パートナーシップ協定」の締結拡大
- 各種協議会などへの「当事者」選出の推進
- 町議会でのICTを活用した議事進行、本会議のライブ・録画配信による議会の見える化、充実・効率化
- 町民と議会が認識を共有するための情報発信や理解促進への取り組み強化

目標指標

町の取り組みに対する満足度
「町民との協働」
(満足度傾向回答数/アンケート回答数)

令和2年度	令和7年度
13.9%	20.0%

5-1-2 地域コミュニティの活性化支援

- 地域課題の地域での解決に向けた、支え合う仕組みづくりの在り方検討および推進
- 持続可能な地域活動の推進に向けた、各行政区等への助成や各種団体の人材育成の支援
- 各種コミュニティ活動の普及・活性化に向けた各種支援制度の情報発信・周知促進
- 地区担当職員制度を生かした区長との連携および地域の要望や課題抽出による支援充実
- 自治会同士の好事例共有化や連携の推進・支援

目標指標

地域づくり活動支援事業実施団体数※

令和2年度	令和7年度
21件	35件

※町の補助事業を活用し、自ら地域活性化に取り組む自治会等

町の取り組みに対する満足度
「地域コミュニティの充実」
(満足度傾向回答数/アンケート回答数)

令和2年度	令和7年度
15.0%	20.0%

現状と課題

町民のまちづくり参画の推進には情報提供の刷新が必要

- まちづくりは町民と行政が互いの理解を深め、協働して取り組むことが大切です。そのためにも、町は保有する情報を正しく、分かりやすく町民に伝える姿勢と速やかな対応が求められています。
- 令和3年度の町民アンケートによると、行政情報の入手先については30歳代以下は「SNSやホームページなどのインターネット」が最も多く、40歳代以上では「町が発行している情報誌」が多い結果となりました。「必要な人」に「必要な情報」を届けるためには、各々の年代に応じた媒体での分かりやすい情報発信が必要です。
- 行政サービスやまちづくりに対する町民のニーズについては、広く公平に捕捉することが求められています。また、町政運営や事業改善に町民の有益かつ多様なアイデアや意見、力を生かすためには、様々な方が声を出しやすい「参画の場・機会」を提供することが必要です。
- 議会は多様な町民の意見を集約し、町政への政策提言や立案する機能を担う、住民自治の根幹を成す機関です。町民に開かれ、信頼される議会に向けて、議会活動に関する情報を積極的かつ分かりやすく伝えることが必要です。

地域活性化のために各種団体との協力と、活動継続や人材育成の支援が必要

- 近年、社会情勢の変化により福祉や防犯・防災、環境美化など町民の生活課題が多様化しており、その解決については、行政の力だけで応えることが難しい現状にあります。町民の生活により身近な自治会やNPO、各種団体や事業者などの個々の強みを生かしたまちづくりへの期待が高まっています。
- 町全体では人口増加となっていますが、町北部や南部、更に町中部でも新興住宅地以外の地域では人口減少や高齢化が進んでおり、地域活動の継続が困難になっています。また、それ以外の地域においても、地域活動への参加者の減少や、各団体組織の役員等のなり手不足が顕在化しています。これらの問題に対応するため活動継続や人材育成に向けた支援が必要となっています。

関連する計画等

関連する計画等

- 大津町まちづくり基本条例
- 第3期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画

みんなの役割

町民

- 自分たちのまちは自分たちでつくる意識を持ちましょう
- 地域のまちづくり活動への理解を深め、自治会の活動やボランティア活動など積極的に参加しましょう
- アンケート調査やパブリックコメント、議会の傍聴等に積極的に参加しましょう

地域・団体・事業者

- 地域のまちづくり活動への理解を深め、積極的に協力しましょう
- 自治会や各種団体、医療機関や金融機関、商店など様々な団体・事業所間の連携に努めましょう

SDGsとの連携



現状と課題

町政運営に必要なヒト・モノ・カネ・情報の効率的投資・運営が必要

- 主要な公共施設は町中心部に集中しており、周辺部の住民は一部の公共サービスを受しにくい環境にあります。今後は地域公共交通の見直しと合わせて、より良い住民サービスの実現に向けた検討が必要です。
- 令和2年における町の財政力指数は0.77と全国の市町村平均の0.51を大きく上回っており、比較的健全な財政状況にあることがわかります。
- 一方で、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大に対応しつつ、町の発展に必要な投資等を計画的に行えるよう、適正・公平な課税や徴収を行い、税収やその他自主財源の確保に取り組むことが期待されています。

さらなる住民サービス向上に向けた取り組み

- 適切かつ質の高い住民サービスの提供には、職員の人材育成が必要であり、意識改革や接遇、論理思考などの基本的な業務能力の向上、専門的知識の習得などによる個人のレベルアップが求められています。また、社会情勢の変化に伴い複雑多様化する新たな行政課題へ対応できる、管理職を中心としたマネジメント力の強化が必要です。

業務効率化の取り組み

- 行政需要の多様化や国・県からの権限移譲等による業務量の増加に伴い、職員の業務負担が増しており、業務の省力化・効率化が必要です。民間手法の導入や外部委託などの多様な検討が必要です。

国のデジタル政策を注視し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）※の推進が不可欠

- 総務省の「自治体DX推進計画」により、町でもデジタル化を推進していく必要があります。ICT化による効率化だけでなく、全体の効率化・合理化を見据えた業務の再構築が必要です。
- デジタル化による行政サービスの向上が求められていますが、デジタル弱者への支援なども含め、計画的にデジタル化を進めるために、地域課題を捉えた町独自のDXを推進することが必要です。

多様な主体との連携による事業の効率化と創出に期待

- 観光や医療・福祉の分野などは、近隣自治体との連携により効果を高めたり、効率化を図ることが可能です。人口減少・少子高齢化が進む現状では、広域連携の視点が不可欠です。
- また、大学や民間企業など固有の領域に強みを持つ多様な主体との連携による事業の効率化と品質向上、および新たな事業創出が期待されています。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）
行政や地域、社会などにおいて、新しい価値や仕組みを生み出すために、デジタル技術を活用して変化させること

関連する計画等

関連する計画等	
	☐ 大津町DX推進計画 ☐ 公共施設等総合管理計画 ☐ 大津町まちづくり基本条例

みんなの役割

町民	☐ 税金は納期内に納めましょう ☐ 町の財政に対し、関心を持ちましょう ☐ 行政サービスに対する適正な負担を担いましょう
地域・団体・事業者	☐ 自分たちの強みを理解し、地域課題解決のために知恵を生かしましょう ☐ 各種団体との積極的な連携に努めましょう

施策の方針

5-2-1 効率的・効果的な行財政の運営

- 公共施設等総合管理計画に基づく施設の運営コスト削減と平準化
- 施設管理や業務遂行体制の改善に向けた、民間資本やノウハウ導入による官民連携の推進
- 健全な財政維持に向けた関係機関との連携による課税対象者の把握や適正・公平な課税・徴収、厳正な滞納処分、および啓発による町民の税に対する関心の向上

※プライマリーバランス（基礎的財政収支）
行政サービスを提供するための経費を、税収等で補っているかどうかを示す指標

目標指標	
プライマリーバランス（基礎的財政収支）※	
令和2年度	令和7年度
△892,386千円※	黒字
※令和2年度は、庁舎建設や大津小学校および大津北中学校などの増築により赤字	
町税の徴収率（現年度分）（収納額/課税総額）	
令和2年度	令和7年度
98.92%	99.1%

5-2-2 職員の人材育成・人材確保

- 業務能力や対人折衝・接遇力等の向上に向けた自己啓発研修、職場研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）等の多様な研修の効果的な実施
- 資格取得支援や職員提案制度の効果的運用による自発的な取り組みの推進
- 他の地方自治体や民間企業等との人事交流を通じた多面的な人材育成
- 適正な目標設定と人事評価による指導・業務管理の合理化および希望・適正にも配慮した配置による職員能力の発揮
- 組織力向上に向けた管理職のマネジメント力強化
- 将来の行政課題やサービスを見込んだ職員採用計画に基づいた人材確保（専門職を含む）

目標指標	
窓口対応の満足度	
令和2年度	令和7年度
91%	95%

5-2-3 業務効率化とサービスの向上

- 指定管理者制度や外部委託等による民間活力の活用、およびICTの導入等による業務の効率化とサービス品質向上
- 関係機関との連携を密にした自治体システムの共通化・標準化
- 国の「自治体DX推進計画」における重点事項への取り組みや地域のデジタル化を計画的に進めるための「大津町DX推進計画」の策定および推進
- 町の特性やデジタル弱者に配慮した地域のデジタル化、および使い方研修等による支援

目標指標	
マイナンバーカード交付率	
令和2年度	令和7年度
24%	95%

5-2-4 広域行政の推進・多様な主体との連携

- 広域的な行政課題の効率化・合理的な改善に向けた関係自治体との連携・協力体制の強化
- 熊本市や周辺市町村との「熊本連携中枢都市圏」を通じた事業連携による圏域の活性化と事業合理化
- 地域課題の解決に向けた、大学や専門機関等との包括連携協定による調査・研究、および事業実施

目標指標	
熊本連携中枢都市圏で実施した事業数	
令和2年度	令和7年度
10件	15件

人権を尊重する地域社会の形成 ～一人ひとりの個性と能力を発揮できる社会の形成～

SDGsとの連携



現状と課題

さらなる人権啓発と多様性の尊重

- 令和3年度の町民アンケートによれば、人権を尊重する地域社会の形成について「尊重されていると感じる」との回答が全体の7.7%（令和2年度は8.2%）、「ある程度尊重されていると感じる」との回答が30.3%（同34.6%）と前回調査を下回る結果となり、町民が望む地域社会とは隔たりが見られます。
- 部落差別問題、子どもや高齢者への虐待、配偶者・親密なパートナーへの暴力、障がい者、性的少数者への差別など、社会生活においては様々な人権問題が存在しています。加えて、社会情勢の変化によりSNSやインターネットにおける人権侵害やコロナ差別など新たな問題も発生しています。
- 特に、町民アンケートでは、部落差別問題の解決について、「自分とは関係ない」との回答が52.9%にのぼるなど、部落差別問題が身近な問題として捉えられていない状況です。
- 大津町ではこうした状況を総合的に勘案し、人権啓発福祉センター（隣保館と児童館）を中心に、人々の交流・啓発・研修事業に取り組んできました。今後は新型コロナウイルス感染症の流行なども踏まえ、町民への研修や普及・啓発活動を効果的に実施していくことが期待されています。
- 人は誰もが、年齢、性別、人種や国籍、宗教、生まれた場所、性のあり方や障がいの有無等にかかわらず、個人として尊重されなくてはなりません。人との「違い」は多様性として互いに認め合う意識の醸成が必要です。

男女共同参画に関する課題感は女性で高い傾向

- 町が実施したまちづくりアンケート調査では、「男性と女性は平等である」と回答した人の割合は男性が全体の11%に対し、女性は5.9%という結果となりました。また、男女共同参画に関する町民意識調査では、「社会通念・しきたり」および「政治」の2分野では7割以上が男性優遇と回答するなど、男性に比べ女性の方が社会の平等への課題感を持っていることが分かりました。
- 少子高齢化の進行や女性の社会進出意向の高まりから、職場や地域社会の中でも女性が活躍できる環境の醸成が求められています。あらゆる分野における女性の活躍を推進するために、固定的な性別役割分担意識の解消と、子育て支援の充実など男女ともに仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援し、柔軟な働き方ができる環境整備が必要とされています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害が頻発する中、DV被害は全国的に増加傾向にあります。DV被害者が相談しやすい相談機能の充実や安全確保の体制整備が求められています。

関連する計画等

関連する計画等	□ 大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例 □ 大津町人権教育・啓発基本計画 □ 大津町男女共同参画推進条例 □ 第4次大津町男女共同参画推進プラン（DV対策基本計画・女性の活躍推進計画）
---------	---

みんなの役割

町民	□ 日常生活の中で、相手の気持ちを思いやる行動に努めましょう □ 多様性の尊重や男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場への浸透を図りましょう
地域・団体・事業者	□ 人権を尊重する職場づくりやハラスメントの未然防止に努めましょう □ ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇取得など、性別などにかかわらず誰もが生き生きと働ける環境づくりを進めましょう

施策の方針

5-3-1 人権が尊重される地域づくり

- 人権問題を最上位の課題として位置付け、学校、家庭、職場および地域などが連携した、あらゆる機会を通じた人権啓発活動の推進
- 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた学校教育や社会教育の場での人権啓発の推進、および町の広報誌、パンフレット、町のホームページを通じた町民全体への周知徹底
- SNS等のインターネットによる人権侵害の防止に向けた、学校教育や社会教育とも連携した取り組みの推進
- 人権啓発福祉センター（隣保館と児童館）における、より多様な人が参加できる活動の展開
- 新しい生活様式も踏まえた、町民が安心・安全・便利に参加できるWEB会議システムなどを活用した新たな参加環境づくり
- 令和3年に町が制定した「パートナーシップ宣誓制度」など、当事者の声を大事にし、誰もが尊重される社会の実現に向けた取り組みの推進

目標指標

一人ひとりの人権が尊重されていると感じる町民の割合

令和2年度	令和7年度
42.8%	60.0%

隣保館来館者数（年間）

令和2年度	令和7年度
6,489人	16,000人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数が減少（参考値：令和元年度 14,080人）

5-3-2 男女共同参画の推進

- 「第4次大津町男女共同参画推進プラン」に基づく、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりの推進
- 根深く残る固定的性別役割分担意識や慣習を改めるための、家庭や地域、学校や職場などあらゆる場における男女共同参画に関する正しい情報に触れ、学ぶ機会の創出
- 町の「DV対策基本計画」に基づき、あらゆる暴力（DV）の防止に向けた啓発活動、および相談体制の整備や窓口の明確化、関連組織の連携体制の構築
- 町の「女性の活躍推進計画」に基づき、働く意欲をもつすべての女性が、能力と個性を十分に発揮できるまちの実現に向けた取り組み
- 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた、町民と企業・団体への啓発と環境整備の推進

目標指標

社会における男女の地位が「平等」または「平等になりつつある」と感じる人の割合

令和2年度	令和7年度
46.5%	60.0%

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識に同感しない人の割合

令和2年度	令和7年度
76.6%	85.0%

第2章 計画の推進

1 計画の進行管理について

第6次大津町振興総合計画の実現に向けては、基本計画に位置づけた「施策の体系（柱）」を基に構成する個別事業（実施計画）により、達成を目指していきます。これら個別事業は、「庁内調整（庁議、課長会議、政策会議等）」「予算編成」「事務事業評価」により、進行管理を行います。

また、振興総合計画全体の進行管理については内部評価と外部評価にて評価を実施し、PDCAサイクル（※）に基づいたマネジメントを行います。また、評価の結果等については、町のホームページなどにより町民の皆様へ公表します。

このように、計画全体に対する「大きなPDCAサイクル」と、毎年の事務事業評価等を中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた計画的な実施・改善を進めます。

なお、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合を図りつつ、実効性を確保していくため、進捗管理に当たっては「大津町財政計画」と一体的な運用を図ります。

2 評価体制について

◆ 内部評価

計画における各施策についての進行管理と年度ごとの評価を実施します。

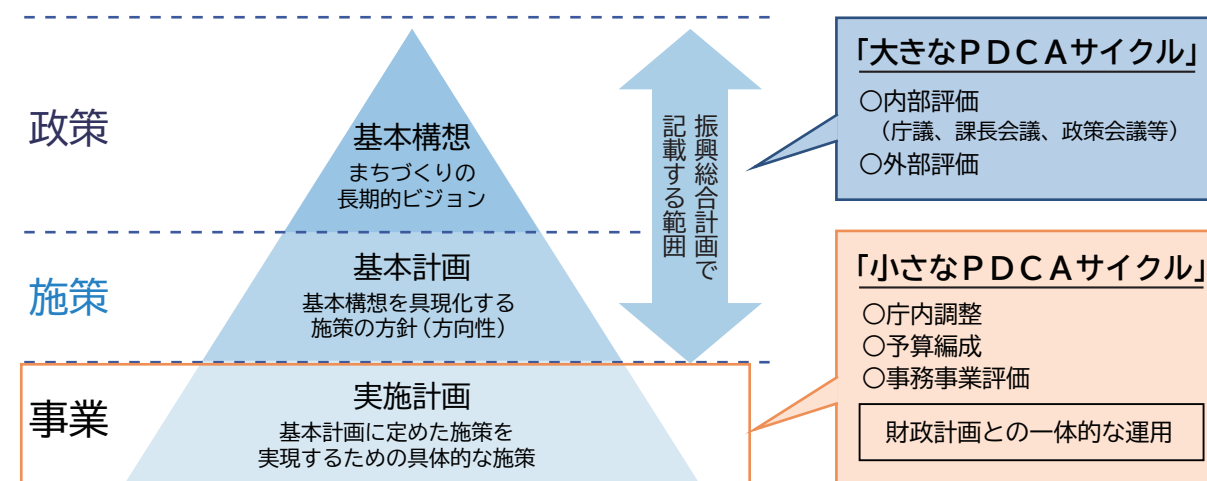
◆ 外部評価

町民からの公募委員や各種団体等の代表の委員などで構成する振興総合計画等評価委員会において、年度ごとの進捗状況の評価を実施します。

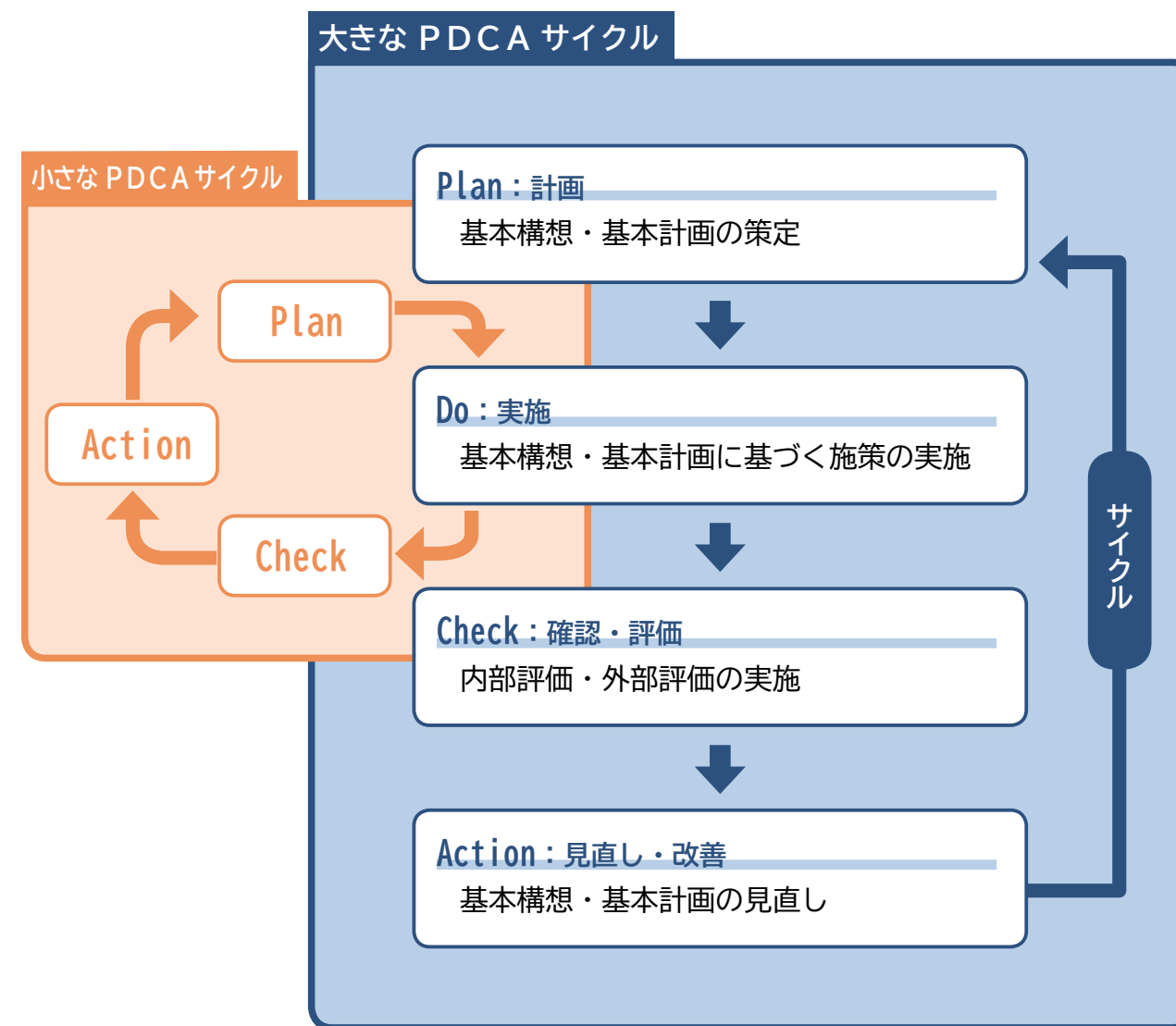
また、町民アンケート調査などを行いながら、町民満足度や町民ニーズの把握に努めます。

※PDCAサイクル・・・継続的に業務を改善する経営管理手法です。改善活動のプロセスを「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（確認・評価）」「Action（見直し・改善）」の4つに分類し、このサイクルを回すことで、継続的に事業活動を改善します

【計画の進行管理の体系（イメージ）】



【PDCAサイクルのイメージ】



参考資料

1. 答申文
2. 策定体制と経緯
3. 大津町財政計画
(令和4年～令和7年)
4. その他参考資料

1. 答申文

第6次大津町振興総合計画 基本構想及び後期基本計画に対する答申書

この答申は、令和3年7月14日付け大政第171号で諮問のありました、第6次大津町振興総合計画について、町民アンケート調査や町民懇談会等のご意見を参考に、幅広い町民の視点はもとより、各分野から構成された各委員の識見を活かし、現在、本町が置かれている現状や課題等に配意しながら、慎重な審議を重ね取りまとめたものです。

後期基本計画の決定にあたっては、本審議会の審議過程を十分に踏まえ決定いただくとともに、今後のまちづくりにおいては、急速な社会経済情勢の変化や町民ニーズを的確に捉えながら、地域が持つ特性を最大限に活用し、新しい計画に基づくまちづくりを進められますよう要望し、ここに答申するものであります。

【計画全体に対する意見】

- ・まちづくりは町民と協働で進めていくことが重要で、町が方針を示し、積極的に働きかけを行うよう努められたい。
- ・新型コロナウイルス感染症は生活スタイルの変化など全世界・社会全体に広範な影響を及ぼしており、本計画に基づく諸施策の推進はもとより、変わりゆく状況に即した適切な対応に努められたい。
- ・SDGsを新たに取り入れたことによる効果が町民と共有できるように、SDGsの周知に取り組まれたい。
- ・他自治体の効果的先進的な取り組みを積極的に取り入れ、「夢と希望がかなう元気大津」の実現に向けた姿勢を示されたい。
- ・本町を取り巻く状況が大きく変化している中で、好機を生かすために臨機応変に施策を進められたい。
- ・持続可能な行政運営と地域のさらなる活性化に向け、町民と行政の積極的な協働に努められたい。

【個別の施策に関する意見】

1. 産業

- ・本町の商業・サービス業の活性化のため、各部署と連携を取りながら積極的に取り組みを進められたい。
- ・高齢化や後継者不足などにより、担い手が減少していることから、次世代へ引き継いでいくためにも、人材の確保・育成に努められたい。
- ・引き続き企業誘致について努められるとともに、菊陽町での半導体の受託生産世界最大手である台湾企業の工場稼働の好機を生かし、雇用の創出と地域活性化に各部署の連携を取って注力していただきたい。
- ・本町の資源を有効活用したシティープロモーションを行い、町外からも人を呼び込めるよう観光事業の取り組みを展開されたい。
- ・総合スポーツ振興の推進により観光資源の創出を図るとともに、本町の「交通の要衝」としての役割を生かす取り組みを進められたい。

2. 保健・福祉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会変化に柔軟に対応し、各施策の課題や取り組みに適切な対応に努められたい。
- ・介護や支援を必要とする人を地域全体で支え、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備に努められたい。
- ・一人ひとりの町民が健康で生き生きと生活できるよう、健康づくりや介護予防に取り組み、健康寿命の延伸に努められたい。
- ・今後の少子高齢化に向け、地域ごとの課題を把握し、的確な取り組みの推進に努められたい。

3. 教育・文化

- ・グローバル化が進展する中、次の世代を担う子どもたちが必要な知識が習得できるような教育の推進に取り組まれたい。
- ・地域活動などに参加しやすい環境づくりを進めるため、地域と連携した生涯学習のさらなる推進に努められたい。

4. 生活環境基盤

- ・本町で子育てをしたいと思われるよう、公園の整備など、さらなる魅力向上に努められたい。
- ・町の活力を創出し、町のさらなる発展につなげるため、計画的なインフラの整備に努められたい。
- ・高齢者の免許返納などの取り組みとともに、公共交通の重要性は増してくるため、先行事例などを参考にさらなる充実を図られたい。

5. 町民活動・町政運営

- ・町民との協働を推進するため、町民に期待する役割が十分理解され、行政との協働意識が高まるような取り組みに努められたい。
- ・住民ニーズが多様化する中、効率的な行政サービス向上に努めるとともに、歳入の確保や歳出削減を進め、健全な財政運営に努められたい。
- ・自然災害が多発している状況を踏まえ、自助共助の推進に努め、災害に強い安心安全なまちづくりに一層努められたい。
- ・防犯や交通安全の取り組みは、警察などの関係機関と連携し取り組みを推進されたい。
- ・人権啓発にあたっては、正しい情報の発信に努め、行政、学校、地域などが連携した取り組みを進めるなど、人権意識の向上を進められたい。

令和4年2月24日

大津町振興総合計画策定審議会

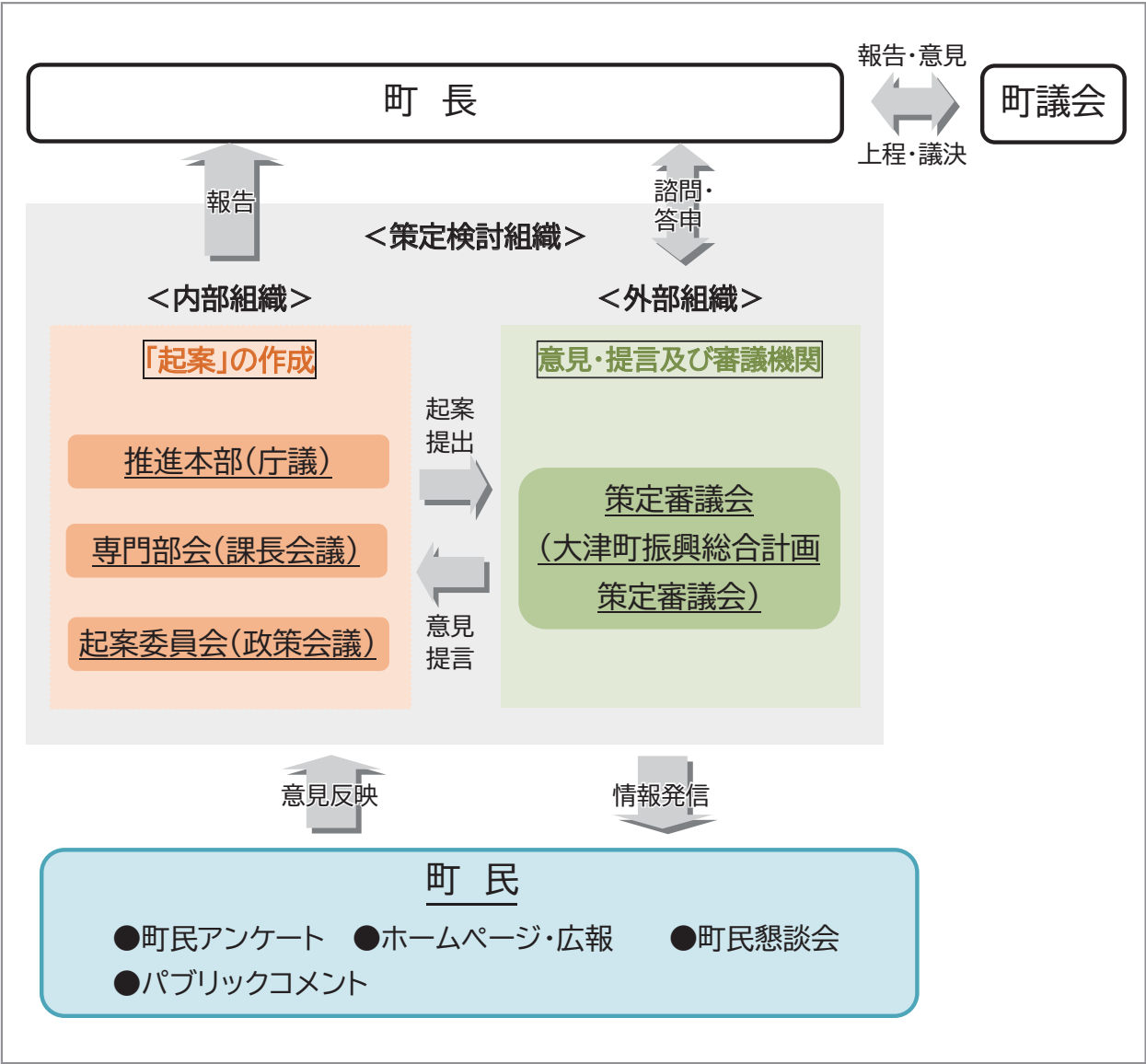
◆大津町振興総合計画策定審議会委員名簿

選 出 区 分	所 属	氏 名	備 考
1号委員 町議会議員	大津町議会 副議長	坂本 典光	副会長
	大津町議会議会運営委員会 委員長	津田 桂伸	
	大津町議会総務常任委員会 委員長	荒木 俊彦	
	大津町議会経済建設常任委員会 委員長	永田 和彦	
	大津町議会文教厚生常任委員会 委員長	豊瀬 和久	
2号委員 学識経験者	熊本県立大学総合管理学部 教授	黄 在南	会長
	大津町教育委員会 教育長職務代理者	中尾 精一	
	大津町社会教育委員会 副委員長	坂本 俊明	
3号委員 その他町長が 認めた者	NPO 法人クラブおおづ 副理事長	荒木 伸弥	
	大津町防災士連絡協議会 会長	松本 光行	
	大津町認可保育園園長会 会長	備海 伸隆	
	大津町 PTA 連絡協議会 会長	山本 浩二	
	大津町民生委員児童委員協議会 会長	吉田 和信	
	大津町社会福祉協議会 事務局長	松木 雄一郎	
	大津町老人クラブ連合会 会長	岡田 磯雄	
	肥後おおづ観光協会 理事長	山下 和貴	
	J A 菊池大津中央支所 女性部大津支部役員	中野 五十美	
	大津町企業連絡協議会 理事	田中 恵子	
	大津町商工会 理事	橋本 千春	
	大津町区長会 会長	家入 立身	
	大津町女性の会 会長	坂本 晶江	
	東熊本青年会議所 第35代理事長	渡辺 淳一	
	公募委員	坂本 祥治	
	公募委員	樋口 江里子	
	公募委員	宇野 馨	
	公募委員	石原 龍二	

2. 策定体制と経緯

(1) 策定体制

大津町振興総合計画は、大津町役場内における内部組織「推進本部（庁議）」、「課長会議」、「起案委員会（政策会議）」、及び外部組織となる「策定審議会」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定を進めました。



(2) 策定経緯

年 月 日	会 議 名	内 容
2021 年 3 月以前		
－	大津町振興総合計画等評価委員会	・振興総合計画前期基本計画の外部評価を各年度で実施
2021 年 4 月以降		
7 月 14 日	第 1 回大津町振興総合計画策定審議会	・策定審議会について ・後期基本計画の策定について
7 月 29 日	第 1 回町長インタビュー	・後期基本計画の策定に向けて
8 月 23 日 ～ 25 日	職員研修	・後期基本計画の策定について
8 月 23 日	団体ヒアリング (大津町 PTA 連絡協議会)	- 概況及びコロナによる影響 - 各団体に関連のある産業・活動分野の課題 - 今後取り組むべきと考えていること - 既に取り組んでいること - SDGs に関する取り組み状況について
8 月 25 日	団体ヒアリング (大津町企業連絡協議会)	
8 月 26 日	団体ヒアリング (肥後おおづ観光協会)	
	団体ヒアリング (菊池地域農業協同組合大津中央支所)	
	団体ヒアリング (肥後おおづスポーツ文化コミッション)	
8 月 27 日	団体ヒアリング (大津町商工会)	
	団体ヒアリング (大津町社会福祉協議会)	
9 月 15 日～ 10 月 5 日	第 6 次大津町振興総合計画に係るアンケート調査	・まちづくりの満足度・重要度について ・振興総合計画の各取組について
9 月 27 日	第 2 回大津町振興総合計画策定審議会 (書面会議)	・社会経済情勢調査について ・団体ヒアリング調査について
9 月 30 日	第 2 回町長インタビュー	・後期基本計画の策定に向けて
10 月 5 日 ～ 15 日	政策会議 課長会議 庁議	・振興総合計画の策定について ・各課ヒアリング (課題、基本施策、指標)
10 月 7 日	中学生ヒアリング (大津中学校)	・町の未来について
10 月 8 日	団体ヒアリング (非営利活動法人 NPO こどもサポート・みんなのおうち)	- 概況及びコロナによる影響 - 各団体に関連のある産業・活動分野の課題 - 今後取り組むべきと考えていること - 既に取り組んでいること - SDGs に関する取り組み状況について

年 月 日	会 議 名	内 容
10 月 14 日	中学生ヒアリング (大津北中学校)	・町の未来について
11 月 1 日	大津町振興総合計画等評価委員会	・令和 2 年度分外部評価
11 月 2 日	大津町振興総合計画等評価委員会	・令和 2 年度分外部評価
11 月 15 日	第 3 回大津町振興総合計画策定審議会	- 町民アンケート結果について - 中学生ヒアリングについて - 令和 2 年度の施策評価について - 前回書面会議のご意見について
12 月 6 日	庁議	- 後期基本計画の策定について - 今後のスケジュールについて
12 月 7 日	議会全員協議会 (議会報告)	- 後期基本計画の策定について - 今後のスケジュールについて
12 月 17 日 18 日 19 日 23 日	大津町振興総合計画住民懇談会 (北部) // (南部) // (中部) // (オンライン)	- 振興総合計画について - 振興総合計画基本計画概要について
2022 年 1 月以降		
2 月 3 日	第 4 回大津町振興総合計画策定審議会 (書面会議)	・基本計画案について
2 月 4 日	第 5 回大津町振興総合計画策定審議会 (書面会議)	・基本計画案について
2 月 7 日 ～ 21 日	振興総合計画パブリックコメント (意見公募)	・大津町振興総合計画案について
2 月 10 日	議会全員協議会及び各議会常任委員会 (議会報告)	・大津町振興総合計画の策定について
2 月 14 日	議会全員協議会 (議会報告)	・大津町振興総合計画の策定について
2 月 22 日	第 6 回大津町振興総合計画策定審議会 (書面会議)	- 大津町振興総合計画案について - 答申案について - 前回書面会議のご意見について
2 月 24 日	第 7 回大津町振興総合計画策定審議会	・答申
3 月 2 日	議会全員協議会 (議会報告)	・大津町振興総合計画の策定について
3 月 3 日	議会へ上程	- 大津町振興総合計画基本構想の変更について - 大津町振興総合計画基本計画の策定について

3. 大津町財政計画（令和4年～令和7年）

1. 歳入

単位：百万円

	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
自主財源	6,899	7,180	7,280	7,150
地方税	5,200	5,300	5,410	5,520
繰入金	679	760	750	510
その他	1,020	1,120	1,120	1,120
依存財源	8,345	9,588	9,091	8,959
交付税	1,950	1,750	1,625	1,550
国県支出金	4,150	4,460	4,568	4,957
町債	885	1,978	1,458	972
その他	1,360	1,400	1,440	1,480
合計	15,244	16,768	16,371	16,109

2. 歳出

単位：百万円

	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
義務的経費	8,293	8,575	8,614	8,850
人件費	2,310	2,320	2,330	2,340
扶助費	4,030	4,230	4,440	4,660
公債費	1,953	2,025	1,844	1,850
その他の経費	5,800	5,844	5,885	5,958
補助費等	1,600	1,600	1,600	1,600
物件費	2,200	2,260	2,260	2,360
繰出金	1,070	1,091	1,113	1,137
その他	930	893	912	861
投資的経費	1,151	2,349	1,872	1,301
合計	15,244	16,768	16,371	16,109

3. 町債及び基金残高

単位：億円

	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
町債	181.0	174.1	170.8	165.6
基金	50.1	45.5	41.0	38.9

4. その他参考資料

（1）第6次 大津町振興総合計画に係るアンケート調査

①実施概要

項目	内容
調査方法	郵送による配布・回収、インターネットによる回答
調査対象	町内に在住する18歳以上の町民2983人（無作為抽出）
調査実施期間	令和3年9月15日（水）～10月5日（火）
回答数（回答率）	回答数：1490（回答率：49.9％）

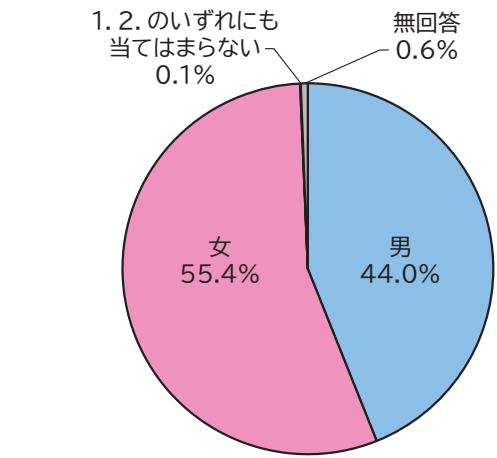
②調査概要

設問項目		備考
(1) 回答者の属性について	問1 性別	属性
	問2 年齢	
	問3 住まい	
	問4 居住年数	
	問5 職業	
	問6 通勤・通学先	
(2) 現在の暮らしについて	問7 暮らしの満足度	次期総合計画策定に向けた項目
	問8 居留意向	
	問9 移転理由（問8で移転と回答）	
(3) 大津町のこれからのまちづくりについて	問10 各分野の取り組みの満足度・重要度	
	問31 自由意見	
※その他	「産業の振興」「福祉」「子育て」について（問11～問18）	個別の政策分野関係を合わせて実施 本書には記載無し
	「教育」「都市基盤づくり」「行政情報」「人権」について（問19～問30）	

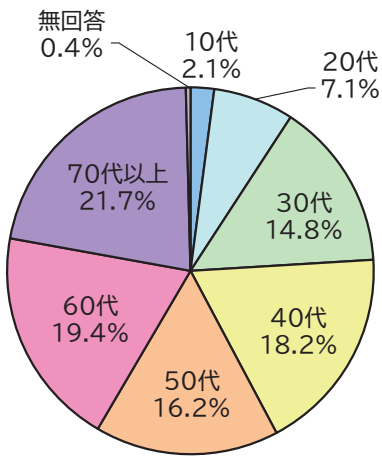
(2) 結果概要

①回答者属性について

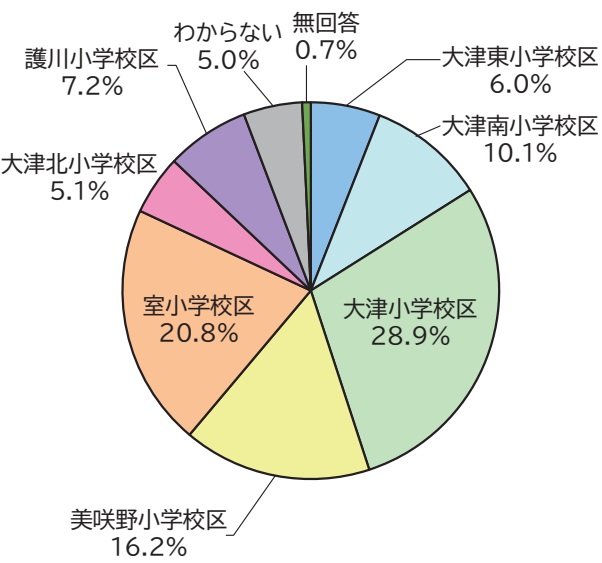
問1 性別



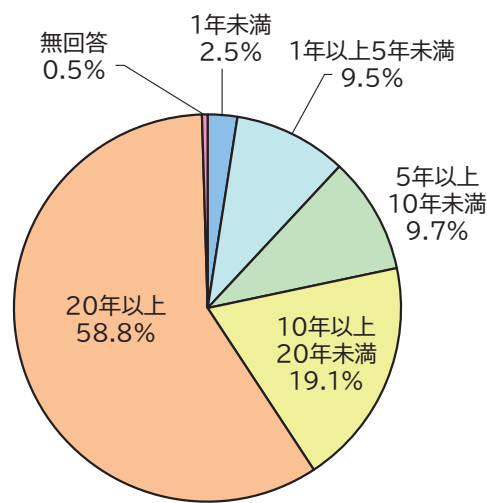
問2 年齢



問3 住まいの地域



問4 居住年数



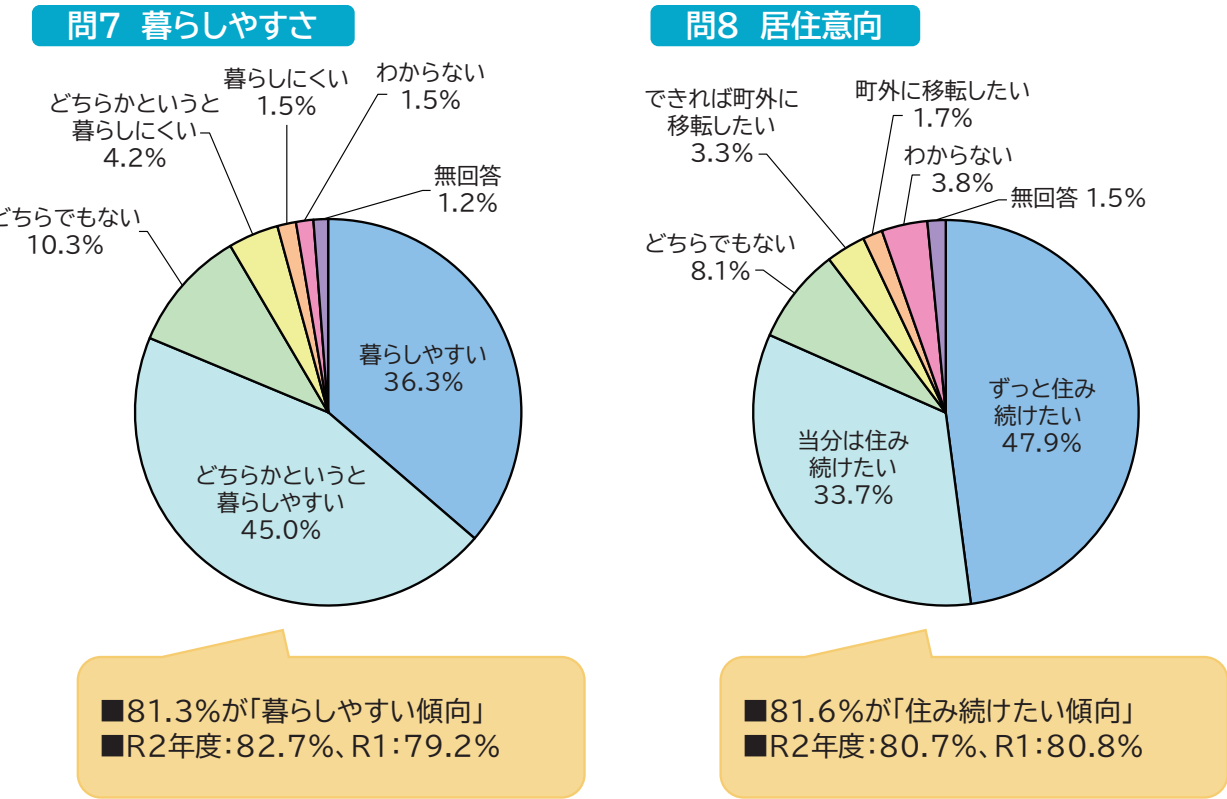
問5 職業

選 択 肢	グ ラ フ	
1. 農林業(自営)	4.2%	
2. 農林業(勤務)	1.1%	
3. 製造業(自営)	0.5%	
4. 製造業(勤務)	16.2%	
5. 建設業(自営)	0.8%	
6. 建設業(勤務)	3.8%	
7. 小売・卸売業(自営)	0.7%	
8. 小売・卸売業(勤務)	2.8%	
9. 飲食業・宿泊業(自営)	0.9%	
10. 飲食業・宿泊業(勤務)	1.9%	
11. 医療・福祉業(自営)	1.3%	
12. 医療・福祉業(勤務)	8.9%	
13. その他サービス業(自営)	2.6%	
14. その他サービス業(勤務)	7.8%	
15. 公務員・団体職員	7.6%	
16. 学生	2.6%	
17. 主婦・主夫	12.1%	
18. 無職(年金受給 等)	18.7%	
19. その他	3.4%	
無回答	1.9%	

問6 通勤・通学先

選 択 肢	グ ラ フ	
1. 大津町内	29.7%	
2. 熊本市	10.1%	
3. 菊池市	4.4%	
4. 合志市	3.2%	
5. 阿蘇市	2.4%	
6. 菊陽町	7.4%	
7. 益城町	1.8%	
8. 西原村	1.3%	
9. 南阿蘇村	1.5%	
10. その他の市町村	4.4%	
11. 通勤・通学していない	28.7%	
無回答	5.0%	

②現在の暮らしについて



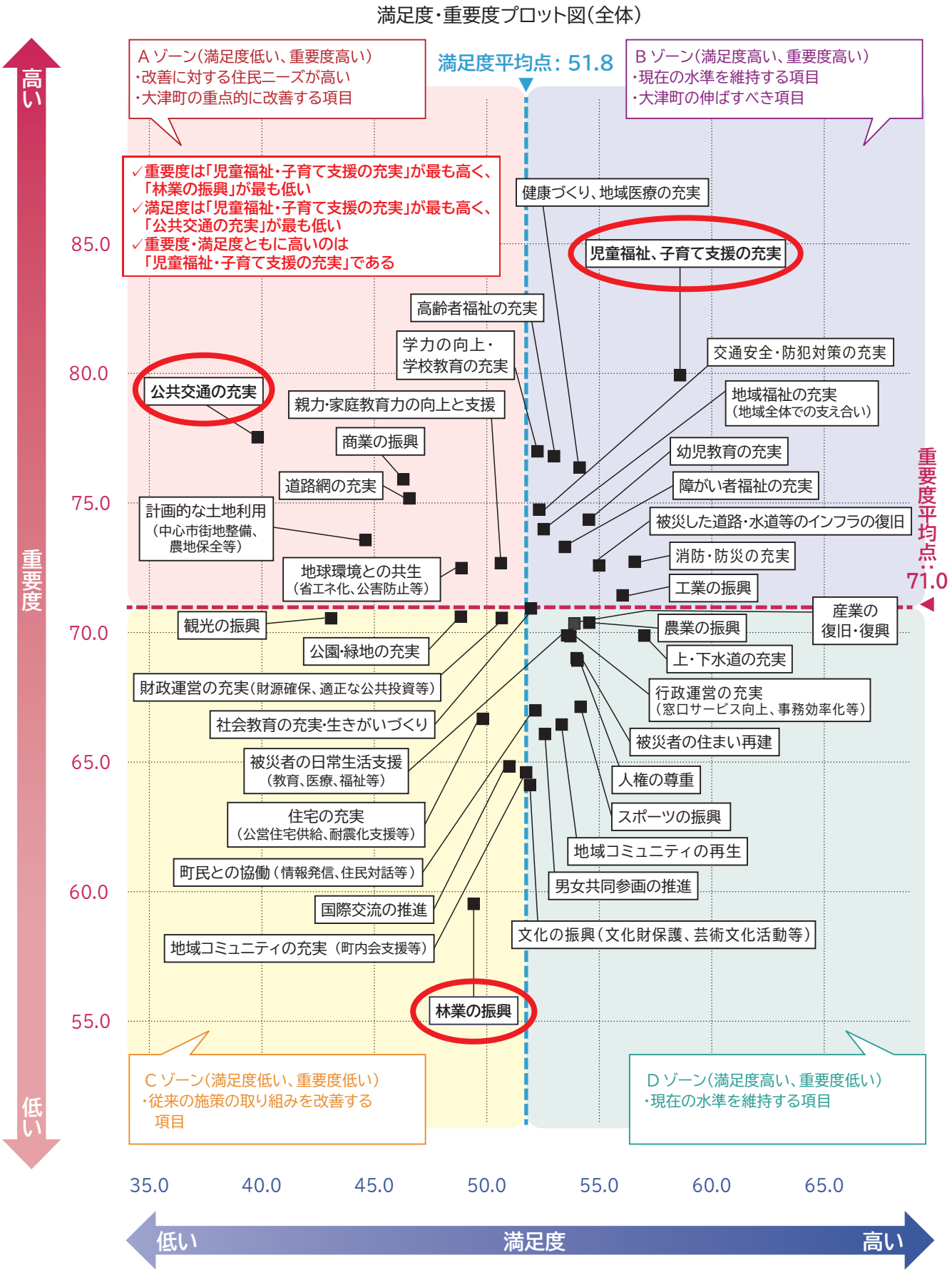
問9 移転理由(問8で移転と回答)

選択肢	グラフ
1.生まれ育ったところではないから	12.2%
2.町外に住みたいと思う場所があるから	20.3%
3.通勤・通学に不便だから	13.5%
4.現在住んでいる住宅に不満があるから	8.1%
5.自然環境が悪いから	0.0%
6.騒音、大気汚染などの公害が多いから	6.8%
7.近所との人間関係がうまくいかないから	4.1%
8.買い物など日常生活に不便だから	39.2%
9.公共施設が整っていないから	9.5%
10.教育・文化の程度がよくないから	12.2%
11.仕事や商売の関係から	4.1%
12.まちの安全性に不安があるから	1.4%
13.進学させたい高校の小学校区外だから	6.8%
14.その他	16.2%
無回答	4.1%

移転理由は「買い物など日常生活に不便だから」が最も多い

③大津町のこれからのまちづくりについて

問10.各分野の取り組みの満足度・重要度



問31 自由意見

農業の振興について・・・7件
(主な意見) ・若い世代の農業就業 ・農業の担い手へのサポート など
商業・工業の振興について・・・83件
(主な意見) ・大型ショッピングモール、アウトレットなどの商業施設の誘致 ・温泉施設があって欲しい ・本屋があって欲しい など
観光の振興について・・・39件
(主な意見) ・町の自然や歴史を生かした観光の創出 ・熊本市と阿蘇の通過点となっている ・道の駅大津の有効活用 など
障がい福祉の充実について・・・9件
(主な意見) ・障がい者の就学支援 ・自立して生活できるよう支援の強化 など
高齢者福祉の充実について・・・24件
(主な意見) ・高齢者の買い物や通院などの移動支援 ・高齢者雇用の拡大 ・高齢者の憩い・活動の場の創出 など
児童福祉、子育て支援の充実について・・・31件
(主な意見) ・雨の日でも子供たちが安心して遊べる場所の確保 ・学童保育の拡充 ・子育てする親へのケア など
地域福祉の充実について・・・36件
(主な意見) ・近所付き合いの減少 ・世代を超えた交流の促進 ・地域コミュニティの再構築 など
健康づくり、地域医療の充実について・・・7件
(主な意見) ・医療機関、医療環境の更なる充実 ・総合病院の誘致 など
学力の向上・学校教育の充実について・・・16件
(主な意見) ・熊本市内の高校の学区内にして欲しい ・子供が勉強に集中できる環境の整備 など
文化・スポーツの振興について・・・13件
(主な意見) ・イベントの充実（若者向けのイベントの強化など） ・スポーツの森への新駅設置 ・文化財・伝統の保全活動の必要性 など

人権の尊重・男女共同参画の推進について・・・9件
(主な意見) ・部落問題の解消 ・差別的発言やハラスメントなどへの取り組み強化 など
計画的な土地利用について・・・34件
(主な意見) ・駅周辺の整備（駐車場含む） ・老朽化したビル、空き家・空地の有効活用 ・南部、北部の周辺地区の活性化 など
道路網の充実について・・・22件
(主な意見) ・歩道の整備 ・陣内交差点の整備 など
公共交通の充実について・・・65件
(主な意見) ・循環バスの導入 ・高齢者向けの交通機関の整備 ・スポーツの森への新駅設置 など
公園・緑地の充実について・・・39件
(主な意見) ・公園の数を増やしてほしい ・遊具、トイレの充実 ・雨の日でも子どもが遊べる場所の充実 など
住宅の充実について・・・8件
(主な意見) ・空き家の有効活用 など
交通安全・防犯対策の充実について・・・31件
(主な意見) ・道路の整備（歩道、自転車道、白線、街灯など） ・子ども、高齢者に安全な道路の整備 ・交通ルールの順守の徹底 など
行政運営の充実について（窓口サービス、事務効率化等）・・・10件
(主な意見) ・職員の窓口対応力の向上 ・町議会議員の見直し など
財政運営について・・・6件
(主な意見) ・企業誘致による財源確保 ・ふるさと納税の充実 など
町民との協働について・・・28件
(主な意見) ・SNS、町ホームページなどによる情報発信の更なる強化 ・町民アンケートの有効活用 ・町長と町民の交流の場の設置 など

発行：令和4年3月

企画・編集：大津町役場 総務部 総合政策課

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

TEL：096-293-3118 FAX：096-293-4836

